

令和元年五條市議会第3回9月定例会（第3号）

日 時 令和元年9月10日（火） 午前10時 開議

議事日程

第1 一般質問

順	氏 名	質 問 事 項	答弁を求める者
1	大 谷 龍 雄	<p>1 廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく五條市廃棄物の処理について (1) 6月定例会での五條市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正に関する理事者側の答弁と許可業者側の認識の相違について (2) 昭和47年5月18日付環整第29号通達の解釈について (3) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第4条第1項、第6条第1項、第6条の2第1項並びに第7条第1項及び第12項に基づく五條市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の再改正について</p> <p>2 陸上自衛隊駐屯地誘致問題の検証と見直しについて (1) 災害救助等国民の命を守る自衛隊の活動の促進を目指し、危険で不必要な海外派遣阻止の取組について ア 安全保障法制の廃止と憲法への自衛隊明記阻止の取組について イ 自衛官募集対象者情報提供依頼について ウ 職員の自衛隊への体験入隊について (2) 災害阻止を目指し、原因をなくす取組の強化について ア 地球温暖化防止について イ ダムの緊急放流防止について ウ ダムの耐震照査と対策について (3) 自衛隊誘致を見直し、消防力の強化及び建設業協会への救援の強化、耐震工事への支援の拡充、並びに自衛隊誘致と切り離れた広域防災センターの整備に力点を置いた取組について</p>	<p>市長・部長</p> <p>市長・部長</p>

順	氏名	質問事項	答弁を求める者
	大谷 龍雄	3 シダースーパーカップ柔道大会問題の教訓に基づく公正で節約した活用について (1) 監査結果報告の重要な指摘と理事者の見解について (2) 平成28年から今日までのシダースタジアムでの柔道競技に関する補助金支出、畳敷込み料、会場使用料、畳等の使用料について (3) 今後の対策について ア 財政に見合った企画について イ 競技関係者の責任による畳敷込みについて ウ 公正な使用料について	市長・部長
2	吉田 雅範	1 森林環境税及び森林環境譲与税について (1) 事業の実施と財源について 2 南奈良総合医療センターへのアクセス道路について (1) 道路整備の現状について 3 東京オリンピック・パラリンピックのホストタウンについて (1) 本市への誘致と県との連携について	市長・部長 市長・部長 市長・部長
3	福塚 実	1 五條市の道路整備について (1) 道路整備の計画箇所について (2) 進捗状況について 2 学校適正化・認定こども園の進捗状況について (1) 学校適正化・認定こども園の要望について (2) 学校の利活用について 3 防災対策について (1) 避難対策について (2) 強風や大雨時の防災行政無線について	市長・部長 市長・部長 市長・部長
4	養田 全康	1 障がい者雇用について (1) 市内企業への取組について (2) 五條市の状況について	市長・部長

順	氏名	質問事項	答弁を求める者
	養田全康	<p>2 奈良県広域消防組合との連携について</p> <p>(1) ドクターヘリについて</p> <p>(2) 水難救助隊について</p> <p>(3) 組合との連携について</p> <p>3 子供のアレルギー対策について</p> <p>(1) 現状について</p> <p>(2) 今後の課題と取組について</p> <p>4 五條市内のプール対応について</p> <p>(1) プール補助券について</p> <p>(2) 学校と賀名生スイミングプールとの連携について</p> <p>(3) 今後の学校のプールについて</p> <p>5 小・中学校の備品について</p> <p>(1) 予算の取り方について</p> <p>(2) 予算執行について</p>	<p>市長・部長</p> <p>市長・部長</p> <p>市長・部長</p> <p>教育長・部長</p>

- 第二 報第 十四号 専決処分の報告、承認を求めることについて（令和元年度五條市一般会計補正予算（第三号））
- 第三 報第 十五号 専決処分の報告、承認を求めることについて（令和元年度五條市一般会計補正予算（第四号））
- 第四 議第二十九号 五條市森林環境基金条例の制定について
- 第五 議第 三十号 五條市林産物加工施設条例の制定について
- 第六 議第三十一号 職員の退職手当に関する条例及び五條市消防団条例の一部改正について
- 第七 議第三十二号 五條市税条例等の一部を改正する条例の一部改正について
- 第八 議第三十三号 五條市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 第九 議第三十四号 五條市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 第十 議第三十五号 五條市保育の実施に関する条例及び五條市一時預かり事業の実施に関する条例の一部改正について
- 第十一 議第三十六号 五條市都市公園条例の一部改正について
- 第十二 議第三十七号 五條市上野公園条例の一部改正について
- 第十三 議第三十八号 五條市下水道条例の一部改正について
- 第十四 議第三十九号 五條市上水道事業給水条例の一部改正について
- 第十五 議第 四十号 令和元年度五條市一般会計補正予算（第五号）議定について
- 第十六 議第四十一号 令和元年度五條市介護保険特別会計補正予算（第二号）議定について
- 第十七 議第四十二号 工事請負契約の締結について
- 第十八 発議第 五号 特別委員会設置及び付託について
- 第十九 認第 一号 平成三十年五條市一般会計歳入歳出決算認定について
- 認第 二号 平成三十年五條市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 認第 三号 平成三十年五條市下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 認第 四号 平成三十年五條市墓地事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 認第 五号 平成三十年五條市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

追 加 日 程 (第 四 号)	認 第 六号	平成三十年度五條市大塔診療所特別会計歳入歳出決算認定について
追 加 第 一 選 第 一 号	認 第 七号	平成三十年度五條市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について
	認 第 八号	平成三十年度五條市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
	認 第 九号	平成三十年度五條市水道事業会計決算認定について
	追 加 第 一 選 第 一 号	特別委員会委員の選任について

本日の会議に付した事件
議事日程のとおり

出席議員 (十二名)

十一番	十番	九番	八番	七番	六番	五番	四番	三番	二番	一番
藤 吉 山 福 岩 窪 吉 牧 平 養 伊										
富 田 口 塚 本 田 野 岡 田 谷										
美 雅 耕 佳 雅 清 全 賢										
恵 子 範 司 実 孝 秀 正 一 司 康 司										

欠席議員（なし）

説明のための出席者

水道局長	大塔支所長	西吉野支所長	教育部長	都市整備部長	産業環境部長	あんしん福祉部長	すこやか市民部長	危機管理監	市長公室長	政策企画監	技監	理事（総務部長）	代表監査委員	教育長	副市長	市長
東	谷	水	松	石	井	平	中	辻	和	細	藤	吉	竹	堀	樫	太
	口	本	井	田	上	田	本	田	田	川	原	田	田	内	内	田
純	晶	俊	和	茂		耕	賢	祥	剛	敬	克	暁	和	伸	成	好
司	紀	明	永	人	昭	一	二	友	明	太	哉	史	彦	起	吉	紀

十二番
大
谷
龍
雄

事務局職員出席者

会計管理者
秘書課長
企画政策課長
財政課長
土地開発公社事務局長
小森比登美
菊井順作
西峯久美
西本久雄
松本成人

事務局長
事務局次長
事務局係長
事務局主任
事務局係員
速記者
井筒昭則
馬場雅樹
車谷憲隆
芳田佳名子
窪勇人
柳ヶ瀬五美

午前十時零分再開

○議長（平岡清司）ただいまから昨日の延会前に引き続き本会議を再開いたします。

ただいまの出席議員数は定足数に達しておりますので、会議が成立いたします。

本日の日程につきましては、お手元に配布済みのとおりであります。

配布漏れはございませんか。――。

これより日程に入ります。

○議長（平岡清司）日程第一、一般質問を行います。

この際、申し上げます。議員各位の質問並びに理事者側の答弁は明瞭、的確にお願いいたします。

議員各位には申合せのとおり、一般質問は全て質問席から一問一答方式により行うことといたします。

なお、理事者側の答弁は全て自席からといたしますので、本趣旨を御理解いただき、議会運営に御協力いただきますようお願いいたします。

また、議員各位には一般質問の時間は質問と答弁を含めて九十分以内といたします。

理事者側にも御協力をお願いいたします。

初めに、十二番大谷龍雄議員の質問を許します。十二番大谷龍雄議員。

〔十二番 大谷龍雄質問席へ〕

○十二番（大谷龍雄） それでは議長の発言の許可をいただきましたので、通告順に基づきまして一般質問をさせていただきます。

まず最初大きな一番、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく五條市廃棄物の処理について。

（一）六月定例会での五條市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正に関する理事者側の答弁と許可業者側の認識の相違について質問をいたします。

六月定例会でのこの議案の提案審議内容については皆さん方も御存じだと思っておりますけれども、重要なことですので、もう一度私の方からポイントだけ経緯経過を説明させていただきます。

六月定例会に太田市長の方からこの議案が提出されましたけれども、その議案の改正理由には五條市し尿汲取料等審議会の答申に基づき、し尿汲取料及びし尿処理料に係る規定を削るためということが理由であります。条例の内容は、五條市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を次のように改正する。附則第二項を削り、附則第一項の見出し及び項番号を削る。別表第一、し尿の項を削る。この条例は令和元年七月一日から施行すると、本会議での議案の内容はこれだけでしたね。これが本会議で厚生建設常任委員会に付託するということが決められまして、後日、厚生建設常任委員会で審査されたわけでありまして、その厚生建設常任委員会の報告書にはこうなっていますね。

「初めに、議第二十五号 五條市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正につきましては、五條市し尿汲取料等審議会からの答申を受け、本条例の一部を改正するもので、当局の説明により了承した次第であります。委員から、改正することにより、市民の負担がどのよう変わるかをただしたのに対し、「基本的には、基本料金は上がらないということを進めている。」との答弁があり、また、料金はいづから変わっていないのかをただしたのに対し、「昭和六十年からである。」との答弁がありました。委員から、業者にも市民にも、負担を掛けることはできないので、適正価格でお願いしたいとの意見がありました。また、料金が変わるときは、きつちりとした形で市民にお知ら

せいただきたいとの意見があり、本案につきましては、慎重審査を経て採決を行い、全員一致をもって可決すべきものと決定いたしました。」

厚生建設常任委員会の審査の報告はこうなっているわけですね。このときに厚生建設常任委員会で審査されたときに関連資料として議案の説明資料が出されたのは、この五條市廃棄物の処理及び清掃に関する条例一部改正説明資料という削除の資料だけで、これがなかったわけですね。そして六月定例会が終わって、あちらこちらで汲取ってもらった皆さん方から、業者の皆さん方からも汲取料金が上がっているんだと、そういう声があるけれどもどうなっているんやという意見が多く寄せられました。今厚生建設常任委員会の審査の中で理事者側の答弁から言えば、基本料金は上がらないということを進めているという答弁をしているんですけども、なぜこの後六月定例会が終わってから許可業者の皆さん方からそういう意見が、認識に基づく意見が上がっておるのか、この矛盾を議案を提案した皆さん方はどのように解釈しておりますか。

○議長（平岡清司）井上産業環境部長。

○産業環境部長（井上 昭）十二番大谷議員の御質問にお答え申し上げます。

五條市のし尿汲取料金に関して混乱を来していることにつきまして、関係者及び関係市民にお詫びを申し上げます。

このような事態となった主な原因は、許可業者との意思の疎通ができていなかったことと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。（「十二番」の声あり）

○議長（平岡清司）十二番大谷龍雄議員。

○十二番（大谷龍雄）率直に見解を述べられて良かったと思いますし、その率直な見解に基づいてこれからどのように解決していくのかということが大事になるわけですね。その点で、この六月定例会が終わってから問題が発生して、私、担当部長、担当課長にどうなっているのか説明していただきたいということの説明をしてもらいました。そしてそのときに初めて本会議にも出されていない、厚生建設常任委員会にも出されておらない答申書というのが出てきたわけですね。答申書。こんな答申に基づいて改正するわけですから、答申書は本会議か厚生建設常任委員会どちらか議員の皆さん方に出さないかん責任ある資料違いますか。これはもう本会議でも厚生建設常任委員会でも出されていないのです。出されたのはこの先ほど申し上げた一部改正説明資料だけですわ。この答申書の五ページにはこう書いていますね。「五條市のし尿収集運搬は平成二十九年よりその全てを許可業者が行っているため、条例で料金を定めることができなくなりました。よって許可業者が

料金をそれぞれ設定することになり、料金の上限に制限を受けないことになります。しかし、し尿汲取料金は公的要素を有しており、許可業者がそれぞれ料金を定めた場合、料金に制限がなくなることで利用者に大きな負担が生じる可能性があります。料金は「原価計算方式に基づいて算出した原価に適正な利潤を加えた額等、適正かつ合理的なものとするのが望ましい」とこう解説されていることから、新たに要綱を制定し、要綱に基づき許可業者がし尿汲取料金を改正しようとするときは原価計算書等の資料を添えてし尿汲取料金の改定意見書を市長に提出し、市長は当市の汲取料金を五條市し尿汲取料等審議会に諮問し、当該審議会の答申を受けた後、その結果を踏まえ市としての指針を許可業者に通知し、この指針に基づいて各許可業者が原価計算に基づく合理的な根拠を明示する形で料金を設定することが望ましいと判断いたします。」と、答申にはこうなっているのです。だからこのとおりに行うと思うたら、このことを業者の皆さん方にちゃんと説明して、業者の皆さん方からこの申請書を出してもらわなありませんわなあ。施行日は七月一日になっていきますけれどもね、施行日そのものも急ぎすぎですよ。今読み上げられたことをしようと思えば七月一日施行日にして間に合うはずがありません。ちゃんとこういう手続きを審議会ではまとめられているわけですからね、これに基づいてやられていないということと、先ほど部長の答弁があったように、許可業者の皆さん方に丁寧な親切な説明ができていないということが、今回の混乱を起こしている原因ではないかというふうに私は考えますけれども。

そしたらこれからどうするかということになりますけれども、やはり業者の皆さん方に再度丁寧な説明をされて、この今読み上げた申請を出していただいてちゃんと審議会で審議していただかなあかんわけです。この手続きが必要になるわけです。だからそれまでは、許可業者の皆さん方にやはり親切丁寧な話をして今までの料金で頑張っていたかどうかというのが手順を踏んだこの問題の解決のやり方ではないかと思いませんけれども、その点どうですか。

○議長（平岡清司）井上産業環境部長。

○産業環境部長（井上 昭）十二番大谷議員の御質問にお答え申し上げます。

議員お述べのとおり手順を踏んでさせていただきましたということで、許可業者から改定意見書の提出をいただいております、五條市し尿汲取料審議会条例に基づきまして、第一回五條市し尿汲取料審議会を去る九月六日に開催し、更に引継ぎ審議を行っているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。（「十二番」の声あり）

○議長（平岡清司）十二番大谷龍雄議員。

○十二番（大谷龍雄）はい。既に取り組んでいただいているということで、本当に良かったと思います。

そして、今回の答申の中で、審議会の答申の皆さん方も大変苦労されたと思うのですけれども、法的に見て問題点があるんですね、いわゆるこの答申のページの上方に、「し尿汲取料金については平成二十九年度よりし尿収集運搬業務許可制に変更したことで、条例でし尿汲取料を定めることができない。（昭和四十七年五月十八日付、環整第二十九号通達）市町村が処理していない一般廃棄物の処理手数料を条例で定めることができない。なおこのことについては市町村における許可業者が一社であろうと数社であろうと同様である。」という、このいわゆる昭和四十七年の環境省が出した通達を根拠に料金を定めることができないということになっておるのですけれどもね、これがもし本当でしたら昭和四十年以後の代々の市長と市議会議員とは間違つたことをしてきたということになるわけですね。その中に私も三十七年間させてもらっていますから、大きな責任があるわけです。だからこの昭和四十七年の環整第二十九号について正確に使わないかんということで、この間八月二十一日、環境省に行つてまいりました。環境省で対応してくれた人は環境省環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課課長補佐湯本淳さん、もう一人環境省環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課主査大塚さん、このお二人が我が党の伊藤 岳参議院議員の秘書のお世話で対応してくれました。この方といろいろ議論しておつたのですけれども、その中で、環境省の答弁はいわゆる昭和四十七年の環整第二十九号は要望のあつた千葉県衛生部長にお答えした回答文書であつて、日本全国の自治体にこうしなさいよということを出した通達ではありませんよということなんですわ。法律ではないんですよ、これ。そらそうですやろ、回答の中にもこういうように書いてますやろ、「厚生省環境衛生局水道環境部環境整備課長から千葉県衛生部長あて回答」、回答となつています。昭和四十七年三月二十三日付環第九十号をもつて照会のあつた標記の件については、次のとおり回答することです、千葉県に限定して回答した通達なんです。日本の自治体全部がこれに従わないかんということではないわけです。いろんな法律がありますけれども、法律の中に回答するという表現は一つもないんですか。これを法律のように審議会で皆さん方説明されて、その説明を信頼されて対応されたと思うのですけれども、環境省へ直接行って聞いてきた答えはそういうことです。だからこれは重要なことですからね、こういう法律やら通達を根拠に大掛かりな改正をしようとするときには法律や通達をとことん確認せないけません。その点ですね、この昭和四十七年の環整第二十九号の通達について私の環境省に行つて調べではそういうことですが、現時点で皆さん方どのように解釈されていますか。

○議長（平岡清司）井上産業環境部長。

○産業環境部長（井上 昭）十二番大谷議員の御質問にお答え申し上げます。

議員お述べのとおり、この昭和四十七年の通達について詳しく説明させていただきたいと思っております。少しお時間をいただきたいと思います。

議員お述べのとおり、これは千葉県衛生部長から聞いております。これを五條市と置き換えますと全く同じような状況でございます。ちょっと読ませてまいります。

「市町村において、一般廃棄物のうち、「ごみ」のみ直営で処理を行っていて、「し尿」については、全て許可業者で収集及び運搬を行っている場合に下記の事項について疑義がありますので、御教示願いたく照会します。」

これは全く五條市と同じ状況でございます。それは、どういったことかと言いますと、千葉県が聞いているのは、「手数料条例規程は、市町村が行っている事務について手数料を徴収するために定められることと、昭和二十九年八月十四日付厚生省発衛第二四一号をもって通牒に係る「廃掃法の施行について」の第八の四の趣旨は、改正法に踏襲されていると考えられることから、「し尿」の収集及び運搬の手数料については、条例化できないと解されるが如何」というふうな質問でございます。

これに対して環境省の方は、「市町村が処理していない一般廃棄物の処理手数料を、条例で定めることはできない。」というふうに答弁しております。五條市も同じような質問をすると、同じような回答をいただけるといふふうに解釈しております。それによりまして、うちが環境省の方に電話で問い合わせをしました。すると環境省の方からこれは公式なものであるというふうな見解をいただいております。

それと環境省のホームページからダウンロードした書類でございますので、これは全国で閲覧可能な状態にされており、公式なものというふうに判断しております。

以上、答弁とさせていただきます。（「十二番」の声あり）

○議長（平岡清司）十二番大谷龍雄議員。

○十二番（大谷龍雄）千葉県等の状況が全く一緒だということでございますけれどもね、この皆さん、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の第七条第十二項を皆さん、見てくれますか。第七条第一項及び第十二項ですね、第十二項はこうなっております。第一項の許可を受けた者、許可を受けた者ですね、第一項の許可を受けた者、第一項にはどうなっているかと言いますと、第七条第一項「一般廃棄物の収集又は運搬を業として行うおうとする者は、当該業を行おうとする区域を管轄する市町村長の許可を受けなければならない。」と、この「市町村長の許可を受けた者及び第六項の許可を受けた者は、一般廃棄物の収集及び運搬並びに処分につき、当該市町村が地方自治法第二百二十八条第一項の

規定により条例で定める収集及び運搬並びに処分に関する手数料の額に相当する額を超える料金を受けてはならない。」、許可を受けた業者の皆さん方は市が決めた料金を超える料金を受けてはならないと、基本法はこうなっているんです。ここで出てくる第二百二十八条第一項、地方自治法の第二百二十八条はこうなっています。「分担金、使用料、加入金及び手数料に関する事項については、条例でこれを定めなければなりません。」と、これが基本条例です、地方自治法。だから五條市は昭和四十一年から処理場をつくって初めから許可業者できておるんですよ、昭和四十一年からずっと五條市で処理場をつくって許可業者できておるのです。だから今読み上げた廃棄物の処理及び清掃に関する法律の第七条第一項と第十二項に基づいて料金を定めてその範囲内で許可業者にやってきていただいているわけですね。だから基本はこんなんです。こんな千葉県に回答した、これはこの内容だけで千葉県の廃棄物の処理、運搬収集処理の内容と五條市は一緒かと、こんな判断できませんよ。こんな短い文章で。だから我々市民の皆さん方に責任を持った仕事をしているわけですから、基本法に立ち返る、千葉県に返答したやつは千葉県だけに限定して返答しておるわけです。ホームページで誰でも見れるということと全国の地方自治体これに基づいてやらなアカンということとは別ですよ。見れるけれどもこれに基づいてやりなさいってどこにも書いていませんがな。千葉県に回答しますって書いているだけです。そこでもその解釈は不十分違いますか。誰でも見れるということと日本の自治体がこの通達に基づいて従わなアカンということとは違うわけです。だからやっぱり法律の解釈というのはものすごく難しいし、立場が違えばみんな違う部分もありますからね、その辺がやっぱり今回の混乱した要因の一つでもある。審議会の皆さん方も大変苦労されたと思いますよ。私は批判しているけれども、審議会の皆さん方の苦労はよく分かります。だからやっぱり今審議会の皆さん方にまたお願いして審議し直していただいているということですから、この法律の解釈を私もうちよつと正確にすべきだと、廃棄物の処理及び清掃に関する法律と地方自治法の第二百二十八条、これに基づいてするように強く求めておきたいというふうに思います。……答弁ありますか。

○議長（平岡清司）井上産業環境部長。

○産業環境部長（井上 昭）十二番大谷議員の御質問にお答え申し上げます。

廃棄物処理法の解説というのがここにあるのですが、今議員お述べのとおりその解説によりまして、…少し解説を読ませていただきましたと思います。廃棄物処理法の解説によりますと、「法第七条第十二項の規定により、一般廃棄物の収集及び運搬並びに処分につき、一般廃棄物処理業者が市民や事業者から受け取る料金は、市町村の手数料条例による制限を受けることとなる。」と、議員お述べのとおりでございます。「条例によつては、収集手数料と処分手数料という表現を用いても、事業系一般廃棄物については、事業者が搬入してくる一般廃棄物の処分

手数料のみを規定し、一般家庭については、収集されてから処分されるまでの手数料を込めた意味で収集手数料と言っているような場合もあるため本条第十二項の規定に基づく条例は明確に規定されることが求められ、その制限額の解釈には注意を要する。」というように改正しております。

そこで「本項は、いわゆる料金統制の趣旨ではなく、市町村が直営を行う一般廃棄物処理業者に関し手数料を定めた場合、市町村が直営で行う場合と一般廃棄物処理業者が取り行う場合との間に市町村住民に不公平を来さないように料金の最高額を定めたものである。なお、一般廃棄物処理業者が市民から受け取る料金は、原価計算方式に基づいて算出した原価に適正な利潤を加えた額等適正かつ合理的なものとする。」というようになっております。よって、五條市の解釈といたしましては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律は、第七条第十二項で許可業者が徴収する料金について、市町村が地方自治法第二百二十八条第一項で定める収集・運搬・処分に関する手数料の額を超える料金を受けてはならないと規定しておりますが、これは、先ほど答弁したとおり、「直営・委託」と「許可」とで不公平を来さないように料金の最高額を定めたものであります。

また地方自治法の規定は市町村が徴収する地方税、分担金、使用料、及び手数料等の徴収根拠を「第三節 収入」の部分で規定したものであり、許可業者の作業手数料を制限する料金を定める根拠とはなっていないものであります。

したがって、市町村が取り扱わない手数料については定めることはできません。

つまり五條市は、全域を許可業者によるし尿の収集運搬とした時点で、業者が受け取る作業手数料を条例で定めることはできないというように解釈しております。

以上、答弁とさせていただきます。（「十二番」の声あり）

○議長（平岡清司） 十二番大谷龍雄議員。

○十二番（大谷龍雄） 今の部長の答弁の中で、この廃棄物の処理及び清掃に関する法律と大きな食い違いがあるのはね、いわゆるし尿収集を許可業者と市が直営でやっている場合は違うんだという答弁やったと思うのですけれどもね、しかし法律の基本は、許可を受けた者も一般廃棄物の処理及び運搬並びに処分につき当該市町村が地方自治法第二百二十八条第一項の規定により条例定める収集及び運搬及び処分に関する手数料の額に相当する額を超えてはならないという、基本はここなんです。直営と許可業者の区別はないのです。むしろ許可を受けた者ということでも許可を受けた業者を重点にした法律が第七条第十二項なんです。だからまだまだもつと法律の研究をしてください。

はい、次いきますよ。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第四条第一項、第六条第一項、第六条の二第一項並びに第七条第一項及び第十二項に基づく五條市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の再改正について。この間の質問のやりとりの中で明らかにさせてもらったことばかりでありますけれども、ちよつとさかのぼって強調しておきますと、いわゆる第六条第一項はね、「市町村は、当該市町村の区域内の一般廃棄物の処理に関する計画を定めなければならない。」、そして第六条の二第一項は、「市町村は、一般廃棄物処理計画に従って、その区域内における一般廃棄物を生環境の保全上支障が生じないうちに収集し、これを運搬し、及び処分しなければならない。」と、…：収集しこれを運搬し及び処分しなければならぬ、この収集運搬はね、許可業者も委託業者も直営も全て含めて表しているわけですよ。許可業者と直営とは違うというような法律の解釈はできませんやろ、どう解釈してもね。まとめてこれをやらなあきませんよとなっているのです。第六条の二第一項は。先ほどの答弁とも関連しますけれども。だからやつぱり第七条だけやなしにさかのぼって関連するものを全て調べて、ひとつね。

そして結論ですけれども、今は六月定例会で上げられた条例に基づいていろいろと業者に対する説明不足もあったから、業者の皆さん方から申請を出してもらってそれを審議会に答申していくというふうに言われましたけれども、それはそれでいいことだと思いますけれども、やはり昭和四十七年の環整第二十九号によって五條市の場合は料金を条例で定めることができないという、この解釈は誤りですからね、だからこれをやつぱり正確に理解した上で、料金は条例で定めるべきだと、第七条第十二項に基づいて、そして定めるときは審議会の皆さん方の意見にもありますように、業者にも市民にも負担を掛けることができない、適正価格でお願いしたいというふうにありますようにね、やはり市民にとっては、これはもうなくてはならない業務ですからね、だから廃棄物の処理及び清掃に関する法律で市の責任になっておるわけですが、許可業者の皆さん方もこの重要な業務をやはり末永く安定的にやっていただかなあかんわけですからね、やはり利益も適正に保障しなければならぬということになりますから、料金の設定においては市民の皆さん方の意見も許可業者の皆さん方の意見も、また審議会の皆さん方の意見もよく聞いて市民にも負担を掛けない、業者も続けてやっていただける、そういう料金をやはり設定すべきではないかというふうに考えます。その点を強調しておきたいと思えます。その辺で答弁あつたら答弁ください。

○議長（平岡清司）井上産業環境部長。

○産業環境部長（井上 昭）十二番大谷議員の御質問にお答え申し上げます。

一般廃棄物に関する業務は、大きく分けまして、①収集、②運搬、③処分という三つをまとめて「処理」というように使用されております。

よって収集、運搬、処分をまとめて処理と言います。その根拠は、先ほど議員お述べのとおり廃棄物の処理及び清掃に関する法律第六条の二第一項には「市町村は、一般廃棄物処理計画に従って、その区域内における一般廃棄物を生活環境の保全上支障が生じないうちに、収集し、これを運搬し及び処分しなければならない。」と規定されております。

よって、これら全ての業務は市町村に総合的な処理の責任があります。五條市におきましては①収集、②運搬につきましては、確認できる資料によりますと、昭和四十一年当時から既に許可業者が行って来ており、唯一③処分については、旧衛生センター及び現在のクリーンオアシスにおいて行っているものでございます。

よって現在、全て許可業者に委ねております収集、運搬が、この条例で定めることができないというように通達はいつていると解釈しております。

それで、先ほど答弁したとおり八月に、し尿汲取業者の方から諮問の書類をいただきましたので、五條市し尿汲取料等審議会の方で料金を定めていただけるように会議をしている最中でございます。

以上、答弁とさせていただきます。（「十二番」の声あり）

○議長（平岡清司）十二番大谷龍雄議員。

○十二番（大谷龍雄）答弁は廃棄物の処理及び清掃に関する法律とは大分食い違っていると思いますからね、その辺は指摘しておきます。

私も引き続きまたこの法律の調査研究もさせていただいて、もう少しはつきりしなければ昭和四十七年以後の代々の市長やら議員が間違っただことをやっているということと汚名を着せられることになるわけですからね、このままでは済みませんよ。

次、大きな二番いきます。

陸上自衛隊駐屯地誘致問題の検証と見直しについて。

（一）災害救助等国民の命を守る自衛隊の活動の促進を目指し、危険で不必要な海外派遣阻止の取組についてということでございます。そのア、安全保障法制の廃止と憲法への自衛隊明記阻止の取組ということでございますけれども、御存じのように、この安全保障法制が国会で可決されたのは二〇一五年九月ですね、このときにいわゆる日本の自衛隊法も改正されました。改正の主な内容は、今までの自衛隊法は自衛隊の任務として「自衛隊は、我が国の平和と独立を守り、国の安全を保つため、直接侵略及び間接侵略に対し我が国を防衛することを主たる任務とし、必要に応じ、公共の秩序の維持に当たるものとする。」とこうなっているわけですね。今改正された後の自衛隊法の任務は、直接

侵略、間接侵略が削除されて後は全部一緒です。このように自衛隊法の改正のもとに安全保障法制が国会で成立しているわけですが、この安全保障法制は一口で言えばどういう法律かと言いますと、いわゆる日本がどこの世界の国からも攻撃されていないのに自衛隊を海外の戦闘地域、戦闘現場ではありません、戦闘地域へ自衛隊を派遣することができるというのがポイントですね。

細かいことはいろいろありますけれども、この安全保障法制が国会で可決されて、この間そしたら自衛隊が海外でどのような内容でどれくらい派遣されてきているのかということをおきまして、二〇一五年九月の安保法制可決以後、二〇一八年の二月までの間に自衛隊の中でも、陸上自衛隊だけでなく、航空自衛隊、海上自衛隊は別ですね、陸上自衛隊だけでこの二年ちよつとの間に三十回海外へ派遣されていますね。こんなん全部言っておいたら時間が足りませんから、主なものだけを申し上げますと、米海兵隊との実動訓練、米陸軍との実動訓練、日本・フランス・イギリス・アメリカの共同訓練、いろいろあります。しかし三十回の中で一番多いのがやっぱりアメリカ軍との共同訓練、訓練と言っていますけれども、共同作戦ですわね、これ実際はね。安全法制ができてからこれだけの陸上自衛隊が海外へ派遣されているわけですね、今でもこういう状況でありますから、これを何としても自衛隊員の皆さん方の安全を守るためにも、世界のもみ合いにちよつかいを出して余計複雑にしないためにも、こういった海外派遣をやめさせなければなりません。そのためには安全保障法制廃止が必要ですが、これも、同時に今参議院選挙でも大分議論になりました憲法第九条に自衛隊を明記することがもし行われた場合は、もう御存じのように日本国憲法第九条は過去の戦争の反省から第九条第一項「日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する。」第二項「前項の目的を達成するため、陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。国の交戦権は、これを認めない。」この第一項、第二項を残して自衛隊をここに明記しても、どういふ日本国憲法の解釈になるかということをおきまして、憲法学者や専門家の意見を引用しておきますけれども、条文の先ほどの第九条第一項、二項を残して自衛隊を明記すれば、この第一項、第二項の条文は死文化・空文化されると、もう死んでしまうんだと、ないのと同じようになるのだということですね。

そして自衛隊を、安全保障法制の場合は戦闘地域でしたけれども、もう戦闘現場も含めていろいろ安全保障法制には制限、制約がありましたけれども、そういった制限、制約も取った無制限に海外派遣できるというのが憲法学者の見解なんです。安倍さんは残して自衛隊を記入したら今までと変わらないと一時言っていましたけれども、憲法学者の方が私は信頼できると思います。何も変わらないのにこれだけ国民の皆さん方と意見を交わしながら自衛隊を憲法に明記するということにはならないわけですからね、何も変わらなかったら。

だから私は、やっぱり自衛隊の皆さん方を自衛隊法に基づいて、やはり必要に応じて公共の秩序の維持に当たってもらうためにもこんな必要のない海外派遣を食い止めなければ、最近のように大きな災害が数多く発生しているときでも海外派遣されておたら、日本国内の国民の命を守るために災害救助に当たれないわけですからね。だからやはり安全保障法制の廃止と憲法第九条への自衛隊の明記というのは国民の皆さんこそ阻止していくことがこの五條市でも大事だというふうに考えますけれども、皆さんの見解をお聞きしたいと思います。

○議長（平岡清司） 辻田危機管理監。

○危機管理監（辻田祥友） 十二番大谷議員の御質問にお答え申し上げます。

平和安全法制関連法については平成二十七年九月に可決・成立し、翌年三月に施行されており、また、憲法第九条の改正を含む憲法改正については、今後、国会で議論されることでありますので、私どもの答弁は控えさせていただきますと思います。

以上、答弁とさせていただきます。（「十二番」の声あり）

○議長（平岡清司） 十二番大谷龍雄議員。

○十二番（大谷龍雄） はい。しかし一方では自衛隊を誘致しようというこの方針を奈良県知事も五條市長も出しておるわけですからね。今、自衛隊が法律でどうなっているのか、もし憲法第九条に自衛隊が明記されたらどうなっていくのかという、この辺の正確な掌握もする責任があると思いますからね。ひとつその辺はしっかりとつかんでいただく必要があるのではないかなというふうに思います。

次、いきます。

イ、自衛官募集対象者情報提供依頼について。この件につきましては数年前に取り上げまして皆さん方の回答は自衛官募集対象者情報提供をしていると、閲覧しやなしに対象者名を五條市で抽出してその名簿を自衛隊事務所を提供しているという答弁やったと思いますけれども、やはり市民に対しましては個人情報保護条例、情報公開条例という二つの条例で市民の皆さんの個人情報を守るためにきっちりやっておるわけですからね、自衛隊だけそんなね、いわゆる不公平な扱いをすることはいいと思いませんけれども、現在、自衛官募集対象者情報提供に對してどう対応していますか。

○議長（平岡清司） 中本すこやか市民部長。

○すこやか市民部長（中本賢二） 十二番大谷議員の御質問にお答え申し上げます。

平成三十年十二月十四日付けで、自衛隊奈良地方協力本部長からの要請があり、自衛官及び自衛官候補生の募集に関し、必要となる募集対

象者の氏名・生年月日・男女の別及び住所の情報に関する資料を提出しております。

以上でございます。（「十二番」の声あり）

○議長（平岡清司）十二番大谷龍雄議員。

○十二番（大谷龍雄）防衛省自衛隊事務所からはその理由として自衛隊法施行令第二百二十条があるというように言っていると思いますが、この第二百二十条は自治体に対して適齢者名簿などの提出を求めることはできるとなっていますけれども、自衛隊が応じる義務は規定されていないのです。だから求めてはくるけれども、応じるかどうかは地方自治体の判断で決めたいということなんです。したがって、今やっているということですが、それはもう直ちにやめるように。

なぜそういうことを防衛省自衛隊事務所がやってくるのかということは、皆さん方も御存じのように、この間自衛官の候補生の募集に対する応募状況がこの間防衛省は発表していますね、これによりますと自衛隊の主力隊員になる自衛官候補生の入隊が二年連続で採用計画人数を下回ったと、二〇一八年度の採用では計画九千八百八十二人に対し試験を経て入隊の意思を示したのは七千七十五人、二人ぐらい少ない間違いですか。少ないわけですね。その原因にはいわゆる民間採用が活発化していますからもう民間の方に自衛隊の採用試験をクリアしても民間会社に就職するということもあるか分かりません。しかしもともと大事なことは、元防衛大学の教授で元外務省の国際情報局長の孫崎さん、この人が指摘していますけれども、若者が自衛隊離れするのはやはり他国、外国から攻めても来ないのに自衛隊が外国の戦闘地域に派遣するというのは、こういう安全保障法制等々を作ったことがやはり自衛隊離れの原因だと、元防衛大学の教授の孫崎さんがそう指摘しているです。それから間違った安全法制等々を作ったことがやはり自衛隊離れの原因だと、元防衛大学の教授の孫崎さんがそう指摘しているです。正義感の溢れた若者がやはり自衛隊に今まで入ってくれたのは直接侵略、間接侵略から日本を守るといふこの正義の自衛隊法があったからこそ皆さん若者がよっしや頑張ろうということ。今まで入隊してくれたと思うんですけども、今はそれがなくなってもうほとんど条件なしで外国の戦闘地域に派遣されるわけですからね、それが若者の自衛隊離れの一原因だということ。元防衛大学の教授が指摘しているのは、ほぼほぼ間違いないんですか。だからやっぱりその辺も考えて自衛隊にだけ対象者名簿を提供するというのはやめるべきで、もつと意見を防衛省へ、政府に上げるべきだと思いますね。

次、ウ、職員の自衛隊への体験入隊について。これも数年前に質問しました。しかしそのときも職員の中から数名体験入隊をしているということがありますけれども、現在どうなっていますか。

○議長（平岡清司）和田市長公室長。

○市長公室長（和田剛明）十二番大谷議員の御質問にお答えいたします。

自衛隊駐屯地研修の実施状況でございますけれども、昨年度は十月二日から四日の二泊三日の日程で、新規採用職員を対象とした、陸上自衛隊体験入隊を行っております。

参加人数は、新規採用職員、男性職員五名、女性職員五名、引率職員二名で、駐屯地内での起居、訓練等を通じて職員の団結心、規律心を養い、資質向上を図ることを目的としてございます。

研修内容につきましては、基本教練、ボート操作、体育及び体力測定、護身術、駐屯地の日課時限に基づく行動及び課外教育で、基本教練では、個人及び団体での教練により、個人の節度ある動作と団体での整列、集合、行進等を体得いたしております。

ボート操作では、ボートの運搬から航行準備、航行に至るまでのチームワークの必要性を体得いたしております。

体育及び体力測定では、準備体操の必要性の認識、今後の体調管理、健康管理について考え、最終日に体力測定を実施し、現在の体力度を確認いたしております。

また護身術では、我が身を守る動作を体験いたしました。

駐屯地の日課時限に基づく行動では、一日の行動を通じて時間管理の重要性を認識してございます。

なお、地方公務員法第三十九条におきましては、「職員には、その勤務能率の発揮及び増進のために、研修を受ける機会が与えられなければならない。この研修は任命権者が行うものとする。」というふうの規定されてございまして、職員の団結心、規律心を養うために実施しております、当該陸上自衛隊体験入隊は、法的には問題ないというふうにご考えてございます。

本研修につきましては、職員の団結心、規律心を養うためにも、今後とも実施をしてみたいと、このように考えてございます。

以上でございます。（「十二番」の声あり）

○議長（平岡清司）十二番大谷龍雄議員。

○十二番（大谷龍雄）職員の皆さん方にね、頑張っていたただかなあかんのは地方自治法の本旨を実現するために、地方公務員法に基づいて頑張っていたかと、これが一番重要なことなんです。

この間のシダースーパーカップに関係する問題にも幹部職員に疑惑を持たなければならないような行動もありますし、公共工事の契約が終

わった後でも見直しの工事はあると、そしてまた繰越しの工事もかなりいつもたくさん上っていますね、こういうような状況見れば、そんな職員の本文でない自衛隊に入隊して研修するよりも、もっともつとその時間を五條市の職務にあててもらわなければ、シダースーパーカップ問題やら繰越し問題等々を解決するために重要違いますか。そしてやはり地方自治法、地方公務員法の一重要なところを繰り返しみんなで議論することも大事ではないかと思えます。そういう今の五條市政のこういった問題の発生やら公共事業の遅れ等々から考えても本文でない自衛隊の体験入隊は直ちにやめるように強調して、次に進みます。

次は、(二)災害阻止を目指し、原因をなくす取組の強化について。御存じのように、最近は大変大きな豪雨、強風、熱波等々が発生しております。この間から日本の関東を襲った台風十五号も今日のマスコミでは死者三名、そして頑丈な鉄柱、ガソリンスタンドの鉄でできた屋根も飛んでしまうというような状況になっております。

世界でも中国ではこの間の台風九号でしたか、四十数名亡くなっておりますし、六日には超大型のハリケーン「ドリアン」でカリブ海の島のバハマで数千人が行方不明になっていると、こういうふうには日本でも異常気象が荒れているわけであります。だから災害が起った後の救助、救援も大事ですけれども、今最も大事なのはこういった豪雨、強風、熱波等々の原因をなくすという、この対策に今世界中が必死になって頑張っているわけですね。だからやはり私は自衛隊誘致よりも優先せないかのは、自衛隊誘致に必要なそういう国民の税金をもっともつと異常気象の原因をなくす方向に使うというような税金の使い方に転換しなければいけないというふうに思います。

その一つは、地球温暖化をなくすということが、今世界中のどの専門家も学者も異常気象をなくすためには当面は地球温暖化をなくすという事で意見が一致していますからね、それが重要だと思えますけれども、この六月十五日、十六日に長野県で開かれた二十箇国の持続可能な成長のためのエネルギー転換と地球環境に関する関係閣僚会合の前に、安倍政権が閣議決定した地球温暖化防止対策の長期戦略があるわけですから、内容は世界の水準から大変遅れています。そして地球温暖化を促す温室効果ガスを多く発生させる石炭火力発電についてもなくすという方向を示しておりません。また危険な原子力発電は利用安全的に進めていくという閣議決定をしております。一方、アメリカのトランプさんはパリ協定を離脱すると言っている状況です。世界の中でも模範を示さなければいけないアメリカと日本がね、こういう姿勢では地球温暖化をなくすことについては大変遅れてますからね、やはり日本の国民の皆さん方の力を借り、また五條市民の皆さん方も力を発揮しても、五條市としても効果的な対策を取っていかねばなりませんけれども、やはり政府への意見も強く系統的に上げていって、もっともつと太陽光や水力との再生エネルギーを活用した発電施設に転換するよう求めていくべきだというふうに考えますけれども、答弁をお願いしたいと

思います。

○議長（平岡清司） 辻田危機管理監。

○危機管理監（辻田祥友） 十二番大谷議員の御質問にお答え申し上げます。

豪雨、強風、熱波等の要因となっている地球温暖化防止に関しましては、奈良県市長会等を通じまして、引き続き要請をしまいたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。（「十二番」の声あり）

○議長（平岡清司） 十二番大谷龍雄議員。

○十二番（大谷龍雄） 系統的に毎年力を入れて頑張っていたいて、日本全国の市長会、またひいては知事会の皆さん方も政府に意見を上げていただくようなその状況を作り出すリーダー役を大塔災害、いろんな災害を経験した五條市が役割を發揮するように求めておきたいというふうに思います。

次、ダム of 緊急放流防止についてですけども、この件についてはもう何遍も取り上げておりますけれども、六月定例会で取り上げた皆さん方の答弁はこうなっているわけですね。いわゆる「ダムを管理する農林水産省南近畿土地改良調査管理事務所に緊急的な放流の防止及び安全なダム運用について要望を行ってまいります。」と、こういう答弁をしておりますけれども、もう既に大塔災害で被害の一端、責任を担った猿谷ダムの緊急放流、これはもう猿谷ダムは具体的な方針を示してなくしていくというふうに発表しておりますし、遡ったら池原ダムとかいろんなダムの管理者も天候状況を早めに捉えて、下流の皆さん方への水不足にならないような水位まで水を下げる、そのための緊急放流をやめると、こうはつきり今やってきておるわけですからね、この五條市の上流の津風呂ダム・大迫ダムの管理責任者の皆さん方にももう既にやっているとすると同じようにやってもらったらいいわけですから、お金は何も要らないわけですからね、強ちに訴えていただきますように。過去の五條市はダムの緊急放流で数え切れないような大変な被害に遭っているわけですからね、ひとつ頑張ってください。

そしてダムの耐震照査につきましても、六月定例会の皆さん方の答弁は、「津風呂ダムでは平成二十九年度から実施され、令和二年度の完成を目標に、また大迫ダムは平成二十七年から実施され令和三年度の完了を目標にやっている。」というふうに言ってくれていますけれども、これを早く済むように取り組んでいただくとともに、大事なことは、耐震照査結果はどうやったのか、その結果に対してどういう対策を出しているのかという、この点をつかんでいただかなければ、五條市民の安全は守れないのではないかと思います。

だからこの間の答弁では耐震照査が終わっているところとまだのところだけでしたけれども、終わっているところはその結果がどうやったのか、その結果に対してどういう対策を取っているのかということも含めて要望していただきたいというふうに思います。その点、ひとつ答弁お願いします。

○議長（平岡清司） 辻田危機管理監。

○危機管理監（辻田祥友） 十二番大谷議員の御質問にお答え申し上げます。

ダム施設の耐震照査詳細につきましては、先ほど議員が述べられましたような形で継続的に耐震照査を実施中との確認を行っております。おっしゃられますように、まず結果ができたときにはその確認を取り、またどういふふうな手立てをしていくかということは農林水産省の方と協議をしてみたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。（「十二番」の声あり）

○議長（平岡清司） 十二番大谷龍雄議員。

○十二番（大谷龍雄） はい、頑張ってください。

それでは、（三）自衛隊誘致を見直し、消防力の強化及び建設業協会への救援の強化、耐震工事への支援の拡充、並びに自衛隊誘致と切り離れた広域防災センターの整備に力点を置いた取組についてというところに入ります。

御存じのように、五條市の消防も広域になったわけですが、この広域になったときには消防の職員の定数よりも減らそうという方針が同時に出ました。現在でもそういう方針を持っているならば、消防職員を定数よりも減らすというようなことはやめるべきだということですね。

そして消防力の強化では、もう既にいろいろ頑張ってくれていますけれども、消防署にもやはり適当なユニボ、重機を配置していくと、特に南の大塔町・十津川村・野迫川村・下北山村・上北山村、あの辺はやはり災害の多いところでありまして、そのことは非常に必要ではないかと思えます。

それと同時に、五條市は既に協定いただいておりますけれども、建設業協会への救援の強化を、五條市はいただいておりますけれども、やはり奈良県全体の災害の多い十津川村・野迫川村・下北山村・上北山村、そういう五條市以外の自治体でもそれをお勧めすると、リーダー役を果たすということが大事ではないかというふうに思います。

そしてもう一つは、耐震工事の支援の拡充ですけれども、この間出された五條市の広報によりますと、木造住宅の耐震診断は無料でやってくれますけれども、耐震改修工事補助事業についてはいろいろ基準が書いておまして、一件だけです、先着一件だけが対象になるということで。大変基準も厳しいですけれども希望しても一件しか対象にならないという、もう少しこの補助事業の基準を緩めて、予算を確保して要望の出された多くの皆さん方に耐震改修工事をやっていたるように予算を増やすべきではないかということですね。

そしてまた、自衛隊誘致のときに話した広域防災センターの整備というのは、これはもう奈良県が前から計画していることでありますので、奈良県と一緒に早く取り組むべきだということを申し上げておきたいのですけれども、この点についてひとつ答弁をお願いしたいと思います。

○議長（平岡清司） 辻田危機管理監。

○危機管理監（辻田祥友） 十二番大谷議員の御質問にお答え申し上げます。

自衛隊誘致を見直して消防力を強化することにつきましては、奈良県広域消防組合も運用開始六年目を迎えており、高度かつ専門的な装備はほぼ充足され、特化した技術を有する各隊の能力も着実に向上していると聞いております。

本市につきましても、現場の救助体制は逐次強化されているものと認識しております。また、消防として重機を保有していないことから、災害時の人命救助、支援や被災地の道路復旧等のため、奈良県五條建設業協会と災害時の応援協定を締結しているところ です。

なお、本市といたしましては消防力の強化などに併せて、陸上自衛隊駐屯地の誘致についても進めていく所存でございます。

また、今申し上げました自衛隊駐屯地の誘致につきましては、県と本市による防衛省への要望や市民の方々を対象とした各種活動を進めておりますが、実現には時間を要することから、県として消防学校を含む県広域防災拠点の整備を先行して進めていたところ、昨年十二月、県知事が、二、〇〇メートル級滑走路を併設した県大規模広域防災拠点の整備を目指すことを表明されました。

また、この施設には将来の陸上自衛隊駐屯地の用地や消防学校も含まれていると聞いていますが、現在、県として関連調査を進めることあり、本市といたしましても、その候補地の用地取得に向けた地籍調査や地元の方々を対象とした活動などを精力的に進めており、議員が御指摘のように、県大規模広域防災拠点の整備への協力を重きを置いて活動を進めているところです。

なお、陸上自衛隊駐屯地については、南海トラフ巨大地震などの大規模災害の際、県が整備を目指す二、〇〇〇メートル級滑走路を併設した県大規模広域防災拠点と連携して救援活動を行えば、本市のみならず紀伊半島沿岸部への迅速な支援等が可能になり得るものと考えており、

先ほど申し上げましたように、引き続き連携して誘致を進めていく所存でございます。

以上、答弁とさせていただきます。（「十二番」の声あり）

○議長（平岡清司）この際、申し上げます。大谷議員の一般質問の残り時間は十八分でございます。十二番大谷龍雄議員。

○十二番（大谷龍雄）はい。南海トラフ巨大地震に備えてということですが、この間も明らかにしましたけれども、三重県と和歌山県には陸上自衛隊駐屯地があります。和歌山県は日高郡の美浜町ですね、ここは海辺に近いですが、ここは海辺から七キロくらい離れておいて、大体海拔は五〇メートルくらいあります。三重県は津市久居に陸上自衛隊駐屯地があります。ここは海辺から七キロくらい離れておいて、大体海拔は五〇メートルくらいです。三重県にはもう一つ航空自衛隊がありますけれども、これは伊勢市明和町にあります。南海トラフ巨大地震で一番被害が大きいと想定される三重県と和歌山県にも既に陸上自衛隊があるわけです。この一〇〇キロ以上離れた五條市になぜそんな必要があるかということ。もうあるわけです、三重県・和歌山県には。いろいろ言われておりますけれども、今の三重県・和歌山県にある陸上自衛隊駐屯地が不十分であれば五條市が心配しなくても和歌山県と三重県の住民と行政があかんだらあかんでやり直しし、移転も、それは皆さんが決めることです。こんな一〇〇キロ以上も離れた五條市がそんなことを心配するよりも、五條市民のことを重点に置かなければならないんですか。

先ほど申し上げましたように、陸上自衛隊の皆さん方も災害発生後の救援には頑張ってくれています。しかし今日本と世界で起こるこの大きな災害の原因をなくすのは、陸上自衛隊の皆さんが何ぼ来てくれても原因はなくせませんよ。これははっきりしています。だからその辺を頭から離さずに市民の安全、奈良県民の安全を守るためには災害発生後の救援も大事だけれども、今は原因をなくす取組に政府を先頭に頑張らないかという時期だと思います。

また二、〇〇〇メートル級の滑走路が出てきましたけれども、それは自衛隊の重機等々で飛行機で運べるものもありますけれども、しかしね、二、〇〇〇メートル級の滑走路ができたから災害の救援だけではなしに、自衛隊とアメリカ軍の共同訓練にも、うってつけの滑走路になるわけです。先ほど明らかにしたように、自衛隊の皆さん、災害の救援ばかりで日本国中に配置されておるん違いますよ。海外派遣は二年半わずかでもう三十回も行っているわけですからね。そして今この狭い日本にアメリカ軍の軍事基地は自衛隊との共同も兼ねて百三十三箇所あります。その中でアメリカ軍のいわゆる訓練ルートが七箇所あるんですね、北は青森県から南は沖縄県まで、その中にオレンジルートというのがありますけれども、これは四国地方から和歌山県に入っているのです、和歌山県の先は五條市なんです。このアメリカ軍と自衛隊のオレ

ンジルートに直結されて軍事訓練に利用されるのは、もう二、〇〇〇メートル級の滑走路ができたら間違いないん違いますか。そうなれば、阪合部地域の皆さん方、もちろん五條市民の皆さん方にも危険が発生する。迷惑も発生するということになるわけでありませう。

今沖縄で沖縄県民のほとんどの人が長年反対しておつても、今政府が強行しているアメリカ軍の基地がありますけれども、あそこの滑走路はV字ですけれども、一つの滑走路の長さ一、八〇〇メートルですよ。こんな五條市に二、〇〇〇メートル級の滑走路、何で必要ですか、これ。沖縄でも一、八〇〇メートルです。だからね、ちよつと思ひ付きもいところ違いますか。もつと五條市民と奈良県の皆さん方の災害を防止して命を守るためには、何を一番急がなければならぬかということ順序立って奈良県知事もよく考えらなあかんの違ふかと思ひますね。そのことを強調しまして最後、三番シダースーパーカップ柔道大会問題の教訓に基づく公正で節約した活用についてに移ります。

この質問は、もう監査の皆さん方が大変頑張つてくれた監査の結果報告書に基づいて質問しますから。

この監査の結果報告書は、本当にもう必要などころを詳しく調査されて、大変な苦勞のなされた監査結果だというふうに感じております。市議會議員三十七年させてもらつていますけれども、こんな監査結果をいただいたのは今初めてです。この監査結果の四ページ、畳敷き込み料一覧というのがありますけれどもね、この一覧を対照にして五ページの一冊上に、「一覧を見ると、五條市が主催でない団体の催しについても柔道畳の敷き込み料が五條市から支払われている場合があるが、こうした柔道競技に対する優遇措置とも取れる五條市の負担については適切であるか疑問を感じる。」この指摘は重要であると思ひます。そして同じ五ページのその下の真ん中の方に「スポーツショップ土井は、平成二十七年、平成二十八年度において物品に掛かる登録はされてきたが、平成二十九年度には登録されておらず、平成三十年度初回の委託時には物品、役務どちらも未登録の状態であった。このため担当課では業務の委託に際し登録手続きを急ぐよう求めるが、申請が提出されたのは平成三十年五月二十五日であり、審査を経て登録が認められたのは柔道畳の敷き込み委託業務が行われた六月十一日であった。」と、登録されていない業者に委託したという指摘です。

次、重要な指摘は、六ページにいきます。その真ん中から下の方にありますように、「大会はシダースーパーカップ柔道大会実行委員会が主催し、奈良県柔道連盟、奈良県、五條市、五條市教育委員会、五條市柔道協会が共催した。なお、大会の事務局は奈良県地域振興部奥大和移住・交流推進室に置かれ、五條市における担当部署は五條市教育委員会生涯学習課であった。また五條市都市整備部公園緑地課長補佐が五條市実行委員会事務局を担当した。」いわゆる大会の責任の所在をこれだけ詳しく明らかにしていたおるわけですね。これはやっぱり大変重要なことだと思ひます。前々から疑問に思つていたことに答えていただいています。

次の重要な指摘にいきます。七ページの真ん中の方に、「公園緑地課からも大会の柔道畳の敷き込みについて六試合場分を示した仕様書によりスポーツショップ土井に業務が委託されており、その委託料として消費税込み三十二万四千円が支払われている。このため柔道畳の敷き込み料は大会実行委員会が支払われた委託業務費と重複して支払われたことになる。同一業務に対する二重払いであれば経理上、不正な支出に当たるため是正を求めなければならない。」

次の重要な指摘は八ページ、いきます。「大量の柔道畳を総合体育館に搬出するに当たっては、都市整備部職員も複数名が作業に参加していたようであるが、備品以外の六十四枚の柔道畳が市内中学校に搬入され、その後長期にわたり保管されていたことを知る職員は少ない。いずれにしても市内中学校という教育の場に民間会社の所有物が長期間保管されていたことは極めて異常なことであり、運送の手間を省くためというような理由で許されるものではなく、六十四枚の柔道畳を大会以後も保管した者、同校への保管を指示した者、同校への保管を許可した者など責任の所在を明らかにするとともに、正当な理由の有無について確認する必要がある。」と、このように指摘されておりました。九ページでは合宿補助金に対する指摘がありました。一番下ですね。「大会実行委員会から宿泊費や旅費が支出されているにも関わらず、公園緑地課から当該補助金が交付されたことについて担当職員に尋ねたところ、実情大会実行委員会からの旅費だけでは不足することから、それを補う意味で合宿補助金を交付した。」ということですが、二重に払われているという指摘であります。このように、このほかたくさん重要な指摘がありますけれども、今申し上げました指摘も含めてこの監査を依頼した太田市長、また大会実行委員長であった太田市長から見解を表明していただきたいと。

○議長（平岡清司） 太田市長。

○市長（太田好紀） 十二番大谷議員の質問にお答え申し上げたいと思います。

議員のお述べのとおり、令和元年八月十三日に監査委員から当該監査の報告書を受けたところであります。

このことから、九月二日の議員全員協議会においても報告しておりますが、この報告書に記載されております事項等を所管する部署の部長等に、八月十九日と二十九日の二回にわたり、庁内調整会議を開催し、内容の検証や今後の対応などの協議をいたしたところであります。

現在も、この会議で検証などを進めておりますので、まずはその結果を待ちたいと考えております。

今後は、一定の整理ができた段階で、顧問弁護士に法的な指導を仰ぎ、市の対応を定めてまいりたいと考えております。

なお、現状においても、不適切な支出により市に一定の損害が発生したことが明らかになった場合は、返還請求等、法令上可能な限りその

回復に努めることとし、職員の法令違反が明らかになった場合は、市の懲戒基準に基づき厳正に処分するとともに、今後、こうした事案が発生しないよう、職員の意識改革はもとより、関係事務の改善を行い、全庁一体となって信頼の回復に努めてまいる所存であります。

以上、答弁とさせていただきます。（「十二番」の声あり）

○議長（平岡清司）大谷議員に申し上げます。残り時間は四分でございます。発言を許します。十二番大谷龍雄議員。

○十二番（大谷龍雄）いろいろ答弁していただきましたけれども、監査の皆さん方の調査は結論付けているものもありますけれども、更に調査をしなければならぬという指摘もたくさんありますからね。ひとつ監査の皆さんの努力以上の理事者としての責任による調査を行って、今後発生することのないような対策も含めて頑張っていたいただきたいと、時間がありませんので、後の質問については文書で提出することにして、私の質問を終わります。

御苦労さんでございました。

○議長（平岡清司）以上で十二番大谷龍雄議員の質問を終わります。

次に十番吉田雅範議員の質問を許します。十番吉田雅範議員。

〔十番 吉田雅範質問席へ〕

○十番（吉田雅範）ただいま議長から発言の許可をいただきましたので、通告の順番に一般質問をさせていただきますので、よろしくお願いたします。

初めに、森林環境税及び森林環境譲与税についてお尋ねしたいと思います。

以前にも森林環境税及び森林環境譲与税についてお尋ねしましたが、森林管理制度の施行と併せて二〇一九年度から、今年ですね、譲与されることになりました。市の本市に配分されます私有林人工林面積とその他林業就業者数や人口で按分をするわけでございますが、本市への配分額は以前お聞きしたときには約一千九百万というお話でしたけれども、今日につきまして配分は決定いたしましたか、お尋ねしたいと思います。

○議長（平岡清司）井上産業環境部長。

○産業環境部長（井上 昭）十番吉田議員からの御質問にお答え申し上げます。

現在、総務省から本市への配分額の決定をいただいている状況ですが、国全体の配分予想が総額で二百億円程度、配分基準が私有

林人工林面積五〇パーセント、林業就業者数二〇パーセント、人口比率三〇パーセントで計算した結果、本市に配分される譲与税は約一千九百万円の見込みであります。

以上、答弁とさせていただきます。（「十番」の声あり）

○議長（平岡清司） 十番吉田雅範議員。

○十番（吉田雅範） そうすると、以前にもお聞きしたとおり約一千九百万円ということでしょうかと思います。

そしたら続きまして、本年度の森林環境譲与税の使い方についてお尋ねしたいと思います。

制度上、干ばつや路網といった森林整備、人材育成、担い手の確保、木材利用の促進や普及啓発に充てなければならぬという縛りがあるわけなんですけれども。そこで、本年度の森林整備には森林組合の話では約三〇ヘクタールを整備していくというお話でしたけれども、その財源について、これを充当するのかもしれないが県の補助金でやるのかお尋ねしたいと思います。

○議長（平岡清司） 井上産業環境部長。

○産業環境部長（井上 昭） 十番吉田議員の御質問にお答え申し上げます。

森林環境譲与税の用途といたしましては、本年度計画している状況は施業放置林整備マネージャー活動費や筋工を行った際の防災対策費や森林環境教育体験学習推進事業、五條市木育事業（もくもくスタート）に充当する予定としております。

以上、答弁とさせていただきます。（「十番」の声あり）

○議長（平岡清司） 十番吉田雅範議員。

○十番（吉田雅範） 分りました。

以前にお尋ねしたときには、細川政策企画監から答弁いただいたんですけれども、「本市における具体的な内容については、今後森林組合とも連携を図りつつ検討してまいりたいと考えております。」と、これから御質問させていただくわけなんですけれども、今回の提出されている基金条例との整合性についてお尋ねしたいと思います。

本会議において五條市森林環境基金の設置、その一部又は全部を基金として積み立てる件が上程されておりますが、それについての整合性についてお尋ねしたいと思います。

○議長（平岡清司） 井上産業環境部長。

○産業環境部長（井上 昭） 十番吉田議員の御質問にお答え申し上げます。

今回、提案している基金条例の制定につきましては、間伐や路網といった森林整備、人材育成・担い手の確保、木材利用の促進や普及啓発の活用に充てなければならぬものとされており、譲与された税に關しても、納税者への説明責任を果たす観点から森林整備への用途について公表することが求められております。

以上により、基金条例の内容と譲与税の用途については、整合が取れていると考えております。

以上、答弁とさせていただきます。（「十番」の声あり）

○議長（平岡清司） 十番吉田雅範議員。

○十番（吉田雅範） 分りました。

この使い道については森林組合ともいろいろと協議して進めていただきたいと思います。

それでは、次の質問にいききたいと思います。

南奈良総合医療センターへのアクセス道路についてお尋ねしたいと思います。

現在の道路整備の状況について、そしてまた今後のスケジュールについてお尋ねしたいと思います。

○議長（平岡清司） 石田都市整備部長。

○都市整備部長（石田茂人） 十番吉田雅範議員の御質問にお答え申し上げます。

現在、南奈良総合医療センターへのアクセス道、（仮称）東阿田・西阿田線につきましては、現在道路排水処理等について検討してまいります。

計画が確定次第、順次用地確保に取り組んでまいりたいというふうに考えてございます。

スケジュール等につきましては、国・県に交付金等の要望を行い財源の確保に取り組み、きっちりと計画を立てて今後取り組んでまいりたいというふうに考えてございます。

以上、答弁とさせていただきます。（「十番」の声あり）

○議長（平岡清司） 十番吉田雅範議員。

○十番（吉田雅範） そしたら幾分かは用地交渉までいっていないということではよろしいですね。排水の面もあるということは以前からも聞いて

おるわけなんですから。

そしたらこれについても随時交付金なり要望してやっていたらというお話ですけども、スケジュールも全然出ていないわけですか。

○議長（平岡清司） 石田都市整備部長。

○都市整備部長（石田茂人） 十番吉田雅範議員の御質問にお答えさせていただきます。

先ほども述べさせていただいたように、現在道路排水の処理等について計画してございます。なかなか難しい状況ではございますが、スケジュールにつきましても先も言わせていただいたように国・県というようなところの要望を十分に行わせていただいて、きつちりとした計画をまた今後お示しできるようにしていきたいというふうに考えてございます。

以上、答弁とさせていただきます。（「十番」の声あり）

○議長（平岡清司） 十番吉田雅範議員。

○十番（吉田雅範） やはり一日も早く、あの道というのは本当に病院に行くのも、また救急車であそこ走るにしても距離的に西吉野・大塔にしても短いので、早期に実現できるようにお願いいたします。

次の質問にまいります。

東京オリンピック・パラリンピックのホストタウンについてお尋ねしたいと思います。

本市への誘致と県との連携についてお尋ねしたいと思います。

○議長（平岡清司） 松井教育部長。

○教育部長（松井和永） 十番吉田議員の御質問にお答えを申し上げます。

ホストタウン登録につきましては、五月にウクライナの柔道・空手チームの誘致活動として、県と連携し、関係者に対して、シダーアリーナの設備、宿泊・移動の支援などのプレゼンテーションを行ったところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。（「十番」の声あり）

○議長（平岡清司） 十番吉田雅範議員。

○十番（吉田雅範） 私、県の方にも電話をさせていただいていると聞かせていただいたのですが、奈良市はオーストラリア、サッカーと、そしてまた大和郡山市はシンガポール、水泳は香港となっております。天理はフランス・エジプト、これ柔道、橿原はカザフスタンの

女性のバレーボールが決まっております、本市は今部長いただいたようにウクライナの柔道ということなんですけれども。

市長にお尋ねしたいのですけれども、以前からラグビーのワールドカップのキャンプ地誘致の話がいろんな場所でされておりましたけれども、ことしワールドカップは開催されるわけなんですけれども、今後もう来年に迫っておりますのですけれども、オリンピック・パラリンピックのキャンプ地誘致はどう考えておられるのか、お尋ねしたいと思います。

○議長（平岡清司） 太田市長。

○市長（太田好紀） 十番吉田議員の質問にお答え申し上げます。

本市のスポーツキャンプ地誘致活動につきましては、これまで様々な取組を行ってまいりました。

今年開催されるラグビーワールドカップにつきましては、奈良県・橿原市・御所市・葛城市と連携を図りキャンプ地誘致に向けて進めてまいりましたが、誘致には至りませんでした。

東京オリンピック関連につきましては、平成二十九年六月にシンガポール、卓球ですね、平成三十年五月にアンゴラ共和国、ハンドボールからの事前キャンプ地の視察を受入れ、意見交換会を持つなどの機会がありました。事前キャンプ地の受入には至りませんでした。

現在は、先ほどの教育部長の答弁にもありましたとおり、ウクライナ、柔道のホストタウン登録ができるように進めているところであります。

今後につきましても、引き続き県と連携を図りながら、継続的に誘致活動を進めてまいりたいと考えております。

以上です。（「十番」の声あり）

○議長（平岡清司） 十番吉田雅範議員。

○十番（吉田雅範） 市長から答弁をいただいたのですけれども、是非ともウクライナの柔道が本市に来ていただくことを本当に願っているわけなんですけれども、また田原本町はオリンピックに関係するようで関係しないわけなんですけれども、東京オリンピックとパラリンピックを利用して交流国というのも田原本では誘致活動をしておるみたいなので、是非とも本市にもそういう国が来ていただけますように、よろしくお願い申し上げます、私の一般質問を終わらせていただきます。

ありがとうございます。

○議長（平岡清司） 以上で十番吉田雅範議員の質問を終わります。

昼食のため午後一時三十分まで休憩いたします。

午前十一時四十二分休憩に入る

午後一時二十八分再開

○議長（平岡清司）休憩前に引き続き会議を再開いたします。

ただいまの出席議員数は定足数に達しておりますので、会議が成立いたします。

この際、申し上げます。議員各位の質問並びに理事者側の答弁は明瞭、的確にお願いいたします。

一般質問を続けます。

八番福塚 実議員の質問を許します。八番福塚 実議員。

〔八番 福塚 実質問席へ〕

○八番（福塚 実）ただいま議長の許可をいただきましたので、八番福塚 実の一般質問をさせていただきます。

まず一番に、五條市の道路整備について。二番、学校適正化・認定こども園の進捗状況について。三番、防災対策について質問させていただきます。

それでは、まず一番の五條市の道路整備について質問させていただきます。今現在、集中的に道路整備を行っている場所、大体のところでは、よろしいですが、ちよつとお答えいただけますか。

○議長（平岡清司）石田都市整備部長。

○都市整備部長（石田茂人）八番福塚議員の御質問にお答え申し上げます。

現在、主要な整備計画といたしましては、新庁舎周辺整備関連の旧岡中線、また花咲寮周辺の二見五号線、上野公園北側の大津相谷線ほか四路線ございまして、合計七路線となっております。

以上、答弁とさせていただきます。（「八番」の声あり）

○議長（平岡清司）八番福塚 実議員。

○八番（福塚 実）この七路線、割と道幅も狭いところとか、いろいろな問題があるところがございますけれども。

続きまして二番の進捗状況についてですけれども、以前阪合部の自治会からの大津・相谷線につきましまして要望が出されていますが、その進捗状況について、お答えください。

また以前、大野の墓地のアクセス道路等の要件も一時話になったと思うのですけれども、その辺も分かればお答えいただけますか。

○議長（平岡清司） 石田都市整備部長。

○都市整備部長（石田茂人） 八番福塚議員の御質問にお答え申し上げます。

進捗状況でございますが、大津相谷線につきましては、道路詳細設計が今現在完了してございます。今後、仮設道路計画の検討を行い、また用地交渉も進める予定となっております。

市道の整備全般につきましては、今地元の方から要望がいろいろございまして、緊急性でございましてか通行頻度等を考慮し順次実施しているところでございます。年間二百箇所近い要望がございます。全てについては実施できないのが実情でありますので、その点については御理解いただきますようお願い申し上げます。

以上、答弁とさせていただきます。（「八番」の声あり）

○議長（平岡清司） 八番福塚 実議員。

○八番（福塚 実） この大津相谷線ですけれども、要望が出ておる、かさ上げをするという話を聞かせてもらっているのですけれども、一番高いところで何メートルくらい上がるのですか。お答えください。

○議長（平岡清司） 石田都市整備部長。

○都市整備部長（石田茂人） 八番福塚議員の御質問にお答えさせていただきます。

盛り土によりまして、現道のかさ上げを行い、最大盛り土高さは五メートル一三センチとなっております。

以上、答弁とさせていただきます。（「八番」の声あり）

○議長（平岡清司） 八番福塚 実議員。

○八番（福塚 実） この大津相谷線ですけれども、五メートル上がる、ちょうど上野の入り口の自動販売機からシダーアリーナに向けて五メートル上っていくということですが、その五メートルという高さは今防災強化棟が建っている高さのどれぐらいの位置なんですか。天端くらいですか、天端より下ですか。二階の……。

○議長（平岡清司） 石田都市整備部長。

○都市整備部長（石田茂人） 八番福塚議員の御質問にお答えさせていただきます。

かさ上げにつきましては、上野公園の入り口の自動販売機のところからずっとすり上げていきまして、総合体育館の手前のところの高さまで徐々に上げていくような計画となっております。

以上、答弁とさせていただきます。（「八番」の声あり）

○議長（平岡清司） 八番福塚 実議員。

○八番（福塚 実） 詳細設計がまだということで、高さは分からないと思うのですが、このかさ上げによって私近所の人から聞かれたのですけれども、河川が流れているのですけれどもね、上野公園の自販機の奥に行ったところに、その辺への水路の整備等はどのように考えているのか、お答えください。

○議長（平岡清司） 石田都市整備部長。

○都市整備部長（石田茂人） 八番福塚議員の御質問にお答えさせていただきます。

水路の計画につきましては、今現在国交省の方が築堤の方で樋門の計画がございます。その樋門の計画によりまして、樋門の箇所数等々が決まってくるので、それに基づきまして内水の氾濫でありますかとか、そういうふうな分をクリアできるような形を今国交省の方で検討していただいているところでございますので、水路等々につきましてはその整備ができてからの課題になってこようかと思っております。

以上、答弁とさせていただきます。（「八番」の声あり）

○議長（平岡清司） 八番福塚 実議員。

○八番（福塚 実） 国交省の水路の整備が決まってからということ、水路は後付けするということですか。

○議長（平岡清司） 石田都市整備部長。

○都市整備部長（石田茂人） 八番福塚議員の御質問にお答えさせていただきます。

国交省の樋門等々については、流水等々を検討しながらやっていたらというふうなところでございます。以上、答弁とさせていただきます。（「八番」の声あり）

○議長（平岡清司） 八番福塚 実議員。

○八番（福塚 実）上野の奥の方でお住まいの方々が、かさ上げについては安全に通っていただけたいという要望も阪合部から出ておられるのですが、やはり近隣に住居を構えている方々にとりましては、水路というのは大変問題になりまして、自宅の方に水の流入等の心配もございますので、その辺も出来る限り地元の方々に説明できるように詳細な設計等、決まり次第自治会の方にお伝えください。

それとまた、先ほど言わせてもらいました大野の墓地のアクセス道路でございますけれども、地元の方々から少しお話をいただきまして、大野の農免道路から上がっていく墓地なんですけれども、上がっていく道が狭いと、そして急勾配であると、そしてお墓に参るのも車で上るのもしんどいし、歩いて上るのもしんどいし、やはりでも私ら先祖代々続いている墓地を荒らすわけにはいかないという、その中で少し道幅を広げていただいて、そして車の停めるスペースを置いていただけたら有り難いなという話があったのですけれども、やはり私の地元の墓、またほかの五條市内の墓もそうですけれども、墓の管理というのが大変これから問題になってくると思うのですね。お墓に参るお年寄りがお墓に行くときに、行って掃除していただいたり、お盆前に掃除をしていただいたりして墓の整備をしているのですけれども、なかなかお墓に来られない、また放棄の墓地等がありまして、雑木とか道が荒れるとか、これから多大な問題が出てくると思うのですね。やはりそのアクセスする道をしっかりしていただいたらやはりお墓参りに来られる方々が草引きなり、草刈りなり、そのような形で墓の整備も今後していただけたらと思うのでね、やはり行けるようにアクセス、利便性を向上できるように何とか五條市の方で考えていただきたいなと。またその道が狭いのであれば違うアクセス道路を、また地元と協議しながら考えると、そのような形でしないと五條市の墓地、五條市内の墓、いろいろな面で今後荒れていくような可能性があるのですけれども、その辺どうですか。

○議長（平岡清司）石田都市整備部長。

○都市整備部長（石田茂人）八番福塚議員の御質問にお答えさせていただきます。

議員御指摘の分につきましては、以前からも他の議員の方からもいろいろ御指摘をいただいている部分ではございます。しかしながら今現在先ほども申し上げましたように、地元からの要望に基づきましてその緊急性でございますとか、通行頻度等を考慮しながら順次実施しているところがございます。ただ年間二百箇所近い要望がある実情でございます。その辺を考慮しながら御理解していただきたいなというふうに考えてございます。

いろいろと作業が遅いというふうな話になるかと思いますが、その点御理解いただきたいなというふうに考えてございます。

以上、答弁とさせていただきます。（「八番」の声あり）

○議長（平岡清司）八番福塚 実議員。

○八番（福塚 実）はい。やはりお墓というのは、先祖代々続く大事な場所でございます。自分の親であつたりおじいちゃんであつたり、そういうふうなところで拌みに行く、それによってまた私らの存在意義というのが実感できる貴重な場所でございますので、やはりこのような場所を放棄されるような形ではなくて、また通いやすいような形で整備していただけて、またいろいろな面で自治会に提案できることがあればしていただけたら有り難いと思いますので、よろしくお願いします。

それと、以前岡口の道路の件で、ちよつとお話を聞かせていただきましたのですけれども、公民館ですかね、あの辺の前の道路、水路の整備をしていただきたという形で自治会から要望が出されていたと思うのですけれども、道路や水路、これ大雨のときに、また集中豪雨、台風のとよになると、道が川になって溢れて、それから屋敷に流入して床下浸水を起こしていると、これも十数年続いているそうなんですけれども、そのような対応をどのように考えているか、それもお答えください。

○議長（平岡清司）石田都市整備部長。

○都市整備部長（石田茂人）八番福塚議員の御質問にお答えさせていただきます。

今現在その件につきましては、対応中でございます。

以上、答弁とさせていただきます。（「八番」の声あり）

○議長（平岡清司）八番福塚 実議員。

○八番（福塚 実）早急に対応していただきたい、これ十数年ほつたらかし、要望を最近出しておると思うのですが、十数年前にも要望を出しておるということを開かせていただきました。車を進入させるところにアスファルトで一〇センチ上げて、そこにまだ土嚢を積んであるのですね。自宅の前に土嚢を積んで車も入れられないというような状況が続いております。そして大雨のときにその車を入れるところから水が入って床下まで水が来ると、そこもお年寄りがおりますので土嚢を運んでまた撤去するというのも大変重労働になりますので、早急に対応をよろしく願ひしておきます。

続きまして、学校適正化・認定こども園の進捗状況について質問させていただきます。

まず学校適正化・認定こども園の要望についてですが、その要望を踏まえてお答えください。

○議長（平岡清司）松井教育部長。

○教育部長（松井和永）八番福塚議員の御質問にお答えを申し上げます。

学校適正化事業の進捗状況についてでございます。

まず、施設整備関係では、令和二年度に五條中学校、野原中学校、西吉野中学校を統合して開校する五條中学校の校舎の改修工事を実施しています。校舎の老朽化が進んでいるため、外壁、屋上防水、教室、廊下、トイレ等の改修を行っているところでございます。

令和二年度統合予定の、阿太小学校と宇智小学校の統合後の校舎となる現在の宇智小学校付近に新たにスクールバスの操車場を設置するため、造成に伴う測量設計業務が完了しましたので、今議会で予算の補正を計上しているところでございます。

令和三年度に野原小学校、阪合部小学校、西吉野小学校を統合して現在の野原中学校地を利用するため、小学校校舎基準並びに老朽化に伴う野原中学校校舎の改修の実施設計を行っているところでございます。

次に、学校統合協議会の進捗についてですが、「五條中学校・野原中学校・西吉野中学校学校統合協議会」、「北宇智小学校・阿太小学校・宇智小学校学校統合協議会」及び「野原小学校・阪合部小学校・西吉野小学校学校統合協議会」において、それぞれの統合校の校章、制服、校歌等について順次協議を進めているところでございます。

次に、認定こども園整備事業の進捗状況について、まず施設整備関係では、（仮称）五條A認定こども園は、令和元年八月末に基本設計及び実施設計が完了しております。

今後、その内容を議会にもお示しし、建設工事に向け予算編成等関係事務を進めてまいります。

また、（仮称）五條B認定こども園につきましては、建設予定地の区画形成の変更となることが判明したため、都市計画法に規定する開発行為申請が必要となりました。

現在、奈良県並びに関係機関と開発行為申請に係る協議を進めているところでございます。

（仮称）五條C認定こども園につきましては、改修を予定している阪合部小学校の基本構想の決定が完了しております。

今後は、基本設計・実施設計に向け予算編成等、関係事務を進めてまいります。

次に、施設の運営関係では、幼稚園長並びに保育所長で組織する、認定こども園開園プロジェクト会議を開催し、開園に向けた具体的な調整を行っております。

更に、昨年に引き続き、教育・保育の質及び専門性の向上につながるため、幼稚園教諭並びに保育士の保育実習を市外認定こども園で実施しました。

以上、答弁とさせていただきます。（「八番」の声あり）

○議長（平岡清司）八番福塚 実議員。

○八番（福塚 実）この開園プロジェクト会議というのは、どのような内容の会議が行われているのか教えてもらえますか。

○議長（平岡清司）松井教育部長。

○教育部長（松井和永）八番福塚議員の御質問にお答えを申し上げます。

教育委員会参与、指導主事及び幼稚園長並びに保育所長が認定こども園開園に向け、市と認定こども園で調整が必要な項目について整理確認を行い、具体的に調整を行っているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。（「八番」の声あり）

○議長（平岡清司）八番福塚 実議員。

○八番（福塚 実）認定こども園が進む中で、阪合部の小学校の方々が送迎のバスで野原の方に行くような形になると思うのですが、その辺を踏まえて、バス等で送迎するのにどのような考えでおられるのか、お答えいただけますか。

○議長（平岡清司）松井教育部長。

○教育部長（松井和永）八番福塚議員の御質問にお答えを申し上げます。

ただいま統合協議会の通学部会で検討しているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。（「八番」の声あり）

○議長（平岡清司）八番福塚 実議員。

○八番（福塚 実）本来であればどのような形で進めるのか、父兄の意見も聞きながら進めていくという形だと思います。やはり野原まで行くことになれば道路の部分もあると思うのですが、安全に集合できて、そのような場所から移動するという形でしたら有り難いと思いますので、その辺も踏まえて今後取組をよろしくお願いしておきます。

それと、五條幼稚園の部分ですけれども、駐車場等どのように考えているのか、お答えももらえますか。

○議長（平岡清司）松井教育部長。

○教育部長（松井和永）八番福塚議員の御質問にお答えを申し上げます。

今計画しておるのは、東側に職員駐車場をつくる予定をしております。職員駐車場だけでなく送迎にも使えるような形だと思っております。

以上、答弁とさせていただきます。（「八番」の声あり）

○議長（平岡清司）八番福塚 実議員。

○八番（福塚 実）体育館を壊してあそこに保育所を建てるということなんですけれども、駐車場はどのあたりになるのですか。

○議長（平岡清司）松井教育部長。

○教育部長（松井和永）八番福塚議員の御質問にお答えを申し上げます。

新しい認定こども園につきましては、私先ほど申し上げましたように東側につくる予定をしております。

以上、答弁とさせていただきます。（「八番」の声あり）

○議長（平岡清司）八番福塚 実議員。

○八番（福塚 実）認定こども園の方でもまたよろしく願っております。

また阪合部にも認定こども園ができるのですけれども、やはりこの阪合部に認定こども園が来たときに誰も来ないというような状況ではなかなか難しいと思うのですけれども。以前阪合部の保育所の保護者会の会長にお話し伺ったところ、南宇智の方に移動するとか、また小さな子供が生まれたときには阪合部の認定こども園に戻ってきたという話も聞かされておりますので、やはり継続的に阪合部小学校の認定こども園も何らかの特色を持った形で進めていただきたいと思いますと思うのですけれども、その辺の方の考え、どうお考えかお答えください。

○議長（平岡清司）松井教育部長。

○教育部長（松井和永）八番福塚議員の御質問にお答えを申し上げます。

以前から（仮称）五條C認定こども園につきましては、特色を持った認定こども園にしてまいりたいということの説明させていただいておりますので、今そのような形が取れるよう、協議を進めているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。（「八番」の声あり）

○議長（平岡清司）八番福塚 実議員。

○八番（福塚 実）よろしくお願ひします。

続きまして、（二）の学校の利活用について質問させていただきます。阪合部小学校の二階、またプール、体育館、その他廃校となる施設の利活用についてお答えください。

○議長（平岡清司）松井教育部長。

○教育部長（松井和永）八番福塚議員の御質問にお答えを申し上げます。

阪合部小学校を改修するにあたり、一階は認定こども園として整備することとしており、二階部分については地区公民館としての利用も含め、地域と協議の上、検討してまいりたいと考えております。

また、廃校となる学校のプールにつきましては、現在使用しない方向で検討しており、体育館につきましては地域の利活用を含め、活用方法を検討してまいります。

その他、閉校に伴う施設利用といたしましては、五條市学校適正化基本計画に基づき、野原中学校については、校舎を改修し、新小学校として使用し、阿太小学校は大学の研究拠点施設、公民館を中心に検討することとしています。

西吉野小学校・西吉野中学校は五條高校賀名生分校として使用し、北宇智小学校・野原小学校については、地域に合った利活用を検討することとしているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。（「八番」の声あり）

○議長（平岡清司）八番福塚 実議員。

○八番（福塚 実）ということは、北宇智小学校・野原小学校についてはまだ利活用の方向性は何ら決まっていないということですか。それは自治会で話しているのか、学校で協議しているのか、どの辺なんですかね。

○議長（平岡清司）松井教育部長。

○教育部長（松井和永）八番福塚議員の御質問にお答えを申し上げます。

地域で協議というよりも、市の内部で今後協議をしていくということになります。以上、答弁とさせていただきます。（「八番」の声あり）

○議長（平岡清司）八番福塚 実議員。

○八番（福塚 実）阪合部小学校の利活用、プール等ございますが、阪合部小学校は一応一月の十四日に阪合部の鬼走りのときに、出初め式でプールの水を使って放水して、そして公民館で消防団の労をねぎらうというか、親睦会等も開いておるのですけれども、今後このプールが使えなくなるとその消防団活動にも何らかの支障が出ると思うのですけれども、その辺についてどのようにお考えか。

○議長（平岡清司）松井教育部長。

○教育部長（松井和永）八番福塚議員の御質問にお答えを申し上げます。

阪合部小学校を改修し、認定こども園として整備するに当たっては、認定こども園としての施設利用が優先となりますが、現在の阪合部小学校が消防の出初式や地域の夏祭りといった、地域交流の場として利用されている状況を踏まえ、認定こども園整備後も可能な限り地域住民の方々に利用いただけるよう配慮してまいりたいと考えておるところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。（「八番」の声あり）

○議長（平岡清司）八番福塚 実議員。

○八番（福塚 実）阪合部小学校、二階を公民館、これはまだ決まっていないのですけれども、以前説明会等で阪合部に集まっていた地元の方々の話を聞かせていただきました。そこに養田議員もおられました、阪合部を代表する二議員が来てくださいということでお話を伺ったのですけれども、やはり阪合部の公民館はシンボリックな部分で今の場所がいいという意見もございまして、またあそこで昔の方々が結婚式を挙げたり、消防団の憩いの場であったり、そしてあそこできいきき体操をしたりとか、体育協会の集まりであったり、そこに子供を寄せて運動会の後食事を開くとか、阪合部の公民館はかなり稼働して地域住民の方々との触れ合いと憩いの場所になっておる思うのですけれども、この二階を公民館という、行政のそのような話は施設の消防学校の方が綺麗で耐震もあつてという形なんですけれども、その辺も踏まえて地元の方々との意見をしっかりと聞いていただいて、また違った形でこの二階の利用、ほかに利用価値が、もしそういうふうな形で示せるものがあれば示していただきたいなどと思っておりますので、その辺の努力もよろしくお願いいたします。それについてどうか。

○議長（平岡清司）松井教育部長。

○教育部長（松井和永）八番福塚議員の御質問にお答えを申し上げます。

文化会館の一部を現在公民館として使用させてもらっておりますが、昭和三十九年の建築で耐震性の有無というのも確認されておりません。

教育委員会としましては、耐震性の確保された建物を公民館として使用していただくのがより良い方法であると考えておりますので、今後
も地域の皆様と協議をしながら進めてまいりたいと考えているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。（「八番」の声あり）

○議長（平岡清司）八番福塚 実議員。

○八番（福塚 実）もしこの公民館、耐震補強とかの要望があつたらどのように対応されるのか。ちょっとお答えいただけますか。

○議長（平岡清司）松井教育部長。

○教育部長（松井和永）八番福塚議員の御質問にお答えを申し上げます。

市が考えているのは、阪合部小学校の二階に公民館を持つてきたらどうかということですので、今の段階では補強等につきましては考えて
おりません。

以上、答弁とさせていただきます。（「八番」の声あり）

○議長（平岡清司）八番福塚 実議員。

○八番（福塚 実）以前、図面でも二階の部分に関してここに調理場を置いて、ここにこういうふうなスペースを作つてという、図面も示して
いただいたと思うのですけれども、そのように二階を大規模改修するのであれば耐震工事の部分にも充てられるのかなと、ただ思ひですけ
ども、その辺もまた検討という形でしていただきたいと思ひます。

続きまして、防災対策について質問させていただきます。

全国的に災害が発生しているが、高齢者・障がい者などの避難に時間の掛かる人の被害が増えていますが、市等でバスを利用して早めに避
難移動させるような方法はないのか、少しお答えください。

○議長（平岡清司）辻田危機管理監。

○危機管理監（辻田祥友）八番福塚議員の御質問にお答え申し上げます。

独居高齢者や障がいのある方など、避難に支援が必要な方は市内に多数いることから、公用車等で避難者を送迎することは困難と思われま
すが、避難に支援が必要な方、それぞれの避難方法を検討する個別計画の策定に向けて、福祉部局と協力しながら取り組んでまいりたいと考
えております。

以上、答弁とさせていただきます。（「八番」の声あり）

○議長（平岡清司）八番福塚 実議員。

○八番（福塚 実）私ら地元でいろいろ協議してやっているのですが、避難経路の確保、また地域住民にどれぐらいの独居老人がいらっしゃるのかという形で拾い出して、そして避難場所、移動箇所等のルート、地元で協議している中で私気付いたんですけども、やはり高齢者を避難させるために町場であれば隣、近所という形があるのですけれども、やはり山間部におきましては隣、近所に行くのもままならないというような状況がありますので、その人らを地元の方々が迎えに行つて避難させるという形になるのかな、でもそのようになった場合、帰つて二次被害が、二次災害が起こるのではないかとという危険性もありますのでね、その辺も今後五條市として場所の特定というのはなかなか難しいと思うのですけれども、避難を要するという部分をピックアップしてデータをとつて、スムーズに移動できる場所があればいいのですけれども、やはり家の前まで車がつかれないとか自宅まで徒歩で迎えに行かなければならないとか、独居老人の方々がそういうようなお宅にお住まいの方々もおられますので、今後その辺も検討するべきではないのかなと。

また以前から災害時に五條市で高齢者が避難できずに孤立する事例が実際に起こっております。また市として今後事例をもとに対応すべきだと考えますが、その辺お答えください。

○議長（平岡清司）辻田危機管理監。

○危機管理監（辻田祥友）八番福塚議員の御質問にお答え申し上げます。

市では、早めに避難に関する情報を発令するなど、早期に避難を行つていただけるよう取り組んでおります。

また、避難に支援が必要な方の情報を市で取りまとめ、民生委員や五條消防署、五條警察署などの避難支援機関に提供し、情報の共有に努めております。

また現在、避難支援も含め、地域自らが地域を守っていく自主的な取組を推進できるよう、モデル事例となる取組に関係機関が協力しながら進めてまいっております。

今後はこの事例を参考にしながら、他の地域にも取組を広げてまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。（「八番」の声あり）

○議長（平岡清司）八番福塚 実議員。

○八番（福塚 実）なぜこのような話をするかというのと、以前紀伊半島大水害のときに大塔町で避難されている方々が赤谷の土砂ダムが決壊するということで夜中十一時に大塔の住民を天辻の方に公用車で移動させた事例がございますね、その辺お答えください。

○議長（平岡清司） 辻田危機管理監。

○危機管理監（辻田祥友） 八番福塚議員の御質問にお答え申し上げます。

そのようなことがあったということは聞き及んでおります。

以上、答弁とさせていただきます。（「八番」の声あり）

○議長（平岡清司） 八番福塚 実議員。

○八番（福塚 実）ということは、公用車等で避難、送迎することは困難と先ほど答えておりますけれども、困難でなかったんですね。

○議長（平岡清司） 辻田危機管理監。

○危機管理監（辻田祥友） 八番福塚議員の御質問にお答え申し上げます。

先ほど申し上げたのと、今議員がおっしゃられた、私も聞き及んでおります大塔の二十三年の災害のときに、ちよつと事情がやはり違いまして、そのときでしたら一旦避難所に集まっていた中で、その避難所が更に水害の可能性があるのではなからうかと、そういうふうな中でまた判断をいたしましたしてバス等で移動していただいたということでございます。ただ先ほどからおっしゃっております、個々のところに関しましては、やはり現在うちが把握しているだけでも要支援の方が約三千人おられるということでございます。まず要支援の方が三千人、でもそこに載っていないけれども、やっぱり障がいをお持ちの方等々もおられると思います。そのような人数からいたしましたして、申し訳ございませんけれども、個々に公用車等で移動していただくのはちよつと困難であるというふうに考えております。

以上、答弁とさせていただきます。（「八番」の声あり）

○議長（平岡清司） 八番福塚 実議員。

○八番（福塚 実）なぜそういうふうに言うかというのと、夜危険な状態で移動させたということが問題であって、これは早め早めに移動をさせるという対応を取るべきという考えでありますので。私に十一時ごろ電話が掛かってきて私も行こうかなと思いましたが、来んといってくれと言われましたけれども。こういうふうには夜中に高齢者の方々を移動させる、これほど危険なことは私はないと思うのですけれども、その辺どうですか。

○議長（平岡清司） 辻田危機管理監。

○危機管理監（辻田祥友） 八番福塚議員の御質問にお答えいたします。

先ほどから申しておりますように、市としては早めの避難というふうな形で、避難準備情報を出来る限り早く出すように心掛けております。しかしながら昨今の天候は急変いたしましたして、先月ですか、台風のとくにも十時、十一時ごろに大塔町に避難勧告等を発令したと、そういうふうな形にもなってきたりしますので、やはり普段から市民の方々には最終的に最悪な事態が起こる可能性があるというふうなことも想定しながら主体的に早期の避難をしていただけるように、今後一層取り組んでまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。（「八番」の声あり）

○議長（平岡清司） 八番福塚 実議員。

○八番（福塚 実） これね、ゲリラ豪雨とか突発的に起こる災害、これはなかなか避けられないと思います。また地震等も含めてですけれども、でも台風等はどれぐらいの雨量があつてどれぐらいの時間帯にこの地域に来るといふのは事前に予測可能だと私は思うのですね。その辺も踏まえて事前にそういうふうな移動手段を取れるような形で迅速に対応できるように準備を行政としてとっておく、また警察、消防等にも連絡を取っていたら、この辺に移動できない方々おられる、また実際先ほども申しましたけれども、孤立した住宅等が台風二十一号のときですかね、三軒ほどありました。そして電気が通らないという形で私も知らなかったのですが、十日経つても電気が通っていません。家もございまして、私、連絡ももらいまして近電の方に電話させていただきました。すぐ対応していただきましたけれども、やはりこまめな対応によって、私とこ、まだ電気通ってないんやけどどないかなれへんのかな。」という話を聞かせていただきました。やはりこまめな対応によって事前にそのように災害を受けた方々にちゃんと対応できるように、またそういうふうには停電している方が、家の電話もつながらないという形で不便しておりましたので、その辺の対応も今後考えていただきたいと思っております。

また、防災対策については、以前山田町の方でも池に土砂や倒木が流入して池のふちですかね、そこに土砂がたまって墓地周辺が崩れたり大変池のふちが崩れておつて池が決壊したときに大変危険な状態だったのですけれども、その後の対応はどうなっているか、平成二十九年の台風二十一号の山田町の進捗状況をお答えください。

○議長（平岡清司） 井上産業環境部長。

○産業環境部長（井上 昭）八番福塚議員の御質問にお答え申し上げます。

五條市山田町の崩落箇所の進捗状況ですが、農林政策課において治山事業を進めております。

進捗状況といたしましては、受注者も決まり、現在工事着手に向け調整中であり、しゅん工予定は令和二年一月下旬を見込んでいます。
です。

以上、答弁とさせていただきます。（「八番」の声あり）

○議長（平岡清司）八番福塚 実議員。

○八番（福塚 実）これもね、池の上が山田町の墓地ということで、大変急勾配なところなんです、その中で地元住民の方々が被災地までの
工事用道路、その後どのように撤去されるのか、そのままし置いといてもらえるのであれば置いといていただきたい。墓地まで行くのに工
事用道路を使って、広い道でございますので、使いたいという意見が地元の方々から寄せられているのですけれども、その辺どうお考えかお
答えください。

○議長（平岡清司）井上産業環境部長。

○産業環境部長（井上 昭）八番福塚議員の御質問にお答え申し上げます。

議員、お述べのところに私も行って見してきました。議員お述べのとおり工事用道路ですが、地元の土地所有者に御理解を得まして一時的に
進入路として使用させていただいているため、最終的には、所有者の方々の意向に沿った形でお返ししようと考えておりますが、二次災害防
止のための対策は必要と考えております。

以上、答弁とさせていただきます。（「八番」の声あり）

○議長（平岡清司）八番福塚 実議員。

○八番（福塚 実）これも池のところということで、池が崩れたら大変な、下の住民にまた災害が起こると思いますので、そのときの対応もま
た考えていただきたい。

この道路につきましては、やはり地権者の方々と相談していただいて、地元の方々が話していただけると思うので、その辺ももし残してい
ただけなのであれば残していただきたいなと思いますので、よろしくお願いしておきます。

続きまして、（二）の強風や大雨時の防災行政無線について質問させていただきます。強風や大雨の際に防災行政無線が聞こえにくいとい

う意見が多く聞かれます。

また市民への防災情報の伝達についてどのように対応しているのか、お答えください。

○議長（平岡清司） 辻田危機管理監。

○危機管理監（辻田祥友） 八番福塚議員の御質問にお答え申し上げます。

防災行政無線については昨日の牧野議員への答弁のとおりでございます。

台風等の風雨の強いときには、防災行政無線の伝達能力に限界があるため、市民の皆様には、エリアメールやテレビやラジオによる情報収集とともに、テレホンサービスでの放送内容の確認をお願いしております。

以上、答弁とさせていただきます。（「八番」の声あり）

○議長（平岡清司） 八番福塚 実議員。

○八番（福塚 実） 防災行政無線、私の家からでしたら約五〇メートルしか離れていないのですけれども、台風時雨と風でほぼ聞こえない。風向きによつたらほぼ聞こえないという状況で、本当にびっくりしたんですけれども、やはり私の家より離れた人はなお聞こえない、また大雨や風がきついときであれば窓を開けて聞くことすらできない、外に出て聞くこともできないということでございますので、この辺もやはり今後対応を考える必要があると思います。

またこの防災無線のことについてですけれども、地域で防災についての話し合いの中で防災行政無線に避難情報のレベルを示すランプを点けてはどうかという意見が出ておりました。これであれば目と耳で確実に迅速に情報を確認できる、また情報が得られるという意見があるのですけれども、その辺はどのようにお考えかお答えください。

○議長（平岡清司） 辻田危機管理監。

○危機管理監（辻田祥友） 八番福塚議員の御質問にお答えいたします。

総合的な今後の対応につきましては、牧野議員に昨日お答えしたとおりでございますが、例えば国土交通省のダム放流告知サイレンに添架されたランプのように、先ほどおっしゃられたような視覚的に防災情報を確認する方法を含め、市民に迅速・確実に防災情報を届けられる研究を進めてまいります。

以上、答弁とさせていただきます。（「八番」の声あり）

○議長（平岡清司）八番福塚 実議員。

○八番（福塚 実）昨日牧野議員に言われたように、遠くまで聞こえるスピーカーがあるとか、そしてこのサイレンですかね、サイレントと光による、目視によるランプで見れるというのは、ランプであれば光で雨も風も関係なく、光のランプによって色分けして避難情報を位置付けるとかというふうにすれば、目視で雨、風関係なく家からでも窓からでも見れると、大変いいやり方ではないのかなと思いますので、今後そのような形も取り入れていただけたら有り難いと思いますので、その辺どうですか。

○議長（平岡清司）辻田危機管理監。

○危機管理監（辻田祥友）八番福塚議員の御質問にお答え申し上げます。

それに対して、私どもも有効な市民の皆様には周知する中で手段だというふうを考えておりますので、検討を進めて取り組んでまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。（「八番」の声あり）

○議長（平岡清司）八番福塚 実議員。

○八番（福塚 実）私ら地元でね、こういうふう防災とか、やはり阪合部におきましては高齢者が増えてきて約四割近い方が六十五歳以上という形の中で、今後五年、十年先のことを見据えた中でこういうふうな告知というのが非常に重要になってくると思います。その辺について市長、どう考えかお答えください。

○議長（平岡清司）太田市長。

○市長（太田好紀）八番福塚議員の質問にお答えを申し上げます。

いろんな角度からの想定と言われるのは、当然できるのかなと思えますけれども、特にどの地域でも高齢者が増えていくということで大変これから重要な課題に即しているというふうに思っています。その中において、いかに迅速な対応ができるか、また個々それぞれの対応をどのようにしていくかということが、行政の課題でもあろうかなと思いますので、いろんな形、紀伊半島大水害以降、いろんな教訓を踏まえて今日までやってきたわけでありませうけれども、さらなる教訓を活かしながら、またいろんな意見を拝聴しながら今後の対応を進めてまいりたい、そういうふうと考えております。

以上です。（「八番」の声あり）

○議長（平岡清司）八番福塚 実議員。

○八番（福塚 実）五條市におきましては、紀伊半島大水害が来たときは本当に心痛む事故でございました。私も現場に行つて…、この前も慰霊祭に行つたときにあの当時のことを思い出したのですけれども、あれを活かした形で一人でも二人でも安全に、そして五條市民から災害に巻き込まれる人がゼロになるように、どうか行政として御尽力をいただけますようよろしくお願いしておきます。

以上で、八番福塚 実の一般質問を終わらせていただきます。

○議長（平岡清司）以上で八番福塚 実議員の質問を終わります。

次に、二番養田全康議員の質問を許します。二番養田全康議員。

〔二番 養田全康質問席へ〕

○二番（養田全康）議長から発言の許可をいただきましたので、二番養田全康の一般質問を通告のとおりさせていただきます。

まず初めに、障がい者雇用についてですが、奈良県の調べですけれども、経済センサス基礎調査結果、県内の事業所、企業は約四万九千八百程度あるということで、五万社近い数が奈良県には企業が存在するということでもありますけれども、その中には多くの企業が障がい者雇用、奈良県は盛んでありまして、企業では頑張っていたという状態であります。また五條市の企業もそうであると思えますが、市内業者に対しての五條市の独自の取組であったり、また五條市がやっている独自の取組、この辺あればまず教えていただけますか。

○議長（平岡清司）井上産業環境部長。

○産業環境部長（井上 昭）二番養田議員の御質問にお答え申し上げます。

市内企業への障がい者雇用に関する市独自の取組については特にございませんが、五條市役所内にある五條市ふるさとハローワークで、月二回ハローワーク下市から職員が来て、障がい者を対象に職業相談を実施しております。

以上、答弁とさせていただきます。（「二番」の声あり）

○議長（平岡清司）二番養田全康議員。

○二番（養田全康）この質問を何度かさせてもらっているのですけれども、市独自の取組というのはなかなか難しいみたいで、今現在はハローワークと提携しながら月二回下市から来てくれていると。

そんな中で、相談件数等、そこで何人雇用されたか。その辺のデータをまず教えてください。

○議長（平岡清司）井上産業環境部長。

○産業環境部長（井上 昭）二番養田議員の御質問にお答え申し上げます。

ハローワーク下市に確認したところ、五條市ふるさとハローワークでは、障がい者を含めた全体で職業相談から雇用へとつながった実績として、平成三十年度で延べ三千百八十九件の相談があり、延べ四百二十六人が雇用された実績があると聞いております。

以上、答弁とさせていただきます。（「二番」の声あり）

○議長（平岡清司）二番養田全康議員。

○二番（養田全康）全体であるということですが、障がい者に限ったデータがあれば教えてくださいませんか。

○議長（平岡清司）井上産業環境部長。

○産業環境部長（井上 昭）二番養田議員の御質問にお答え申し上げます。

ハローワーク下市の方に確認したところ、障がい者に限ったデータはないということになります。

以上、答弁とさせていただきます。（「二番」の声あり）

○議長（平岡清司）二番養田全康議員。

○二番（養田全康）障がい者に限ったデータはないということですが、全体に対してはこれだけの数があるというのが分かったのですけれども、現在、五條市内の障がい者を雇用しないといけないと、法定雇用率があると思いますので、従業員数五十人以上の企業に対しては法定雇用率が多分適用されると思うのですけれども、それに対して事業所数どれぐらいあって、幾つの企業がそれを達成できておいて、雇用率はどれぐらいの程度になっておるのか、その辺をまず教えてください。

○議長（平岡清司）井上産業環境部長。

○産業環境部長（井上 昭）二番養田議員の御質問にお答え申し上げます。

ハローワーク下市が行った平成三十年度の調査で回答があった、五條市内における障がい者を雇用しなければならない事業所は二十七社で、障がい者の統計上の雇用人数は八十九・五人、実雇用率は三〇・〇五パーセントで、法定雇用率の二・二パーセントを〇・八五ポイント上回っております。

以上、答弁とさせていただきます。（「二番」の声あり）

○議長（平岡清司）二番養田全康議員。

○二番（養田全康）雇用率三〇・〇五じゃなくて、三パーセント台じゃないですかね。

○議長（平岡清司）井上産業環境部長。

○産業環境部長（井上 昭）すみません、訂正いたします。

雇用率三・〇五パーセントです。すみませんでした。（「二番」の声あり）

○議長（平岡清司）二番養田全康議員。

○二番（養田全康）三パーセント台ってかなり優秀な成績ではないのかなと僕自身思うのですけれども、五條市が独自の取組がないということ
で他の市町村をいろいろと調べてみました。そんな中で、例えば奈良県の取組でしたらね、障がい者の就労に積極的に取り組む企業を応援す
る「障害者はたらく応援団なら」を設立して対応しているかどうか、例えば三重県の鈴鹿市でありますと、障がい者が人や社会とつながる
「就労マルシェ」として市、ハローワーク、福祉作業所、企業等が参加し、一般就労、福祉就労相談、そして起業した障がい者や特例子会社
等の講演や販売、展示や飲食コーナー設置などを実施してやっている、マルシェをやっているという形でありますけれども、今後五條市にお
いてどういった取組を考えていけるのか、その辺思えばお願いします。

○議長（平岡清司）井上産業環境部長。

○産業環境部長（井上 昭）二番養田議員の御質問にお答え申し上げます。

障がい者に限らず、企業説明会を開催していますが来場者が少なく、参加企業も集まりにくい状況となっております。

今後、障がい者雇用については、五條市単独で取り組むのではなく、ハローワーク等関係機関と連絡しながら一緒に取り組んでまいりたい
というふうに考えております。

以上、答弁とさせていただきます。（「二番」の声あり）

○議長（平岡清司）二番養田全康議員。

○二番（養田全康）そうですね、市単独でなかなか難しいと思うのですけれども、他市を見てもハローワークや商工会等と連携しながらその企
業の相談会であったりとか、そういうところを重点的にやられているようでありますので、今後五條市においても積極的に取り上げていた
きたい、そのようにお願い申し上げます。

そして、(二)五條市の状況なんですけれども、五條市の方も障がい者雇用は頑張ってやっていただいてまして、今年度も身体障がい者、また知的障がい者一名ずつの募集があるという話を聞いておるのですけれども、現状、今五條市がどのようになっておるのか、その辺を教えてくださいますか。

○議長(平岡清司) 和田市長公室長。

○市長公室長(和田剛明) 二番養田議員の御質問にお答え申し上げます。

本市におきましては、現在九名の障がい者を雇用しており、基準日でございます令和元年六月一日時点における本市の雇用率は二・九〇パーセントでございます。法定雇用率二・五パーセントを上回っているところでございます。

ただいま議員の方から、御紹介もございましたが、令和元年度、本年度の職員採用試験につきましては、採用試験委員会において協議を行ってまいりまして、事務職で身体障がい者と知的障がい者をそれぞれ一名ずつ募集し、受験資格は、身体障がい者については、昭和五十九年四月二日以降に生まれ、高等学校以上の学校を卒業した人、または令和二年三月卒業見込みの人、また知的障がい者については、昭和五十九年四月二日以降に生まれ、都道府県知事等が発行する療育手帳の交付を受けている人、もしくは公的判定機関によって知的障がい者であると認定された人を対象として行うと決定し、現在事務を進めておるところでございます。

なお、社会人枠の採用につきましては、本市においては現在、技術職等で実施しておりまして、民間企業等で培われた専門的な知見、あるいは技能を持った人材を対象とさせていただきます。

身体及び知的障がい者の社会人枠の採用につきましては、こういったことから本年も実施してございませぬけれども、今後とも採用試験委員会の議論を深めてまいりたいと、このように考えてございます。

以上でございます。(「二番」の声あり)

○議長(平岡清司) 二番養田全康議員。

○二番(養田全康) 社会人枠のことかいろいろお話しただきましたけれども、再三再度そう言った、例えば一言に障がいといっても大きく分けて身体もあれば知的もあり精神もありということになるのですけれども、そんな中でね、いつも答弁の中で採用試験委員会に掛けます、話しますと、こうおっしゃってくれるんですけれども、僕今まで幾度となく質問させていただきましたけれども、それ採用試験委員会でのようなお話されたか、分かる範囲、答弁できる範囲でいいので、お願いできますか。

○議長（平岡清司）和田市長公室長。

○市長公室長（和田剛明）二番養田議員の質問にお答えいたします。

社会人枠ということでございますけれども、一定の資格等を採用の選考時にある意味加点の対象にできないかといったようなこともございますけれども、そのことにつきましては、どういった資格がどの程度加点するかといったような判断が非常に難しいところでございます。

現在、身体及び知的障がい者の採用につきましては、事前に事務作業に従事していただく実地試験を行ってございますけれども、例えばワープロとかパソコンの資格をお持ちの方で入力作業が優れた場合については当該実地試験において評価をするものとし、また面接時におきましてもそういった資格をお持ちの方につきましては試験官より具体的な内容をお伺いする、こういった対応をさせていただきます。

先ほど申し上げましたが、まだ採用試験委員会において具体的な話には及んでおりませんが、今後とも引き続き検討をしてみたいと、このように考えてございます。

以上でございます。（「二番」の声あり）

○議長（平岡清司）二番養田全康議員。

○二番（養田全康）採用試験委員会の中で具体的なところまではきていないというような答弁でございますけれども、どの定例会においても、例えば質問させていただいたときに、採用試験委員会で話させてもらいますというお話をいただいています。今この質問をさせていただいたのですけれども、現状ですね、そういう採用試験がありましてその中で適性を見ると思うんです。まずは学力、どの程度の学力があるのかというところを確かめながら、最後実地の方で適性を見ると思うんです。そんな中に例えば社会人枠というのは運転免許証一つでもそうやと思います。運転免許証があるのかないのか、また先ほどおっしゃったパソコン検定であるとか、また漢字検定も一つかもしれない、そういった部分で、一旦社会に出られてそこで身に付けられた技能があると、それはしっかりと評価すべきところではないのかなど。一方では技術職等では例えば建築を持っている、土木の施工管理あるとかはそういった部分では評価されるんですから、その部分で評価される部分があってもいいのではないのかなと私自身そう考えるんですけれども。またできるのであれば、そういう学生枠と社会人枠とそういったのを分ける部分も必要ではないかと考えますけれども、その辺どうですか。

○議長（平岡清司）和田市長公室長。

○市長公室長（和田剛明）二番養田議員の質問にお答えいたします。

先ほど申し上げましたが、現在社会人枠として募集しておりますのは技術職、保育士あるいは福祉職といったところでございます。当然障がい者の雇用につきましてもこういった制度を採用いたしまして門戸を広げると申しますか、そういう検討が必要でございますけれども、先ほど申し上げましたように、こういった資格にどういった加点をしていくか、こういった評価をしていくかといったところがまだきちんと精査をできていない段階でございます。それを今後議論、検討してまいりたいと、このように考えてございます。

以上でございます。（「二番」の声あり）

○議長（平岡清司）二番養田全康議員。

○二番（養田全康）議論、検討していただけるということなので、よろしくお願い申し上げたいと思います。
大きな二番に移ります。

奈良県広域消防組合との連携についてでありますけれども、僕自身昨年度ですか、奈良県広域消防組合の方に組合議員として参加させていただきますまして、いろいろな問題点が見えてきたわけでありまして。

そんな中に、（二）は前回からの質問の続きになるのですけれども、ドクターヘリについてであります。ドクターヘリの着陸場所が少ない、ランデブーポイントが少ないのではないかとこのところ、質問させていただきました。前危機管理監の方からもっとも増やしてまいりたい、増やすんやというような答弁いただきました。今現状どのような形になっておるのか、その辺教えてください。

○議長（平岡清司）辻田危機管理監。

○危機管理監（辻田祥友）二番養田議員の御質問にお答え申し上げます。

前回の答弁のときは、十一箇所が場外離着陸場として指定されておりました。その後、新たに十九箇所が場外離着陸場として指定され、計三十箇所が指定されております。

地区別では、五條地区二十二箇所、西吉野地区六箇所、大塔地区二箇所となっております。

以上、答弁とさせていただきます。（「二番」の声あり）

○議長（平岡清司）二番養田全康議員。

○二番（養田全康）そんな中で、平成三十年度のドクターヘリの搬送件数、分かれば教えてください。

○議長（平岡清司）辻田危機管理監。

○危機管理監（辻田祥友）二番養田議員の御質問にお答え申し上げます。

平成三十年度のドクターヘリ出動件数は、奈良県全体で五百六十四件となっております、うち五條市内では四十六件となっております。

以上、答弁とさせていただきます。（「二番」の声あり）

○議長（平岡清司）二番養田全康議員。

○二番（養田全康）奈良県全体では五百六十四件、例えば近隣の県を見ますと、多分和歌山やったら三百件台かなと思うのです。奈良県大変多いなあと、そういったドクターヘリを要するような怪我なり病気なりが多いのかなと思うのですけれども。

答弁の中にもありましたように、五條市では十七箇所が増になったわけですよ、西吉野地区では二箇所増であると、大塔地区は増減なしとなっておりますのですけれども、前回の私の質問の中でも大塔地区二箇所ということで大変少ないと、その大塔地区に関して増やしていくべきではないのかなというところを話しさせてもらったときに、検討するということでありました。なぜ大塔地区が大事かと申しますと、やっぱり山岳地で病院までの移動に時間が掛かるというところの中で必要ではないのかなと質問させていただいたんですけれども、この辺、今大塔地域での増設の検討、あるかないかだけ教えてください。

○議長（平岡清司）辻田危機管理監。

○危機管理監（辻田祥友）二番養田議員の御質問にお答え申し上げます。

前回の答弁から市内全域で検討はしてきております。ただやはりヘリコプターの離着陸ということ、それなりのスペース、前回でございましたか、ドクターヘリは一五メートル掛ける一五メートルの敷地が要するというようなことを答えていると思うのですけれども、そのような敷地がなかなか大塔町の方に該当するところがございませんで、現在の箇所数になっております。

以上、答弁とさせていただきます。（「二番」の声あり）

○議長（平岡清司）二番養田全康議員。

○二番（養田全康）山岳部でなかなか整備するポイントが難しいのは事実そうなのかも知れませんが、エリア的に見たときに、やっぱり五條市内を広く見渡して、それは面積なのか人口なのか分かりませんが、五條地域はかなりの数の数が増えていっている、また西吉野地域も微増でありますけれどもも増えている、しかしながら大塔地域では二箇所のみやいうところで、しっかりとその辺も検討する課題に入れていただきたいと思っておりますけれども、どうですか答弁。

○議長（平岡清司） 辻田危機管理監。

○危機管理監（辻田祥友） 二番養田議員の御質問にお答え申し上げます。

離着陸場の数につきましては、多ければ多いほどというわけではないかと思うのですが、先ほどおっしゃいますように、大塔地区については面積からして箇所数が少ない、そのようなことは十分承知いたしておりますので、今後もある限り降りれる場所が見つかるような、努力をしたらできるものではございませんけれども、注視をしていきたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。（「二番」の声あり）

○議長（平岡清司） 二番養田全康議員。

○二番（養田全康） そんな中でですね、現状ダートな部分に離着陸するときには、地上で散水支援などが必要で、できるだけドクターヘリも着陸場所が整備された場所、芝生であったりコンクリート、アスファルト、そういった部分で散水作業などが要らないところに降りたいというような状態であると思いますけれども、現在ランデブーポイントの中で散水活動が必要でないような整備された着陸場所は何箇所ぐらいあるのか教えてください。

○議長（平岡清司） 辻田危機管理監。

○危機管理監（辻田祥友） 二番養田議員の御質問にお答え申し上げます。

散水活動の必要がない場合外離着陸場は、アスファルト舗装されたもの、芝生等で五條地区三箇所、西吉野地区二箇所、大塔地区一箇所の計六箇所となっております。

以上、答弁とさせていただきます。（「二番」の声あり）

○議長（平岡清司） 二番養田全康議員。

○二番（養田全康） これを自分が住む地域に置き換えたときに、例えば阪合部地域では着陸場所は三箇所を指定されておるんです。それはどつかという、阪合部小学校、次に一〇〇メートルほどですかね、直線距離にしたら一〇〇メートルってことないですか、もう少しありますかね、本当に車で三十秒程度の阪合部ミニグラウンド、そして対面の上野公園、この三箇所が阪合部地域でランデブーポイントに指定されているわけです。一箇所にも固まってしまっているのと、地上支援が必要でない場所というのは上野公園の野球場であったり芝生があるような場所にはないわけです。それを見たときに、やっぱりエリア的に山間部も多いですし、そういった場所の振り分けというのですかね、エリアのポイ

ントをしっかりと考えて整備する必要があるのではないのかなと僕自身考えるのですけれども、その辺今後の整備の中で場所を増やしていただけのかどうかはあれですけども、しっかりとエリアを考えて整備していただけるかどうか答弁ください。

○議長（平岡清司） 辻田危機管理監。

○危機管理監（辻田祥友） 二番養田議員の御質問にお答えいたします。

今後も、市内各地区の場外離着陸場の指定場所のバランスも考慮しながら、よりスムーズな運航ができるよう奈良県広域消防組合五條消防署と連携を図り、指定に向け取り組んでまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。（「二番」の声あり）

○議長（平岡清司） 二番養田全康議員。

○二番（養田全康） しっかりと着陸場所のバランスを考えていただきまして、例えば阪合部地域の山間部で大深町や大平や樫辻町という場所です。起こったときに上野公園まではかなりの距離がありますので、山間部でも整備が必要だと思いますし、それはもう阪合部地域だけではなく五條市全体を見渡してしっかりと考えていただきたいと、そのようにお問い合わせ申し上げます。

次に、（二）水難救助隊について。これはもう完全な広域消防のことになりますので、奈良県広域消防組合の中で山岳警備隊とか、山の救助をされる隊長が山の救助をしたことがないような人がなっているって、僕広域消防組合で言ったことあるんです。実際、そういう形になってしまったのですけれども、水難救助隊が発足されました。水難救助隊、まずこの奈良県広域消防組合の中の消防署内にあるのか、この辺答弁いただけますか。

○議長（平岡清司） 辻田危機管理監。

○危機管理監（辻田祥友） 二番養田議員の御質問にお答え申し上げます。

奈良県広域消防組合管内において、水難救助出動が多い消防署に水難救助隊が設置されていると聞いております。設置されている消防署は、五條消防署、吉野消防署、大淀消防署及び橿原消防署の四署であると聞いております。

以上、答弁とさせていただきます。（「二番」の声あり）

○議長（平岡清司） 二番養田全康議員。

○二番（養田全康） 四署であると、五條消防署もありますよね、では五條消防署の水難救助隊ですか、何人配属があるような状態なのか、その

辺教えてください。

○議長（平岡清司） 辻田危機管理監。

○危機管理監（辻田祥友） 二番養田議員の御質問にお答え申し上げます。

五條消防署においては十二名の職員が水難救助隊として指名されていると聞いております。

以上、答弁とさせていただきます。（「二番」の声あり）

○議長（平岡清司） 二番養田全康議員。

○二番（養田全康） 五條消防署には十二名の水難に対応する隊員がおられるということですが、この水難救助隊の十二名は大塔分署・十津川分署、もちろん西吉野出張所も含めて五條市エリアで見えていますけれども、そこには水難救助隊の方がおられるのかどうか、その辺教えてください。

○議長（平岡清司） 辻田危機管理監。

○危機管理監（辻田祥友） 二番養田議員の御質問にお答え申し上げます。

大塔分署・十津川分署につきましては、水難救助隊はいないと聞いております。

以上、答弁とさせていただきます。（「二番」の声あり）

○議長（平岡清司） 二番養田全康議員。

○二番（養田全康） 大塔分署・十津川分署にはいないと、大塔分署・十津川分署で水難事故が起きたときに、じゃあ誰が潜るんですか。

○議長（平岡清司） 辻田危機管理監。

○危機管理監（辻田祥友） 二番養田議員の御質問にお答え申し上げます。

五條消防署から出動して救助に当たるといふふう聞いております。

以上、答弁とさせていただきます。（「二番」の声あり）

○議長（平岡清司） 二番養田全康議員。

○二番（養田全康） 五條消防署から大塔分署・十津川分署に出向いて潜っていただけると、水難事故が起きてもそれだけ時間が掛かるといふことだと思うのですけれども、五條消防署に例えば大塔分署・十津川分署を見えていますけれども、ここに潜水士ですか、そういった資格を持つ

たような隊員さんはおられるのかおられないのか、教えてください。

○議長（平岡清司） 辻田危機管理監。

○危機管理監（辻田祥友） 二番養田議員の御質問にお答え申し上げます。

潜水士の免許を取ったものにつきましては、いと聞いております。

以上、答弁とさせていただきます。（「二番」の声あり）

○議長（平岡清司） 二番養田全康議員。

○二番（養田全康） はい。僕の知り合いでもね、大塔分署・十津川分署で勤務されておる方いらっしゃいますけれども、旧五條区分のときの水難事故ではものすごく五條消防署内でもできるような、率先して潜れるようなエキスパートと聞いているんです。しかしながら広域のことですから、ここで余り言ってもだめなのは分かっているんですけども、実際潜れる人間が大塔分署・十津川分署におつて、今現在十二名の方がおられますけれども、まだ潜水の出来が浅い方や熟練した方もおられると思いますけれども、その方が大塔分署・十津川分署に入るまで準備ぐらいしかできないというような今現在状態だと聞いておるのです。今後ね、五條市として、そういう広域なエリアを見える中でやっぱり初期活動が早くできるような取組を奈良県広域消防組合に言っていただけのようなことはできないか、その辺答弁ください。

○議長（平岡清司） 養田議員、今五條市、広域消防組合のことで五條市にとつても大切なことなんですけれども、五條市の中の議会で今やっているの、それは違うとも言えませんが、できるだけその中の範囲で……。〔はい。いや僕は五條市民にデメリットが生じているのではないかとやっているんですよ。それを広域消防に言ってくれということをやっているんです。今現在消防組合議員でも何でもないのでね。〕の声あり） 辻田危機管理監。

○危機管理監（辻田祥友） 二番養田議員の御質問にお答えいたします。

奈良県広域消防組合の方の配置人員のことに關してということになると思うのですけれども、私も直接申し出ることは……、事務方の方に申し出ることば可能です。しかしながらちよつと聞いておるところでございましたら、大塔分署・十津川分署の職員の元々の配置の人数からその辺のいろいろ難しいところもあるのではなからうかなというようにも聞いております。

以上、答弁とさせていただきます。（「二番」の声あり）

○議長（平岡清司）二番養田全康議員。

○二番（養田全康）ただお願いはできると思うんですよ。広域消防の中でね、十津川村で水難事故が起こって五條消防署から来るまで待てと、そういうことではないと思うんです。その辺のお願いをしていただけるかどうかというところを答弁いただけますか。

○議長（平岡清司）太田市長。

○市長（太田好紀）養田議員の質問にお答え申し上げます。

確かに重要なことを言っているのは、養田議員、よく分かるのでありますけれども、一事務組合ということと、向こうは向こうの議会のルールがあります、議会があります。こちらで議会という五條市のこの議会が今やっているということで、当然そこには五條市から昨年度は養田議員が行った。今年度私が代わりということでも順番に代わっているということでも、当然この中身のことに關してはうちからというよりも一事務組合ということで、当然その議員が言うなり、私がある場に行くときに発言をするというのが本来の姿である。それはもう今のことを踏まえてこれからその辺の提言をちゃんときちんと、また助言はしてまいりたいというふうに思います。その辺、御理解をしていただきたいと思いません。

以上です。（「二番」の声あり）

○議長（平岡清司）二番養田全康議員。

○二番（養田全康）御助言いただけるとのことなんで、次の質問に移るんですけども、これまたよく似た問題なんです。

次の質問もよく似た問題でね、奈良県広域消防組合を見たときに、現在ですね、南部方面隊の管轄区域が五條市・大淀町・下市町・吉野町・野迫川村ということなんですけれども、そこにあつた南部方面隊、これ指揮隊です。南部の指揮をする指揮隊が大淀町から下市町に移つたと、実際に考えたときに機材であつたり設備であつたり、そういった部分で一番設備関係がいいのは五條消防署ではないのかなと僕自身感じています。この答弁を求めたらまた同じような形になると思うので、今後こういった部分を、例えばそういう指揮隊が移るとかいつたときに、まずは五條市の危機管理課としても、これは五條市へ指揮隊を持つてこようというような活動があつてもいいんじゃないのかなと思うのですけれども、その辺は今もう移つてしまつていますからあれですが、今後そういった部分で連携をしっかりと取つてやっていただきたいと、そのようにお願い申し上げます。

次の質問にいけます。

大きな三番、子供のアレルギー対策についてであります。

五條市では、(二)の現状、五條市では子供のアレルギー対策について、基本方針や対応マニュアル等あると思うのですけれども、そういうのを策定しどういった対応されておるのか。まずこの辺答弁ください。

○議長(平岡清司) 松井教育部長。

○教育部長(松井和永) 二番養田議員の御質問にお答えを申し上げます。

本市では、学校給食におきまして平成十五年九月からアレルギーに対応してきました。

平成二十六年二月に、緊急時の対応を定めた「食物アレルギー緊急時対応マニュアル」を策定し、同年八月から食物アレルギーに対する研修会を毎年開催しています。

平成二十七年四月より、五條市学校給食食物アレルギー対応検討委員会を立ち上げ、食物アレルギー対応の基本的な方針、手順をまとめた「学校給食における食物アレルギー対応マニュアル」を作成し、昨年度更に本マニュアルの改訂を行いました。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長(平岡清司) 平田あんしん福祉部長。

○あんしん福祉部長(平田耕一) 二番養田議員の御質問にお答え申し上げます。

保育所におきましては、平成二十五年度に食物アレルギーでエピペン処方を受けた児童の入所相談を受けたことから、受入れ態勢を整えるため、給食対応や緊急時の対応について五條市医師会に協力を求め、食物アレルギーの基礎的知識、アレルギー症状が出たときの対応、エピペンの使い方など、すぐに対応できるよう研修を行うとともに、保育所におけるアレルギー対応についてのマニュアルを整備いたしました。

このマニュアルに基づき、入所申請時に食物アレルギーに関するアンケートを実施し、保護者面談、特に配慮が必要な児童は、医療機関の受診による医師作成の「保育所におけるアレルギー疾患生活管理指導表」を基に、保護者とともに、食物・食材を扱う活動等について十分に話し合い対応方法について決めております。

以上、答弁とさせていただきます。(「二番」の声あり)

○議長(平岡清司) 二番養田全康議員。

○二番(養田全康) どちらの部にしてもアレルギー対応のマニュアルと、緊急マニュアルを策定していただいて対応できるようになっていると

いうことですけれども、五條市にはこういったアレルギーを持つ子供たち、ひどかったらエピペンを使用しないといけないような子供たちと、
いうのはどれぐらいの数がおるのか、この辺を教えてください。

○議長（平岡清司） 松井教育部長。

○教育部長（松井和永） 二番養田議員の御質問にお答えを申し上げます。

学校給食センターでは令和元年八月末現在で、幼稚園児六十七名、小学校児童一千六百十九名、中学校生徒五百八十九名の合計一千八百二十五名に給食を提供しています。

そのうちアレルギー対応をしているのは幼稚園児二名、小学校児童二十六名、中学校生徒九名の合計三十七名で、全体の割合の約二パーセントを占めます。またアナフィラキシーを発症する子供の数は十二名で、うちエピペンの所持者は九名です。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（平岡清司） 平田あんしん福祉部長。

○あんしん福祉部長（平田耕一） 二番養田議員の御質問にお答え申し上げます。

公立保育所の平成三十一年四月一日現在の児童数は三百三十九名で、食物アレルギー対応を行っている児童は六名、保育児童全体の約一・八パーセントを占めております。

また、アナフィラキシーを持つ児童は二名、全体の〇・六パーセントで、エピペンの処方はありませんが、一名はアレルギーの原因物質が微量で、また触れただけでもアナフィラキシー症状が出る状態で、保護者と保育所長、調理師、栄養士、担当保育士で、食事や保育について十分に話し合い、弁当・おやつは持参、給食は別室、給食後の保育は、保育室のアルコール消毒を終えるまで別室で保育を行うなど、細心の注意を払い対応しているところです。

以上、答弁とさせていただきます。（「二番」の声あり）

○議長（平岡清司） 二番養田全康議員。

○二番（養田全康） 五條市にも何名かの子供たちがエピペンを使用しないといけないような可能性があるというようなアレルギーがあるような子供たちがおられるということが分かったのですけれども、二〇一二年十二月東京都で小学五年生の女子が学校給食によって死亡事故になるようなことが起きたり、例えば秋田県でも小学二年生から三年生の児童三人がアレルギー反応を起こして一名は病院、二名はエピペンを使用

するということのようなこういった事例が全国にはあるようなんですけれども、五條市においてここ近年、そういったアレルギーが出たような子供がいるのかいないのか、この辺ちよつと教えてもらえますか。

○議長（平岡清司）松井教育部長。

○教育部長（松井和永）二番養田議員の御質問にお答えを申し上げます。

五條市では平成二十四年度にアレルギー発症により病院へ通院をした事例が一例ございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（平岡清司）平田あんしん福祉部長。

○あんしん福祉部長（平田耕一）二番養田議員の御質問にお答えします。

保育所におきましては、そういう事例の報告はありません。

以上、答弁とさせていただきます。（「二番」の声あり）

○議長（平岡清司）二番養田全康議員。

○二番（養田全康）一例だけ小学校であったということなんですけれども、例えば牛乳をこぼしてしまった、乳製品でアレルギーを持っている、こぼした牛乳を拭いた、その拭いた雑巾を触るだけでもアレルギーが発症したりとか、そういったふうになると聞いているんですけれども、それらが起こったときの対応、エビペンの使用に対しての取組であったりとか、そういうところの勉強会等されているのかどうか、この辺を教えてください。

○議長（平岡清司）松井教育部長。

○教育部長（松井和永）二番養田議員の御質問にお答えを申し上げます。

教職員のエビペン使用につきましては、校内研修などで全職員の共通理解のもと、ためらわない使用の周知を図っているとところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（平岡清司）平田あんしん福祉部長。

○あんしん福祉部長（平田耕一）二番養田議員の御質問にお答えします。

保育所におきましても、食物アレルギー緊急時対応マニュアルに基づき適切な対応に努めるとともに、緊急時のために、保護者の同意のもと、アナフィラキシーを持つ児童の情報を管内消防署に提供し、アナフィラキシー症状が発症したときには、医療機関等と迅速な対応がとれる体制を組んでおります。

以上、答弁とさせていただきます。（「二番」の声あり）

○議長（平岡清司）二番養田全康議員。

○二番（養田全康）こんなことがあったらあきませんけれども、もしそんな症状が出たときに東京都の女子が十四分後、アレルギーが出て十四分後にエピペンを打つんですけれども、病院行くまでに残念な結果になってしまっておるような状態なんです。その辺はしっかりと市としても、五條市は給食であったりそういった部分で先進事例であると聞いていますけれども、対応をしっかりとっていただきたいと思います。

そんな中、近隣の例えば橋本市民病院では三日間、一週間のうち三日間、二十四時間体制でアレルギーが出たときの対応ができるようになっていると聞き及んでいるのですけれども、その辺どうですか。

○議長（平岡清司）中本すこやか市民部長。

○すこやか市民部長（中本賢二）二番養田議員の御質問にお答え申し上げます。

橋本市民病院におきましては、小児科の医師が一般診療の中で、食物アレルギーの対応を行っております。

また、先ほど議員がお述べのとおり週三回は、夜間に小児科の医師が救急対応をしておるということ聞いております。

以上、答弁とさせていただきます。（「二番」の声あり）

○議長（平岡清司）二番養田全康議員。

○二番（養田全康）はい。橋本市民病院はね、二十四時間体制で三日間やってくれておるのです。この案件です、ね、橋本市の市議会議員さんがうち三日間でやっているけれども、五條市はどういうような体制でやっているのかということ僕聞かれて、恥ずかしながらそのときはすぐ答えられません。そんな中、自分の五條市を見ますとね、その体制が少し遅れているんじゃないかなと感じるようになりました。五條市は残念ですけども産科もない、小児科もないというような状態でありまして、五條市の大きな部分が橋本市の産科や小児科でお世話になっているのではないかなと感じておりますが、今現在五條市で二十四時間体制、例えば南奈良総合医療センターですか、あそこも含めて二十四時間、対応していただけるような病院があるのか、その辺お答えいただけますか。

○議長（平岡清司）中本すこやか市民部長。

○すこやか市民部長（中本賢二）二番養田議員の御質問にお答え申し上げます。

現在、五條市内でアレルギー疾患の診療ができる医療機関につきましては、個人病院では三院あります。また、南奈良総合医療センターでは、月曜日から金曜日まで小児科の医師がアレルギー疾患等も含む診療を行っておるところでございます。

休日・夜間につきましては、五條市応急診療所が診療を行っており、橿原市休日夜間応急診療所では、月曜日から金曜日の夜間と休日に診療を行っております。

以上、答弁とさせていただきます。（「二番」の声あり）

○議長（平岡清司）二番養田全康議員。

○二番（養田全康）その医療機関が三病院でやってくれていると、ただこれは小児科ではないですよ、休日・夜間診療というのはお話の中では午後六時から十時ですか、だから夜間対応、深夜の対応はできないということですね。そしてまた橿原市の休日・夜間診療は月曜日から金曜日の夜間と休日であるということですから、現在五條市にはないと、夜間に診ていただけるような病院、アレルギー対応ができるような小児科はないということでしょうか。

○議長（平岡清司）中本すこやか市民部長。

○すこやか市民部長（中本賢二）二番養田議員の御質問にお答え申し上げます。

議員お述べのとおりございません。

以上でございます。（「二番」の声あり）

○議長（平岡清司）二番養田全康議員。

○二番（養田全康）何が言いたいかというと、例えば東京都の事例を見ても十四分間、この短時間で人命が失われるよう事故になりかねないところでございます。橋本市民病院で三日間ということでございます。五條市、僕が協力を仰がれたのは近隣五條市・橋本市、そして三市協力で河内長野市ですか、こういった近隣でね、そういった子供たちを守るような体制づくりができないかということでお話をいただきました。今後の取組として五條市でこういった取組に対してどのような行動ができるのかということ、分かる範囲で結構ですので答弁いただけますか。

○議長（平岡清司）中本すこやか市民部長。

○すこやか市民部長（中本賢二）二番養田議員の御質問にお答え申し上げます。

まず市の独自の取組でよろしいでしょうか。…三市の取組。独自の取組の方をまず述べさせていただきます。

保健福祉センターでは、子供の食物アレルギーに対する理解を得るために、乳幼児を対象とした保護者向けのセミナーや、栄養指導・離乳食教室を開催しているところでございます。

続きまして、先ほど三市の方で何か連携ができないかという御質問につきましては、医療関係の連携におきましては、医療機関の協力が必要となるため情報収集等を行いながら今後慎重に対応していきたい、そのように考えております。

以上、答弁とさせていただきます。（「二番」の声あり）

○議長（平岡清司）二番養田全康議員。

○二番（養田全康）それは五條市だけのことではないので、医療機関であったりとかまちの開業医さんだったりとか、また総合病院も含めて子供たちの命をしっかりと自分たちのまちで守れるような活動を五條市としても取り組んでいただきたい、そのようにお願い申し上げます、次の質問に移ります。

大きな四番です。

五條市内のプール対応についてということなんですけれども、まず昨年度までは橋本市民プールに行くのに五條市でプールの利用券が出たということでありませうけれども、今年度はそれが中止になっておると、その中止になった経緯であったり、例えば予算どれぐらいとってどれぐらい執行していたのか、その辺分かれば教えてください。

○議長（平岡清司）石田都市整備部長。

○都市整備部長（石田茂人）二番養田議員の御質問にお答え申し上げます。

経緯でございますが、まず公園運営及び整備検討会におきまして、上野公園市民プールの休止が決定してから、公共施設相互利用の協定を締結していた橋本市の市民プールを利用してもらい、プール利用券により、利用料金の差額を補助してきました。しかしながら近年におきましては、橋本市民と五條市民の利用料金の格差や入園時における発券に係る待ち時間等に対する不公平感等の声を、橋本市民の方から橋本市に對していただいていたところがございます。

また幼児用プールの代替といたしまして、五條中央公園にて整備を進めておりました親水広場について完成の目途が立ったことから公園運営及び整備検討会におきまして平成三十年年度での廃止が決定したところでございます。

予算額につきましては、平成三十年度におきまして、予算額九十万円に対して支払額が八十万八千六百五十円でございます。

以上、答弁とさせていただきます。（「二番」の声あり）

○議長（平岡清司）二番養田全康議員。

○二番（養田全康）はい。橋本市民の方から橋本市にクレームがあったと、五條市の利用券を持っている人の方が早かったりとか金額のことであったのですかね、そういったことで残念な結果になってしまいました。予算は九十万円に対して約八十万円を使用したということでございますけれども、このプール利用券がなくなったことに対して、五條市では五條市民の方からクレームやそういったことがあったか、なかったか教えてください。

○議長（平岡清司）石田都市整備部長。

○都市整備部長（石田茂人）二番養田議員の御質問にお答えさせていただきます。

プール券の廃止後におきましては、市民の方から廃止に関する問合せは数件ございました。プールの代替といたしまして五條中央公園にて整備を進めていた親水広場について完成の目途が立って幼児のプール利用に対して、ある程度解消となったことから、平成三十年度をもちまして、プール利用券を廃止させていただいたというふうな御説明をさせていただいて、御理解を賜っておるといふところでございます。以上、答弁とさせていただきます。（「二番」の声あり）

○議長（平岡清司）二番養田全康議員。

○二番（養田全康）プールの利用券がなくなったんですけれども、小さなお子さんは中央公園で十分楽しんでいただけるといふような設備ができたのではないかなと思います。お母さんたちこぞってみんなでお弁当を持って一日遊べるような形になって、皆さん喜んでいただくことだと思うんですけども、ただ小学校のプール、その小学校に所属しているとその小学校のプールが解放されるのでそこで泳げると。ですが、（二）の部分に移るんですけども、賀名生にプール、五條市のプールがあると思うんです。賀名生のプールはどのような形で運営されていて、今年度の運用状況、その辺ちよつと分かれば教えていただけますか。

○議長（平岡清司）松井教育部長。

○教育部長（松井和永）二番養田議員の御質問にお答えを申し上げます。

夏期のスイミングプール運営につきましては、熱中症の危険が心配される猛暑日が増えている状況にございます。そのため、平成三十年から各学校に配布している熱中症指数計と同等のものにより、学校と同じ基準の三十一度を境に開園するかどうか判断をしております。

今年度は、十五日の開園期間中、高温による休園が七日、台風による休園が一日あり、開園した七日間の利用者は二百四十九名で、使用料として二万五千六百五十円の収入がありました。

運営経費は、水道料金や機器保守点検料など合計八十九万八千円でございます。またプール監視員として、開園日に四名の職員を配置しております。

以上、答弁とさせていただきます。（「二番」の声あり）

○議長（平岡清司）二番養田全康議員。

○二番（養田全康）全十五日開いているのですかね、そう考えると、七日間しかできなかったということですね。利用者が二百四十九名あったというところで、昨年度、平成二十九年度のデータありますかね、利用人数と使用料、また掛かった経費、分かれば教えてください。

○議長（平岡清司）松井教育部長。

○教育部長（松井和永）平成三十年度は開園日が十五日のうち十四日でございます。利用者数は三百九十三名でございます。利用料収入は三万八千七百円でございます。

申し訳ございません、運営経費の方は今手持ちの資料はございません。

以上、答弁とさせていただきます。（「二番」の声あり）

○議長（平岡清司）二番養田全康議員。

○二番（養田全康）はい。今年度においては八十九万八千円ですか、約九十万円を使って売り上げが二万五千六百五十円、まあこの辺は…、百円でしたか使用料…、まあいいです、使用料は大変安かったと思うんです。その中でなかなか採算取れないのは分かるのですけれども、ただ子供たちが十四日、十五日を開ける中で、約半数の日が開園されていないというような状態であります。そういったときに学校のプールとここのプールの基準は全く一緒で、三十一度を境に開園するかどうかを決めると、ここがその日開園したとして、学校のプールは場所によって温度が違うであろうですけども、同基準でやられているというのは事実ですね。

○議長（平岡清司）松井教育部長。

○教育部長（松井和永）二番養田議員の御質問にお答えを申し上げます。

おっしゃるとおり、学校と賀名生のプールは同じ基準で判断をしております。

以上、答弁とさせていただきます。（「二番」の声あり）

○議長（平岡清司）二番養田全康議員。

○二番（養田全康）ちよつと簡単に教えてほしいのですけれども、それは外気ですか、それとも水温ですか。

○議長（平岡清司）松井教育部長。

○教育部長（松井和永）二番養田議員の御質問にお答えを申し上げます。

暑さ指数と申しまして、熱中症を予防することを目的として一九五四年にアメリカで提案された指標でございます。単位は気温と同じ摂氏度で示されておるのですが、その値は気温とは異なります。

暑さ指数は、人体と外気との熱のやりとりに着目した指標で、人体の熱収支に与える影響の大きい湿度、日照・輻射など、周辺の熱環境、気温の三つを取り入れた指標となっております。……こちらの方が暑さ指数を計る計器でございます。（「二番」の声あり）

○議長（平岡清司）二番養田全康議員。

○二番（養田全康）指数計があるわけですよ、僕単純に外気と水温を足して何度かなとかって、そんなこと考えておったので、それやったら水温下げるために水ちよつと入れたら水温が下がってできるん違うのかなとか、そんな簡単に考えておったんやけれども、そんなものではないわけですよ。……そういうものではないですよ、確認します。

○議長（平岡清司）松井教育部長。

○教育部長（松井和永）二番養田議員の御質問にお答えを申し上げます。

摂氏度で同じように、何℃ということを示されておるのですが、そういうものではないでございます。

以上、答弁とさせていただきます。（「二番」の声あり）

○議長（平岡清司）二番養田全康議員。

○二番（養田全康）学校と基準が一緒で、そこではできておって学校ではできていないとか、そこではできていないけれども学校ではできて

るというようなものではなかったら、そこはもう一定のルールを守ってやってきているのだったら、仕方がないことやと思います。

ただそういった状況下の中で、例えば学校適正化で、(三)に移りますけれども、学校適正化の中で自分が所属していた近くの小学校にあったプールに入れたい、そこはもう開園しないということになると思うんですよ。実際新たに所属した学校でのプールに行くこととなると思うんですけども、実際そのエリアは例えば校区外、旧の校区外にあたりとか、阪合部校区であったら野原校区は校区外で小学校のときには行くなと言われているんですけども、自転車ですね。そういった場所に行く必要が出てくると思うんです。そういったときに、これは誰の責任でもってそこに行くのか、例えばバスでそういった部分を運行していただけるものなのか、この辺ちよつと答弁いただけますか。

○議長(平岡清司) 松井教育部長。

○教育部長(松井和永) 二番養田議員の御質問にお答えを申し上げます。

学校適正化により閉校となる学校のプールについては、現在、使用しない方向で検討しているところでございます。

また、夏休み期間中に小学校においてPTA主催により開催されている自由水泳については、統合校ごとに開催方法が決められるものではありますが、新校区となる学校において開催される場合は、教育委員会としても通学手段について支援できるように検討してまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。(「二番」の声あり)

○議長(平岡清司) 二番養田全康議員。

○二番(養田全康) 支援できるように検討する、そういう言葉をいただきました。よろしく願いしたいなど、子供たちが余りにも遠い学校へね、自転車で行くとか徒歩で行くようなことはないと思いますけれども、そういった状況になっても何か事故でもあったら大変なことになると思いますので、そこは学校でバスが出るのか、そういった形になるのかなと思うのですけれども、その辺の対応だけしっかりしていただきたいなど、そのように思いまして次の質問に移ります。

五番です。

小・中学校の備品についてであります。

新年度を始めるに当たり学校で次の年度は何が要るかとかというような予算組みをしようと思うのです。その予算組んで稟議上げて行って教育委員会に行くのか、市長部局に行つて予算取りをしていくとは思うのですけれども、一体どのような手順でそのような予算取りが行われて

いくのか、この辺を教えてください。

○議長（平岡清司） 松井教育部長。

○教育部長（松井和永） 二番養田議員の御質問にお答えを申し上げます。

学校備品については、校用備品、教材備品ともに、毎年八月末から九月初旬に掛け学校から予算要求書の提出を受け、その後、九月下旬から十月上旬に掛け学校ごとに予算要求ヒアリングを行っています。

予算要求ヒアリングでは、備品の必要性、緊急度等を聞き取りしたものを取りまとめ、財政課へ予算要求をしております。

以上、答弁とさせていただきます。（「二番」の声あり）

○議長（平岡清司） 二番養田全康議員。

○二番（養田全康） それでは今年度の予算、備品の予算ですね、幾ら教育委員会として予算計上されているのか教えてください。

○議長（平岡清司） 松井教育部長。

○教育部長（松井和永） 二番養田議員の御質問にお答えを申し上げます。

小学校では百万円でございます。中学校では三百四十六万円でございます。

以上、答弁とさせていただきます。（「二番」の声あり）

○議長（平岡清司） 二番養田全康議員。

○二番（養田全康） 小学校では百万円と中学校では三百四十六万円ですか、中学校の方で聞くんですけれども、この備品の中の一番大きなものは何の予算であったか、この辺答弁ください。

○議長（平岡清司） 松井教育部長。

○教育部長（松井和永） 二番養田議員の御質問にお答えを申し上げます。

五條東中学校の畳購入費でございます。

以上、答弁とさせていただきます。（「二番」の声あり）

○議長（平岡清司） 二番養田全康議員。

○二番（養田全康） 五條東中学校の畳の購入費であると、柔道場の畳の部分やと思うんですけれども、予算が上がっていきまして、いまだ執行さ

れていない理由というのは畳に関わる監査であったり、いろいろあったところと思うんですけども、この予算はいつ執行する予定になっておるのか。いつ執行する予定で考えているのか、まずこの辺答弁いただけますか。

○議長（平岡清司） 松井教育部長。

○教育部長（松井和永） 二番養田議員の御質問にお答えを申し上げます。

五條東中学校の柔道畳につきましては、当初、シダーアリーナに公式大会でも使用できるものを購入することにより、柔道の公式大会で併用することで市の経費を削減することが可能として予算要求をしたものであります。ただ学校では、日々の練習により、現在使用している畳の老朽化が激しいことから、シダーアリーナで使用している畳の規格に関わらず、早期に購入を検討してまいりたいと考えているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。（「二番」の声あり）

○議長（平岡清司） 二番養田全康議員。

○二番（養田全康） シダーアリーナにある畳を、最初購入を考えたということですが、例えシダーアリーナで使うのに外部に発注しないと敷けない、その畳が。大会で使用するに当たっては、外部に委託しないと敷けないと、また五條東中学校に持って帰ってもそれは外部委託しないと敷けないような難しいものではないのかなど考えるんですけども、そういった中で、なぜその畳になったのかというのが疑問点であったんです。ただまあ五條東中学校の柔道部の女子ですか、全国制覇されたということ、また個人でも優勝や上位入賞者が数多く出たということ、子供たちは部活動を頑張ってくれているんだと、すごく感心させてもらってます。老朽化が激しくてね、危険であるという判断の中で新しい畳に変えないといけないということで予算を上げられたのではないのかなと思うんで、今後その敷くのが難しい畳に拘らずに早期に子供たちのために整備してあげてほしいなど、そのようにお願い申し上げます、僕の一般質問を終わります。

○議長（平岡清司） 以上で二番養田全康議員の質問を終わります。

トイレ休憩のため三時三十分まで休憩いたします。

午後三時十二分休憩に入る

午後三時二十九分再開

○議長（平岡清司）休憩前に引き続き会議を再開いたします。

ただいまの出席議員数は定足数に達しておりますので、会議が成立いたします。

この際、申し上げます。議員各位の質問並びに理事者側の答弁は明瞭、的確にお願いいたします。

○議長（平岡清司）本日の会議時間は議事の都合によりあらかじめ延長いたします。

次に日程第二、報第十四号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（井筒昭則）報第十四号 専決処分の報告、承認を求めることについて（令和元年度五條市一般会計補正予算（第三号））。

○議長（平岡清司）報告を求めます。吉田理事。

〔理事 吉田暁史登壇〕

○理事（吉田暁史）失礼いたします。

ただいま上程いただきました報第十四号 専決処分の報告、承認を求めることについて（令和元年度五條市一般会計補正予算（第三号））につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

恐れ入りますが、議案書の一ページより御覧いただきたいと存じます。

本案は、西吉野町茄子原地内において、県道勢井宗川野線が路肩崩壊により通行止めとなり、当該地内を運行するコミュニティバスにう回運行を行う必要が生じたことから、所要の予算措置に特に緊急を要したため、地方自治法第七十九条第一項の規定により、令和元年七月九日付けをもって専決処分としたため、同条第三項の規定に基づき、その旨を議会に報告し、併せて承認を求めるものでございます。

恐れ入りますが、別冊の令和元年度五條市一般会計補正予算（第三号）の一ページより御覧いただきたいと存じます。

当該補正でございますが、一般会計の歳入歳出予算にそれぞれ三百五十万三千円を追加したもので、これによる予算額は、歳入歳出ともに二百十六億九千四十七万五千円となったところでございます。

続きまして、歳出予算の補正について御説明を申し上げます。

恐れ入りますが、四ページ下段を御覧いただきたいと存じます。

二款総務費、一項総務管理費、十四目西吉野支所費、十二節役務費の十万三千円及び十三節委託料の三百四十万円でございますが、コミュニケーションバスのお回運行に係る経費を計上いたしております。

歳出は以上でございます。

続きまして、歳入予算の補正について御説明申し上げます。

恐れ入りますが、三ページの歳入歳出補正予算事項別明細書の歳入の項を御覧いただきたいと存じます。

歳入予算につきましては二十款繰越金において三百五十万三千円を追加し、歳出との均衡を図った次第でございます。以上、御報告申し上げます。

○議長（平岡清司）報告が終わりました。

これより質疑に入ります。――。
質疑を終わります。

お諮りいたします。本案につきましては討論並びに委員会付託を省略したいと思っておりますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（平岡清司）御異議なしと認めます。よって本案は討論並びに委員会付託を省略することに決しました。

これより本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（平岡清司）御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり承認されました。

○議長（平岡清司）次に日程第三、報第十五号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（井筒昭則）報第十五号 専決処分の報告、承認を求めることについて（令和元年度五條市一般会計補正予算（第四号））。

○議長（平岡清司）報告を求めます。吉田理事。

〔理事 吉田暁史登壇〕

○理事（吉田暁史）失礼いたします。

ただいま上程いただきました報第十五号、専決処分報告、承認を求めることについて（令和元年度五條市一般会計補正予算（第四号））につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

恐れ入りますが、議案書の三ページより御覧いただきたいと存じます。

本案は、平成二十九年台風二十一号により被災した阪合部新田町地内の農地・農業用施設（通称：保天山団地）並びに西吉野町百谷地内の市道湯川大淀線の両災害復旧工事に係る設計変更について、それぞれ、国の内諾が得られたことから、所要の工事請負費に係る予算措置に特に緊急を要したため、地方自治法第七十九条第一項の規定により、令和元年八月一日付けをもって専決処分としたため、同条第三項の規定に基づき、その旨を議会に報告し、併せて承認を求めるものでございます。

恐れ入りますが、別冊の令和元年度五條市一般会計補正予算（第四号）の一ページより御覧いただきたいと存じます。

当該補正でございますが、一般会計の歳入歳出予算にそれぞれ一億三百万円を追加したもので、これによる予算額は、歳入歳出ともに二百十七億九千三百四十七万五千円となっております。

続きまして、歳出予算の補正について御説明申し上げます。

恐れ入りますが、七ページを御覧いただきたいと存じます。

十款災害復旧費、一項農林業施設災害復旧費、二目農業用施設災害復旧費、十五節工事請負費の四千五百万円でございますが、農業用施設災害復旧工事に係る設計変更について国の内諾が得られたことにより、所要の経費を計上いたしております。

十款災害復旧費、二項公共土木施設災害復旧費、一目道路橋梁災害復旧費、十五節工事請負費の五千八百万円でございますが、西吉野町百谷地内の市道湯川大淀線の道路災害復旧工事に係る設計変更について国の内諾が得られたことにより、所要の経費を計上しております。

歳出は以上でございます。

続きまして、歳入予算の補正について御説明申し上げます。

恐れ入りますが、四ページの歳入歳出補正予算事項別明細書の歳入の項を御覧いただきたいと存じます。

歳入予算につきましては、十三款分担金及び負担金において二十八万円を、十五款国庫支出金において四千三百四十四万二千元を、十六款県支出金において三千九百七十二万円を、二十款繰越金において三百二十五万八千円を、二十二款市債において一千六百三十万円を追加いたしまして、歳出との均衡を図った次第でございます。

以上、御報告申し上げます。

○議長（平岡清司）報告が終わりました。

これより質疑に入ります。（「九番」の声あり）

○議長（平岡清司）九番山口耕司議員。

○九番（山口耕司）国の補助金が決定して緊急を要したということで、専決処分されて大変結構かと思うんですけども、その工事の進捗状況を教えていただけますでしょうか。

○議長（平岡清司）井上産業環境部長。

○産業環境部長（井上 昭）九番山口議員の御質問にお答え申し上げます。

阪合部新田町の農地農業用施設、通称保天山団地の進捗状況ですが、工事期間平成三十年十一月五日から令和元年九月三十日というようになっておりますが、工期延長の予定を現在しております。令和元年十月一日から令和二年二月二十八日の予定でございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（平岡清司）質疑を終わります。

お諮りいたします。本案につきましては討論並びに委員会付託を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（平岡清司）御異議なしと認めます。よって本案は討論並びに委員会付託を省略することに決しました。

これより本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（平岡清司）御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり承認されました。

○議長（平岡清司）次に日程第四、議第二十九号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（井筒昭則）議第二十九号 五條市森林環境基金条例の制定について。

○議長（平岡清司）提案理由の説明を求めます。井上産業環境部長。

〔産業環境部長 井上 昭登壇〕

○産業環境部長（井上 昭）ただいま上程いただきました議第二十九号、五條市森林環境基金条例の制定について、提案理由の御説明を申し上げます。

恐れ入りますが、お手元の議案書五ページを御覧願いたいと思います。

今回の条例の制定につきましては、本年度より国から譲与される森林環境譲与税の一部又は全部を基金に積み立てることにより、五條市が実施する間伐等の森林整備、人材育成や担い手の確保、木材の利用促進、普及啓発等の森林整備及びその推進に必要な地方財源を安定的に確保するため、資金を積み立てることを目的としております。

このことにより、毎年配分される譲与税を必要に応じて積み立て、その用途に準じた内容であれば、多様な事業に活用が可能となります。お手元の議案書六ページを御覧いただきたく存じます。

第一条では、森林環境譲与税を活用し、計画的に森林整備等を行うことを定めております。

第二条では、積み立てる額について、五條市一般会計歳入歳出予算に定めるとしてしております。

第三条では、積み立てられた基金の管理について定めております。

第四条では、基金の運用について、一般会計予算に計上して、基金に繰り入れることを定めております。

第五条では、目的に適合する経費に充てる場合に限り、予算により処分できることを定めております。

第六条では、保険事故が発生した場合の取扱い。

第七条では、基金に属する現金を歳計現金の繰り替え運用について。

第八条では、必要な事項に関しての委任について定めております。

附則については、本条例の施行日を公布の日から施行することを定めております。

以上で、提案理由の説明を終わらせていただきます。よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（平岡清司）提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。――。

質疑を終わります。

本案は厚生建設常任委員会に付託いたします。

○議長（平岡清司）次に日程第五、議第三十号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（井筒昭則）議第三十号 五條市林産物加工施設条例の制定について。

○議長（平岡清司）提案理由の説明を求めます。谷口大塔支所長。

〔大塔支所長 谷口晶紀登壇〕

○大塔支所長（谷口晶紀）失礼いたします。

ただいま上程いただきました議第三十号、五條市林産物加工施設条例の制定について、提案理由の御説明を申し上げます。

今回の条例の制定につきましては、五條市におきます木材製品の生産を向上させ、林業振興の促進と大塔町の地域振興を推進するための施設整備に関する必要な事項を定め、施設の円滑な運営を図っていくものでございます。

お手元の議案書九ページを御覧いただきたいと存じます。

第一条では、施設の目的及び設置に関する事項を定めております。

第二条では、その名称及び位置を明記しております。

第三条では、職員の配置について定めております。

第四条では、施設における業務内容について定めております。

第五条では、損壊等の損害賠償責任について定めております。

第六条では、必要な事項に関しての委任について定めております。

附則については、本条例の施行日を令和元年十月一日から施行することを定めております。

以上で、提案理由の説明を終わらせていただきます。よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（平岡清司） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。（「十番」の声あり）

○議長（平岡清司） 十番吉田雅範議員。

○十番（吉田雅範） 第三条ですけれども、施設には必要な職員を置くことができるとなっておりますのですけれども、これは市の職員を配置するのか、それとも森林組合の方から職員を配置するのか、また一般の方から公募するのかお尋ねしたいと思います。

○議長（平岡清司） 谷口大塔支所長。

○大塔支所長（谷口晶紀） 十番吉田雅範議員の御質問にお答えを申し上げます。

人数に関しては、実質三名の稼働と考えております。地域おこし協力隊の制度を用いた雇用も考える必要がありますが、大塔地域の振興という意味もあることから、臨時職で地元雇用の斡旋も必要かと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。（「九番」の声あり）

○議長（平岡清司） 九番山口耕司議員。

○九番（山口耕司） このチップ工場でございますけれども、先般、遠方からでございますけれども拝見させていただきました。この施設のオーブンはいつごろ考えてございますか。

○議長（平岡清司） 谷口大塔支所長。

○大塔支所長（谷口晶紀） 九番山口議員の御質問にお答えを申し上げます。

工期は九月末ということになっております。その後、機械の調整、そして試運転などを開始いたしました。十一月ごろにしゅん工式を予定

しております。その後、稼働させていただきたいと思っております。
以上、答弁とさせていただきます。

○議長（平岡清司）質疑を終わります。

本案は総務文教常任委員会に付託いたします。

○議長（平岡清司）次に日程第六、議第三十一号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（井筒昭則）議第三十一号 職員の退職手当に関する条例及び五條市消防団条例の一部改正について。

○議長（平岡清司）提案理由の説明を求めます。和田市長公室長。

〔市長公室長 和田剛明登壇〕

○市長公室長（和田剛明）ただいま上程いただきました議第三十一号、職員の退職手当に関する条例及び五條市消防団条例の一部改正について、提案理由を御説明申し上げます。

恐れ入りますが、議案書の十一ページを御覧いただきたいと存じます。

本案は、成年被後見人等の人權が尊重され不当に差別されないよう欠格条項やその他の権利に係る措置の適正化等を図ることを目的に成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律による地方公務員法の一部が改正されたことに伴う規定の整備を行うため、職員の退職手当に関する条例及び五條市消防団条例の一部を改正することについて、地方自治法第九十六条第一項の規定により議会の議決を求めるところでございます。

それでは、主な改正内容について御説明申し上げます。

恐れ入りますが、議案書の十二ページを御覧ください。

まず、改正条例の本則第一条は、職員の退職手当に関する条例の一部改正でございます。このたびの法改正により、地方公務員法の欠格条項から成年被後見人又は被保佐人の規定が削除されたことに伴い同条例第十二条第一項第二号中の同法第十六条第一号に該当する場合を除

くの規定を削るものでございます。

なお、同法第十六条第一号とは、地方公務員に規定された欠格条項中、削除となっております成年被後見人又は被保佐人の規定でございます。

次に、改正条例の本則第二条は、五條市消防団条例の一部改正でございます。第一条と同様の事由により同条例第五条第二項に規定された消防団員となることができない旨の規定から、成年被後見人又は被保佐人の規定を削除するとともに、同条同項及び第八条に規定された懲戒の規定中、「免職」を「懲戒免職」に改めるものでございます。

本則は以上でございます。

次に附則でございますが、施行期日を令和元年十二月十四日といたしております。

以上で、提案説明を終わります。よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（平岡清司）提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。――。
質疑を終わります。

お諮りいたします。本案につきましては討論並びに委員会付託を省略したいと思っておりますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（平岡清司）御異議なしと認めます。よって本案は討論並びに委員会付託を省略することに決しました。

これより本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（平岡清司）御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

○議長（平岡清司）次に日程第七、議第三十二号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（井筒昭則）議第三十二号 五條市税条例等の一部を改正する条例の一部改正について。

○議長（平岡清司）提案理由の説明を求めます。吉田理事。

〔理事 吉田暁史登壇〕

○理事（吉田暁史）失礼いたします。

ただいま上程いただきました議第三十二号、五條市税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

恐れ入りますが、議案書十三ページを御覧いただきたいと存じます。

今回の改正につきましては、奈良県税条例の一部が改正され、令和元年十月一日から施行されることに伴い、平成二十八年三月及び平成二十九年三月に条例改正を行った改正規定を改正するものであります。

恐れ入りますが、議案書十四ページを御覧いただきたいと存じます。

改正内容につきましては、平成二十八年度税制改正により軽自動車税環境性能制が創設されました際、五條市税条例におきまして、その賦課徴収は、県が自動車税の環境性能制の賦課徴収の例により行うものとし、軽自動車税の環境性能制の減免及び課税免除規定については、県の規定との統一を図ったところでございますが、令和元年六月奈良県議会におきまして、奈良県税条例が改正され、自動車税の環境性能制の課税免除規定が削除されたことに伴いまして、軽自動車税の環境性能制の課税免除規定についても削除するものでございます。

具体的な条文につきましては、改正規定中の「軽自動車税の環境性能制の課税免除の特例」を加える規定を削除することとしております。附則につきましては、本条例の施行期日を定めております。

以上で、提案理由の説明を終わらせていただきます。よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（平岡清司）提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。――。

質疑を終わります。

お諮りいたします。本案につきましては討論並びに委員会付託を省略したいと思っておりますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（平岡清司） 御異議なしと認めます。よって本案は討論並びに委員会付託を省略することに決しました。

これより本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（平岡清司） 御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

○議長（平岡清司） 次に日程第八、議第三十三号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（井筒昭則） 議第三十三号 五條市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について。

○議長（平岡清司） 提案理由の説明を求めます。平田あんしん福祉部長。

〔あんしん福祉部長 平田耕一登壇〕

○あんしん福祉部長（平田耕一） 失礼いたします。

ただいま上程いただきました議第三十三号、五條市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

恐れ入りますが、議案書の十五ページを御覧いただきたいと存じます。

今回の改正理由につきましては、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準の内閣府令の一部が改正され、令和元年五月三十一日に公布されたことに伴うもので、幼児教育・保育の無償化に伴い、「支給認定」が「教育・保育給付認定」に改められたことによる文言の整理と、今まで保護者から徴収していた三歳以上の保育園児の主食代に加え、おかず代等の副食費の費用についても、徴収することができる費用とする規定並びに、年収三百六十万円未満相当世帯等及び第三子以降の子どもについては、副食費の徴収を免除とする規定を

追加するものと、家庭的保育事業等の認可基準である「家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準」の省令が平成三十年、平成三十一年に改正され、「五條市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例」が、平成三十年十二月、令和元年六月に改正されたことに伴い、関連する地域型保育給付費の確認基準であります本条例に、家庭的保育事業等を行う事業所に求められていた「当該施設を卒園する満三歳以上の児童の卒園後の受け皿となる保育所や幼稚園又は認定こども園といった連携施設の確保要件等」が、緩和されたことによる所要の改正を加えるものでございまして、地方自治法第九十六条第一項の規定により議決を求めるとのことでございます。

それでは、条例改正の内容について、御説明申し上げます。

恐れ入りますが、十六ページを御覧いただきたいと思えます。

初めに、第二条についてでございますが、幼児教育・保育の無償化に伴い、「支給認定」を「教育・保育給付認定」に改めるとともに、「満三歳以上教育・保育給付認定子ども」、「特定満三歳以上教育・保育給付認定子ども」「満三歳未満教育・保育給付認定子ども」などの新たな定義を追加するものでございます。

恐れ入りますが、十七ページの三行目から御覧ください。

第三条についてでございますが、保護者の経済的負担の軽減の配慮等を加えるものでございます。

第四条から第十一条までは「支給認定」を「教育・保育給付認定」に改める等の文言の整理等を行うものでございます。

恐れ入りますが、十七ページの最終行から十九ページを御覧ください。

第十三条についてでございますが、文言の整理等を行うとともに、利用者負担額の支払を受ける対象者を、満三歳未満児童の保護者に限るとする規定を追加し、また、食事の提供に要する費用について、保護者から支払を受けることができる規定等を追加するものでございます。

恐れ入りますが、十九ページの下から二行目から二十三ページを御覧ください。

第十四条、第十六条から第二十一条、第二十四条から第二十八条、第三十条、第三十二条、第三十四条については、文言の整理等を行うものでございます。

第三十五条についてでございますが、文言の整理等を行うとともに、特別利用保育の基準についての規定を追加するものでございます。

第三十六条についてでございますが、文言の整理等を行うとともに、特別利用教育の基準についての規定を追加するものでございます。

第三十七条についてでございますが、文言の整理等を行うとともに、特定地域型保育事業から事業所内保育事業を除く規定を加えるもので

いたします。

第三十八条から第四十一条については、文言の整理等を行うものでございます。

恐れ入りますが、二十三ページの八行目から二十六ページを御覧ください。

○議長（平岡清司） 傍聴人は静粛に願います。

○あんしん福祉部長（平田耕一） 第四十二条についてでございますが、文言の整理等を行うとともに、児童福祉法に基づく事業認可を受けた家庭的保育事業者等が、子ども・子育て支援法に基づく、地域型保育給付費の支給対象事業となるための確認基準を定めるのが本条例であることから、認可基準と確認基準の整合性を確保するため、満三歳以上の卒園児の受け皿となる保育所や認定こども園などの、連携施設の確保要件を緩和する規定を追加するものでございます。

第四十三条、第四十六条から第四十七条、第四十九条から第五十条についてでございますが、文言の整理等を行うものでございます。

恐れ入りますが、二十六ページの下から二行目から二十九ページを御覧ください。

第五十一条、第五十二条についてでございますが、文言の整理等を行うとともに、特別利用地域型保育、特定利用地域型保育及び特定利用地域型保育を提供する場合の基準について、整備する規定を追加するものでございます。

次に、附則の改正についてでございます。

附則第二条につきましては、特定保育所に関する特例についての文言の整理等を行うものでございます。

附則第三条につきましては、教育・保育の無償化により一号認定子どもに係る利用者負担額が一律ゼロになることに伴い、施設型給付費等に関する経過措置に関する規定を削除するもので、これに伴い附則第四条を附則第三条と改め、附則第五条の連携施設の確保についての経過措置の期間の「五年」を「十年」に改め、附則第四条とするものでございます。

最後に、附則についてでございますが、施行期日を定めるものでございまして、令和元年十月一日とするものでございます。

以上で、提案理由の説明を終わらせていただきます。よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（平岡清司） 傍聴人に申し上げます。議場内は脱帽でお願いいたします。

提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。（「八番」の声あり）

○議長（平岡清司）八番福塚 実議員。

○八番（福塚 実）この五條市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業……まあまあ文言の整理なんですけれども、これに該当する施設等は五條市にどのようなところがあるか教えてください。

○議長（平岡清司）平田あんしん福祉部長。

○あんしん福祉部長（平田耕一）八番福塚議員の御質問にお答え申し上げます。

特定教育・保育施設につきましては公立保育所が七箇所、私立保育所が一箇所、私立認定こども園が一箇所、公立幼稚園が二箇所となっております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（平岡清司）質疑を終わります。

お諮りいたします。本案につきましては討論並びに委員会付託を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（平岡清司）御異議なしと認めます。よって本案は討論並びに委員会付託を省略することに決しました。

これより本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（平岡清司）御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

○議長（平岡清司）次に日程第九、議第三十四号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（井筒昭則）議第三十四号 五條市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について。

○議長（平岡清司） 提案理由の説明を求めます。平田あんしん福祉部長。

〔あんしん福祉部長 平田耕一登壇〕

○あんしん福祉部長（平田耕一） 失礼いたします。

ただいま上程いただきました議第三十四号、五條市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

恐れ入りますが、議案書の三十ページを御覧いただきたいと存じます。

今回の改正理由につきましては、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令が平成三十一年四月一日に施行されたことに伴い、放課後児童支援員が受講しなければならないと規定されている放課後児童支援員認定資格研修の実施機関の範囲が拡大され、政令指定都市の長が追加されたことにより、規定の整備を行うもので、地方自治法第九十六条第一項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

それでは、条例改正の内容について御説明申し上げます。

恐れ入りますが、議案書の三十一ページを御覧いただきたいと存じます。

第十条第三項中「都道府県知事」の次に「又は地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市の長」を追加するものでございます。

また、附則につきましては、施行期日を規定するものでございます。

以上で、提案理由の御説明を終わらせていただきます。よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（平岡清司） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。――。

質疑を終わります。

お諮りいたします。本案につきましては討論並びに委員会付託を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（平岡清司） 御異議なしと認めます。よって本案は討論並びに委員会付託を省略することに決しました。

これより本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（平岡清司）御異議なしと認めます。よつて本案は原案のとおり可決されました。

○議長（平岡清司）次に日程第十、議第三十五号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（井筒昭則）議第三十五号 五條市保育の実施に関する条例及び五條市一時預かり事業の実施に関する条例の一部改正について。

○議長（平岡清司）提案理由の説明を求めます。平田あんしん福祉部長。

〔あんしん福祉部長 平田耕一登壇〕

○あんしん福祉部長（平田耕一）失礼いたします。

ただいま上程いただきました議第三十五号、五條市保育の実施に関する条例及び五條市一時預かり事業の実施に関する条例の一部改正につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

恐れ入りますが、議案書の三十二ページを御覧いただきたいと存じます。

今回の改正理由につきましては、子ども・子育て支援法が改正され、令和元年五月三十一日に公布されたことに伴い規定の整備を行うため、当該二条例の一部を改正するもので、地方自治法第九十六条第一項の規定により議決を求めるところでございます。

それでは、条例改正の内容について、御説明申し上げます。

恐れ入りますが、議案書の三十三、三十四ページを御覧いただきたいと存じます。

初めに、第一条の五條市保育の実施に関する条例の一部改正について御説明申し上げます。

第三条第一項につきましては、子ども・子育て支援法の改正により、令和元年十月一日から、満三歳以上の保育認定子どもの保育料が無償化されることに伴い、保育料を徴収する世帯を満三歳未満の保育認定子どもに係る保護者世帯に限るとする規定を加えるものでございます。

第三項につきましては、本市以外の市町村から保育認定を受けている満三歳未満の保育認定子どもに係る保育料の額は、当該市町村が定め

る保育料とする規定を加えるものでございます。

次に、第二条の五條市一時預かり事業の実施に関する条例の一部改正について御説明申し上げます。

第五条第一項につきましては、一時預かり事業の施設利用料に含まれている保育料と給食費を明記する規定を加えるもので、別表につきましては、五條市一時預かり事業保育料基準表に給食費の欄を追加し、四時間以内のときの保育料を八百円、四時間を超えるときの保育料を一
千六百円、給食費を二百円とするものでございます。

附則につきましては、施行期日を規定するものでございます。

以上で、提案理由の御説明を終わらせていただきます。よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（平岡清司）提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。――。

質疑を終わります。

お諮りいたします。本案につきましては討論並びに委員会付託を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（平岡清司）御異議なしと認めます。よって本案は討論並びに委員会付託を省略することに決しました。

これより本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（平岡清司）御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

○議長（平岡清司）次に日程第十一、議第三十六号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（井筒昭則）議第三十六号 五條市都市公園条例の一部改正について。

○議長（平岡清司） 提案理由の説明を求めます。石田都市整備部長。

〔都市整備部長 石田茂人登壇〕

○都市整備部長（石田茂人） 失礼いたします。

ただいま上程されました議第三十六号、五條市都市公園条例の一部改正につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

恐れ入りますが、お手元の議案書三十五ページを御覧願います。

この条例の改正理由につきましては、都市緑地法等の一部を改正する法律の施行に伴う規定の整備を行うものであり、都市公園内に設けることのできる運動施設の面積基準が条例に委任されたことを受け、本市におきまして改正を行うものであります。

それでは、改正する内容につきまして説明を申し上げます。

恐れ入りますが、お手元の議案書三十六ページを御覧願います。

内容につきましては、第二条の次に「第二条の二 令第八条第一項の条例で定める割合は、一〇〇分の五〇とする。」を加えるものであります。この割合は、国の基準に準拠したものであります。

なお、附則につきましては、施行日を公布の日から施行することとしております。

以上、議第三十六号の提案理由の説明を終わらせていただきます。よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（平岡清司） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。――。

質疑を終わります。

お諮りいたします。本案につきましては討論並びに委員会付託を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（平岡清司） 御異議なしと認めます。よって本案は討論並びに委員会付託を省略することに決しました。

これより本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（平岡清司） 御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

○議長（平岡清司） 次に日程第十二、議第三十七号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（井筒昭則） 議第三十七号 五條市上野公園条例の一部改正について。

○議長（平岡清司） 提案理由の説明を求めます。石田都市整備部長。

〔都市整備部長 石田茂人登壇〕

○都市整備部長（石田茂人） 失礼いたします。

ただいま上程されました議第三十七号、五條市上野公園条例の一部改正につきまして、提案理由の説明を申し上げます。恐れ入りますが、お手元の議案書三十七ページを御覧願います。

この条例の改正理由につきましては、五條市上野公園防災力強化棟のしゅん工に伴い規定の整備を行うものであり、防災力強化棟の多目的ホールについて利用料を設定するため改正を行うものであります。

それでは、改正する内容につきまして、御説明を申し上げます。

恐れ入りますが、お手元の議案書三十八ページを御覧願います。

まず、第七条、開園時間に関する条例についての一部改正であります。

内容につきましては、「総合体育館」の次に「及び防災力強化棟」を加えることとし、開園時間を午後九時までとするものであります。次に別表中（五）総合体育館の表の次に（六）防災力強化棟の表を加え利用料を設定するものであります。

なお、附則につきましては、この条例は、規則で定める日から施行することとしております。

以上、議第三十七号の提案理由の説明を終わらせていただきます。よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（平岡清司） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。（「四番」、「二番」の声あり）四番牧野雅一議員。

○四番（牧野雅一）新しくできる防災力強化等の多目的ホール、この利用料金を設定されていると思うのですけれども、ここに記されている料金ですね、これについては本館のアーリーナ……。

○議長（平岡清司）牧野議員、これについては厚生建設常任委員会に付託されます。（「はい。」の声あり）二番、養田全康議員。

○二番（養田全康）防災力強化棟もこうした形で市民に貸出しができるということまで考えるのですけれども、その中で、注意書きの以下の点について、例えば上野公園の他の運動施設とともに条件がリンクした形でしっかりとできているかどうかだけ答弁いただけますか。

○議長（平岡清司）石田都市整備部長。

○都市整備部長（石田茂人）二番養田議員の御質問にお答えさせていただきます。

注意書きの分につきましては、他の総合体育館とリンクさせていただきます。

以上、答弁とさせていただきます。（「二番」の声あり）

○議長（平岡清司）二番養田全康議員。

○二番（養田全康）総合体育館だけではなくて、上野公園の運動施設とともにリンクができていますのかどうか教えてください。

○議長（平岡清司）石田都市整備部長。

○都市整備部長（石田茂人）二番養田議員の御質問にお答えさせていただきます。

他の分とリンクさせていただきます。

以上、答弁とさせていただきます。（「八番」の声あり）

○議長（平岡清司）八番福塚 実議員。

○八番（福塚 実）一時間一千五百円ですけれども、市外に住所を有する者が利用する場合には二倍相当、多目的ホールを営利目的とする利用の場合は三倍相当額とする、その場合、市外業者が営利目的とした場合どうなんですか。

○議長（平岡清司）石田都市整備部長。

○都市整備部長（石田茂人）八番福塚議員の御質問にお答えさせていただきます。

営利目的でございますので、三倍となります。

以上、答弁とさせていただきます。（「八番」の声あり）

○議長（平岡清司）八番福塚 実議員。

○八番（福塚 実）ということは、市外業者が営利目的としても三倍、市内業者が営利目的でも三倍ということですか。

○議長（平岡清司）石田都市整備部長。

○都市整備部長（石田茂人）八番福塚議員の御質問にお答えさせていただきます。

注意書き三で、「多目的ホールを営利目的として利用する場合における利用料金等は、当該利用料金等の三倍相当額とする。」というように、なところになってございますので、市内、市外問わず営利目的でございますから、三倍というところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（平岡清司）質疑を終わります。

本案は厚生建設常任委員会に付託をいたします。

○議長（平岡清司）次に日程第十三、議第三十八号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（井筒昭則）議第三十八号 五條市下水道条例の一部改正について。

○議長（平岡清司）提案理由の説明を求めます。石田都市整備部長。

〔都市整備部長 石田茂人登壇〕

○都市整備部長（石田茂人）失礼いたします。

ただいま上程いただきました議第三十八号、五條市下水道条例の一部改正につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

恐れ入りますが、お手元の議案書四十ページから四十二ページを御覧いただきたいと存じます。

本議案につきましては、令和元年十月一日から消費税及び地方消費税の税率が、八パーセントから一〇パーセントに引き上げられることに伴い、下水道の使用料の額を改定するため、本条例の一部を改正するものでございます。

改正の内容といたしましては、第二十六条第三項及び第四項の表中の使用料を「二〇〇分の一〇八を乗じた額」から「二〇〇分の一一〇を

乗じた額」に改めるものでございます。

なお、附則につきましては、施行期日及び経過措置について定めております。

以上で、議第三十八号の提案理由の説明を終わらせていただきます。よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（平岡清司）提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。――。

質疑を終わります。

お諮りいたします。本案につきましては討論並びに委員会付託を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（平岡清司）御異議なしと認めます。よって本案は討論並びに委員会付託を省略することに決しました。

これより本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（平岡清司）御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

○議長（平岡清司）次に日程第十四、議第三十九号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（井筒昭則）議第三十九号 五條市上水道事業給水条例の一部改正について。

○議長（平岡清司）提案理由の説明を求めます。東水道局長。

〔水道局長 東 純司登壇〕

○水道局長（東 純司）ただいま上程いただきました議第三十九号、五條市上水道事業給水条例の一部改正について、提案理由の御説明を申し上げます。

恐れ入りますが、議案書四十三ページを御覧願います。

本議案につきまして、消費税法、地方税法、水道法等の一部改正の施行に伴う規定の整備を行うため、本条例の一部を改正するものでございます。

四十四ページを御覧願います。

改正の内容といたしましては、第十条第一項中「第五条」を「第六条」に改めます。

次に、第十六条の二、第二項中「二〇〇分の一〇八を乗じて得た」を「消費税法（昭和六十三年法律第八号）に定める消費税の税率を乗じて得た額、及びその額に地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）に定める地方消費税の税率を乗じて得た額を合算した額を加えた」に改めます。

次に、第十六条の三第二項を次のように改めます。

二、前項の施設負担金は、次の各号に掲げる者に応じ、当該各号に掲げる額に消費税法に定める消費税の税率を乗じて得た額及びその額に地方税法に定める地方消費税の税率を乗じて得た額を合算した額を加えた額とする。

(一) 前項第一号に該当する者、自己の宅地造成面積、一平方メートルにつき五百円。

(二) 前項第二号に該当する者、自己の建築する床面積一平方メートルにつき五百円。

次に、第十六条の四中「二〇〇分の一〇八を乗じて得た」を「消費税法に定める消費税の税率を乗じて得た額及びその額に地方税法に定める地方消費税の税率を乗じて得た額を合算した額を加えた」に改めます。

次に、第二十六条第三項中「二〇〇分の一〇八を乗じて得た」を「消費税法に定める消費税の税率を乗じて得た額及びその額に地方税法に定める地方消費税の税率を乗じて得た額を合算した額を加えた」に改めます。

次に、第三十四条第一号中「指定」を「指定又は更新」に改めます。

なお、附則におきましては、施行期日として、令和元年十月一日からの施行とし、また経過措置を定めております。

以上で、提案理由の説明を終わらせていただきます。よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（平岡清司）提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。――。

質疑を終わります。

お諮りいたします。本案につきましては討論並びに委員会付託を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（平岡清司）御異議なしと認めます。よって本案は討論並びに委員会付託を省略することに決しました。

これより本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（平岡清司）御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

○議長（平岡清司）次に日程第十五、議第四十号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（井筒昭則）議第四十号 令和元年度五條市一般会計補正予算（第五号）議定について。

○議長（平岡清司）提案理由の説明を求めます。吉田理事。

〔理事 吉田暁史登壇〕

○理事（吉田暁史）失礼いたします。

ただいま上程いただきました議第四十号、令和元年度五條市一般会計補正予算（第五号）議定につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

恐れ入りますが、別冊の令和元年度五條市一般会計補正予算（第五号）のページより御覧いただきたいと存じます。

このたびの補正でございますが、歳入歳出予算及び地方債の補正でございます。歳入歳出予算につきましては六千二百四十万一千円を追加し、これに伴う予算総額は、歳入歳出ともに二百十八億五千五百八十七万六千円となるとところでございます。

それでは、歳出予算の補正より御説明申し上げます。

恐れ入りますが、八ページから九ページを御覧いただきたいと存じます。

初めに、三款民生費、二項児童福祉費、六目児童福祉施設費、十九節負担金補助及び交付金の百三十二万円でございますが、子育てのための施設等利用給付費を予算化するものでございまして、本年十月一日から実施される幼児教育・保育の無償化において、一時預かりなど新たに当該給付費の対象となるものについて、国から具体的な基準が示されたため、所要額を計上するものでございます。

なお、当該経費のうち六十六万円を国庫支出金として、三十三万円を県支出金として見込んでおります。

次に、五款農林業費、二項林業費、六目（仮称）木質チップ生産施設整備事業費、四節共済費の五十五万七千円から十六節原材料費の二百二十万円までの計六百四十三万一千円でございますが、大塔町地内に整備を進めております林産物加工施設の関係経費を予算化するものでございまして、直営方式とするなど、今般、同施設の管理・運営方針が定まったことから、職員の賃金や原木の調達経費等について、所要額を計上するものでございます。

なお、当該経費のうち二百十四万円を木材製品販売代金として、四百二十九万一千円を繰越金として見込んでおります。

次に、六款商工費、一項商工費、二目商工振興費、十九節負担金補助及び交付金の三百三十五万円でございますが、企業立地・雇用促進奨励金を追加するものでございまして、新たに市内に操業した事業者について、当該奨励金の交付に必要な要件が整ったため、所要額を計上するものでございます。

なお、当該経費のうち三百三十万円を市債として見込んでおります。

次に、七款土木費、二項道路橋梁費、三目道路新設改良費、十七節公有財産購入費一千九百五十万円及び二十二節補償補填及び賠償金の一千八百万円でございますが、市道岡口三号線道路整備工事に伴う、用地購入費及び物件補償費を追加するものでございまして、公有財産購入費につきましては、当該工事に伴う用地交渉において、代替地の追加取得が必要となったため、また、物件補償費につきましては、建物補償費調査により現計予算に不足が生じたため、それぞれ所要額を計上するものであります。

なお、代替地については、市土地開発公社用地の取得を予定しておりますが、当該経費の全額を市債として見込んでおります。

次に、九款教育費、一項教育総務費、四目学校適正化事業費、十五節工事請負費一千三百八十万円でございますが、スクールの操車場整備工事を予算化するものでございまして、令和二年度統合予定の阿太小学校と宇智小学校について、新設校となる現在の宇智小学校付近に、新たにスクールの操車場を設置するため、所要額を計上するものでございます。

なお、当該経費の全額を繰越金として、見込んでおります。

歳出は、以上でございます。

続きまして、歳入予算の補正について御説明申し上げます。

恐れ入りますが、五ページの歳入歳出補正予算事項別明細書の歳入の項を御覧いただきたいと存じます。

歳入予算につきましては、十款地方特例交付金におきまして三十三万円を、十五款国庫支出金におきまして六十六万円を、十六款県支出金におきまして三十三万円を、二十款繰越金におきまして一千八百四十四万一千円を、二十一款諸収入におきまして二百十四万円を、二十二款市債におきまして四千八十万円を追加し、歳出との均衡を図った次第でございます。

以上で、説明を終わらせていただきます。よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（平岡清司） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。（「十番」の声あり）

○議長（平岡清司） 十番吉田雅範議員。

○十番（吉田雅範） 八ページの農林業費についてお尋ねしたいと思えます。これは（仮称）木質チップ生産施設の、十六節原材料費、原木購入費ですけれども、これはスギ、ヒノキ、マツとかに決まっておるのか、また雑木でも購入可能なのかお尋ねしたいと思います。

○議長（平岡清司） 谷口大塔支所長。

○大塔支所長（谷口晶紀） 十番吉田雅範議員の御質問にお答え申し上げます。

この原木購入費でございますが、近隣自治体の周辺の価格の状況をはかりまして……………。（「十番」の声あり）

○議長（平岡清司） 十番吉田雅範議員。

○十番（吉田雅範） 金額をそもそも聞いていたのではなくて、原木購入費というのは、流木と違って言うところなので、それは購入するかただでもらうのかは分からんけれども、スギ、ヒノキ、雑木も該当するのかということなんです。

○議長（平岡清司） 谷口大塔支所長。

○大塔支所長（谷口晶紀） 十番吉田雅範議員の御質問にお答え申し上げます。

雑木もこれはオツケーということでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（平岡清司） 十番吉田雅範議員。

○十番（吉田雅範） 商工費のところ、企業立地・雇用促進奨励金、これは企業が決まったということで、その企業名を教えてください。

○議長（平岡清司） 井上産業環境部長。

○産業環境部長（井上 昭） 十番吉田雅範議員の御質問にお答え申し上げます。

株式会社オオタでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（平岡清司） 十番吉田雅範議員。

○十番（吉田雅範） 九ページ、教育費のところ、工事請負費、宇智小学校のスクールバスの操車場ということですが、宇智小学校のどあたりに作るのか。えらい坂になっていると思うのやけど下に作るのか、その辺、場所を教えてくださいたいと思います。

○議長（平岡清司） 松井教育部長。

○教育部長（松井和永） 十番吉田雅範議員の御質問にお答えを申し上げます。

場所といたしましては、五條市今井町八九八の一番地でございます。市道中之今井線、通称農免道路から宇智小学校に向かう分岐の左側のところを予定しています。

以上、答弁とさせていただきます。（「議長」の声あり）

○議長（平岡清司） 質疑を終わります。

本案は総務文教常任委員会に付託をいたします。

○議長（平岡清司） 次に日程第十六、議第四十一号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（井筒昭則） 議第四十一号 令和元年度五條市介護保険特別会計補正予算（第二号）議定について。

○議長（平岡清司） 提案理由の説明を求めます。平田あんしん福祉部長。

〔あんしん福祉部長 平田耕一登壇〕

○あんしん福祉部長（平田耕一） 失礼いたします。

ただいま上程いただきました議第四十一号、令和元年度五條市介護保険特別会計補正予算（第二号）議定につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

恐れ入りますが、別冊の令和元年度五條市介護保険特別会計補正予算（第二号）を御覧いただきたいと存じます。

まず、一ページについて、御説明申し上げます。

今回の補正予算額につきましては、歳入歳出にそれぞれ六千七百八十六万三千円を追加し、歳入歳出の予算総額を四十一億五千八百五十六万三千円とするものでございます。

それでは、五ページの歳出から御説明を申し上げます。

四款基金積立金、一項基金積立金、一目介護保険財政調整基金積立金五千六百十万五千円につきましては、平成三十年年度決算余剰金から償還する金額を差し引いた残高から基金へ積み立てるものでございます。

次に、五款諸支出金、一項償還金及び還付加算金、三目償還金一千七百七十五万八千円につきましては、平成三十年度介護保険特別会計の精算によります国庫・県費・支払基金への返還金でございます。

次に、四ページの歳入につきまして、御説明を申し上げます。

三款国庫支出金、三項国庫交付金、一目地域支援事業総合事業交付金四十八万三千円につきましては、過年度分の精算によります地域支援事業総合事業交付金の追加でございます。

四款県支出金、二項県交付金、一目地域支援事業総合事業交付金三十万二千元につきましては、過年度分の精算によります地域支援事業総合事業交付金の追加でございます。

次に、八款繰越金、一項繰越金、一目繰越金で、前年度繰越金六千七百七万八千円を追加いたしまして、歳入歳出の均衡を図ったものでございます。

以上で、提案理由の説明を終わらせていただきます。よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（平岡清司）提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。――。

質疑を終わります。

本案は厚生建設常任委員会に付託をいたします。

○議長（平岡清司）次に日程第十七、昨日提出されました議第四十二号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（井筒昭則）議第四十二号 工事請負契約の締結について。

○議長（平岡清司）提案理由の説明を求めます。石田都市整備部長。

〔都市整備部長 石田茂人登壇〕

○都市整備部長（石田茂人）失礼いたします。

ただいま上程いただきました議第四十二号、工事請負契約の締結につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

恐れ入りますが、お手元の別冊追加議案書一ページを御覧願います。

契約の目的は、「五條市新庁舎（国・県・市集約型）建設建築工事」であり、契約の方法は、「総合評価落札方式（簡易型）一般競争入札」で、予定価格は、消費税抜きで「四十七億七千三百三十八万円」でございます。

また、入札金額は、消費税抜きで「四十七億二千万円」でございます。

契約金額は、消費税込み「五十一億九千二百万円」で、契約の相手方は、「村本・キタムラ特定建設工事共同企業体 代表者 北葛城郡広陵町大字平尾一―番地の一 村本建設株式会社奈良本店 常務執行役員本店長 高田幸伸」であります。

請負率は、九八・九二パーセントでございます。

本入札の参加資格につきましては、五條市建設工事等請負業者選定審査会要綱による審査会において検討を行った結果、五條市建設工事等競争入札参加資格を有する建設業者二者、又は三者で構成される特定建設工事共同企業体であり、共同企業体の代表者は、奈良県内に本店、

支店または営業所を有し、五條市建設工事等競争入札参加資格の建築一式の登録を受けた者であつて、かつ建設業法第二十七条の二十三第一項の規定による経営事項審査の結果における建築一式工事の総合評定値が一千五百点以上の者であり、過去十五年以内にしゅん工した建築物の構造がS造又はRC造又はSRC造で、当該床面積二、〇〇〇平米以上の建築一式の元請け実績を要することとし、また共同企業体の構成員は、奈良県内に本店を有し、五條市建設工事等競争入札参加資格の建築一式の登録を受けた者であつて、かつ建設業法第二十七条の二十三第一項の規定による経営事項審査の結果における建築一式工事の総合評定値が一千点以上の者とし、過去十五年以内にしゅん工した建築物の構造がS造又はRC造又はSRC造の建築一式工事の元請け実績を有するものとししました。

令和元年五月二十七日に入札公告を行い、同年七月十六日までに参加申込書の受付を行い、特定建設工事共同企業体の構成に関する協定書・技術提案書の提出を受けました。

令和元年八月二十九日までに共同企業体から入札書の提出があり、同年八月三十日に開札が行われました。
その結果につきましては次のとおりでございます。

金額については消費税抜きでございます。

村本・キタムラ特定建設工事共同企業体、入札金額四十七億二千万円、評価値二十七・一一六でございます。

村本・キタムラ特定建設工事共同企業体を、落札者と決定し、仮契約を締結いたしました。

工期につきましては、議決日から、令和三年七月三十日までを予定しております。

以上で、議第四十二号の提案理由の御説明を終わらせていただきます。よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（平岡清司）提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。（「十二番」の声あり）十二番大谷龍雄議員。

○十二番（大谷龍雄）入札に参加した他の共同企業体を全て言ってくれますか。そしてそのの評価点、この入札に当たっては、事前公表は予定価格、最低価格は事前公表されたのかどうか、その点もよろしく願います。

○議長（平岡清司）和田市長公室長。

○市長公室長（和田剛明）十二番大谷議員の御質問にお答えいたします。

今回の入札でございますけれども、一企業体、村本・キタムラ特定建設工事共同企業体のみでございます。

それから事前公表でございますが、予定価格は事前公表でございます。
以上でございます。

○議長（平岡清司）質疑を終わります。
本案は厚生建設常任委員会に付託をいたします。

○議長（平岡清司）トイレ休憩のため、五時十五分まで休憩いたします。

午後四時五十四分休憩に入る

午後五時十四分再開

○議長（平岡清司）休憩前に引き続き会議を再開いたします。
ただいまの出席議員数は定足数に達しておりますので、会議が成立いたします。

○議長（平岡清司）次に日程第十八、発議第五号を議題といたします。

事務局長に朗読させます。

○事務局長（井筒昭則）発議第五号 特別委員会設置及び付託について。

五條市議会委員会条例第五条の規定により、特別委員会を設置する。

令和元年九月十日提出

提出者 五條市議会運営委員会 委員長 山口耕司

○議長（平岡清司）提案理由の趣旨説明を求めます。五條市議会運営委員会山口耕司委員長。

〔議会運営委員長 山口耕司登壇〕

○議会運営委員長（山口耕司）議長から発言の許可をいただきましたので、提案の趣旨説明を申し上げます。

本市における総合体育館備品の契約管理運営等に関する事項等については、市長の要求による監査の結果報告書においても事務執行上の問題点が多々あることが指摘されております。

三月議会においても、議会としても今後徹底した調査を行う予定であると全会一致で決議されており、これまでの経緯結果等踏まえた上で議会としてもしっかりと検査をしなくてはならない事項と考えます。

よって七人の委員で構成する総合体育館における事務の執行についての特別委員会を設置し、また地方自治法第九十八条第一項の権限を総合体育館における事務の執行についての特別委員会に委任することといたします。

検査の方法については、関係書類等の提出を求め、長その他の執行機関から報告を受けることとし、期限については検査が終了するまでとし、閉会中もお調査を行うことができることとします。

以上で、提案理由の説明を終わらせていただきます。議員各位には何とぞよろしく御賛同賜りますようお願い申し上げます。
ありがとうございました。

○議長（平岡清司）提案の趣旨説明が終わりました。

これより質疑に入ります。――。

質疑を終わります。

お諮りいたします。本件につきましては委員会付託を省略したいと思っておりますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（平岡清司）御異議なしと認めます。よって本件は委員会付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論の通告がありますので、四番牧野雅一議員の発言を許します。四番牧野雅一議員。

〔四番 牧野雅一登壇〕

○四番（牧野雅一）議長から発言の許可をいただきましたので、ただいま発議第五号について反対の立場で討論させていただきます。

総合体育館における事務の執行についての調査を目的としたものでありますが、私も必要性があるかと考えておりましたが、本発議についての事務執行は監査委員からの報告に従い、先の議員の質疑に対する市長からの答弁に責任を持って取り組み、法に沿って厳正な対処をしていただくということを明言いただきました。我々市議会議員は、時には理事者と意見の対立はあれど、基本は互いに信頼関係を持って市政に

取り組むべきと考えております。したがいまして、市長の答弁を受け、それを信頼し、今はまだ議会が行動を慎むべきと考えます。

議員各位おかれましては、反対の趣旨を御理解賜りますことをお願いしまして、私の反対討論とさせていただきます。

令和元年九月十日 五條市議会副議長 牧野雅一。

○議長（平岡清司）次に十二番大谷龍雄議員の発言を許します。十二番大谷龍雄議員。

〔十二番 大谷龍雄登壇〕

○十二番（大谷龍雄）それでは議長の発言の許可をいただきましたので、提案されております五條市議会委員会条例第五条の規定により特別委員会を設置するという提案に賛成の立場から討論をさせていただきますと思います。

皆さん方も御存じのように、この総合体育館に関するいろいろな問題は、今年の三月定例会の予算審査特別委員会で委員の皆さん方の質問によりまして発覚してまいりました。

したがいまして、今年の三月定例会の最終日には次のような決議が可決されております。読み上げます。「総合体育館における契約事務等の調査及び結果並びに報告に関する決議について。平成三十一年五條市議会第一回三月定例会の予算審査特別委員会の総括質問において、総合体育館における契約事務や体育館用備品購入事務について、発注金額や発注業者等不明瞭な点が多く発覚した。事務執行上の問題点が多々あり、例えば平成二十九年入札における入札で登録のない業者が入札に参加したり、随時契約において登録のない業者が受託したり、平成三十一年度においては、柔道畳の敷込みにおいても、同様に登録のない業者と契約を締結し、その後に登録を行っている。

議会としても今後、徹底した調査を行う予定であるが、理事者側においても、第三者機関で調査究明を行い、その結果について報告を求めるものである。

以上、決議する。平成三十一年三月二十日、五條市議会」ということで可決されているわけであります。

その後、六月定例会の議員全員協議会においてもいろいろと議員の方から質問が outcome 出まして、理事者の方からの答弁がありましたけれども、やはり疑問点もたくさん出てきましたので、市長の方から監査委員に対して監査の依頼がありまして、その依頼に基づいて監査の皆さん方が監査していただいて、その報告が今回いただいたこの報告書であるわけであります。この報告書の内容はもう皆さん方も御存じのように、監査の柱は、一、柔道畳の購入及び敷込み等に関する事務について。二つ目の柱は合宿補助金について。三つ目の柱は備品購入における入札に関する事項について。四つ目は入札参加資格審査申請手続きに関する事項について。五つ目はその他についてということで、第六、最後には

監査委員の皆さん方の「終わり」ということで意見が添えられておりますけれども、この監査結果の中におきましては、柔道畳の敷込み料や、選手の皆さん方の宿泊料については大会の実行委員会と公園緑地課の両方から支払われているということが監査委員の皆さん方は結論付けられておりますけれども、同時に結論付けはされていないのですけれども、再調査を求められているもの、疑問点、それがもうたくさん報告書の中にあります。

一般質問でも明らかにしましたように、畳の敷込み料は第一回シダースーパーカップ柔道大会以外のところで奈良県の高等学校体育連盟の主催の柔道大会でも払われておりますし、奈良県の柔道整復師会の柔道練習会でも払われておりますし、奈良県の柔道連盟の柔道大会でも払われているという、これについてはやはり監査委員の皆さん方も疑問を感じるという表現をされておりますし、この民間企業の柔道畳が五條市の公立の学校の中に長期間保管されておったということも責任を明確にする必要があるということで指摘されており、それ以外に疑問点、指摘がたくさんあるわけでありますから、三月定例会で市議会議員が決議しましたこの決議における責任からも、監査の皆さん方が大変奮闘していただいたけれども、まだ調査が必要な点もたくさんあるという点からおきまして、やはり今回の特別委員会の設置をして、そして市議会議員としての責任を果たすことが大変重要で求められていると思います。

市長始め理事者の皆さん方も調査に取り組むという答弁もありましたけれども、それはもう執行権者としての責任でありますから、当然それは進めていただく必要があると思います。しかしこれだけ大きな問題点と疑問点の多い監査結果が発表された以上は、理事者も頑張っているんだしながら我々議員もこの特別委員会を設置して検査に当たるといことが非常に重要な責任と判断をいたしまして、特別委員会設置に賛成させていただく次第でございます。

どうか多くの皆さん方の賛同をいただきますように、お願い申し上げます。

○議長（平岡清司） 以上で討論を終結いたします。

これより本件を起立により採決いたします。

お諮りいたします。特別委員会の設置及び地方自治法第九十八条第一項の権限を委任することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（平岡清司） 起立多数であります。

よって委員七名で構成する総合体育館における事務の執行についての特別委員会の設置及び地方自治法第九十八条第一項の権限を委員会に

委任することは可決されました。

意見調整のため、暫時休憩いたします。

午後五時二十八分休憩に入る

午後六時二十八分再開

○議長（平岡清司）休憩前に引き続き会議を再開いたします。

ただいまの出席議員数は定足数に達しておりますので、会議が成立いたします。

○議長（平岡清司）先ほど総合体育館における事務の執行について特別委員会が設置されました。

この際、申し上げます。特別委員会の委員選任については、日程に追加し議題とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（平岡清司）御異議なしと認めます。よって本案を日程に追加し、議題とすることに決しました。

追加議案及び日程を配布させます。

配布漏れはございませんか。――。

配布漏れなしと認めます。

○議長（平岡清司）これより日程に入ります。

追加日程第一、選第一号について議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（井筒昭則）選第一号 特別委員会委員の選任について。

五條市議会委員会条例第六条第一項の規定により、委員の選任を行う。

令和元年九月十日提出

五條市議会

○議長（平岡清司）先ほど設置されました総合体育館における事務の執行についての特別委員会の委員の選任につきましては、あらかじめ御協議をいただいておりますので、委員会条例第六条第一項の規定により私から指名いたします。

総合体育館における事務の執行についての特別委員会の委員は、大谷龍雄議員、藤富美恵子議員、山口耕司議員、岩本 孝議員、窪 佳秀議員、養田全康議員、伊谷賢司議員。

以上、七名の方をお願いいたします。

なお、正副委員長の選出等について御協議賜りたいと思いますので、各位には本日、本会議終了後、議長室に御参集願います。

○議長（平岡清司）次に日程第十九、認第一号から認第九号までの九議案を一括して議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（井筒昭則）認第一号 平成三十年度五條市一般会計歳入歳出決算認定について。

認第二号 平成三十年度五條市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について。

認第三号 平成三十年度五條市下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について。

認第四号 平成三十年度五條市墓地事業特別会計歳入歳出決算認定について。

認第五号 平成三十年度五條市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について。

認第六号 平成三十年度五條市大塔診療所特別会計歳入歳出決算認定について。

認第七号 平成三十年度五條市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について。

認第八号 平成三十年度五條市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について。

認第九号 平成三十年度五條市水道事業会計決算認定について。

○議長（平岡清司）提案理由の説明を求めます。小森会計管理者。

〔会計管理者 小森比登美登壇〕

○会計管理者（小森比登美）ただいま上程をいただきました認第一号から認第九号までの平成三十年度一般会計、各特別会計及び水道事業会計の歳入歳出決算につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

別冊の平成三十年度五條市歳入歳出決算書を御覧いただきたいと存じます。

二ページから三ページをお開き願います。

五條市会計別歳入歳出決算総括表により、要点のみにつきまして御説明申し上げますので、御了承賜りたいと存じます。

まず、認第一号の一般会計につきましては、歳入歳出予算現額二百三十九億九千六百八十三万九百八十円に対しまして、収入済額二百九億四千万九百八十三万八千九百八十八円、支出済額二百五億八千九百九十四万六千六百六十二円九角九分六厘でございます。歳入歳出差引額は、四億四千九百九十二万五千五百二十二円でございます。

また、翌年度への繰越すべき繰越事業費は、十八億二千五百六十二万六千六百六十円でございます。

恐れ入りますが、三百八十八ページを御覧願います。

「実質収支に関する調書」でございます。

区分四の「翌年度へ繰り越すべき財源」が、繰越事業費のうち一億四千六百七十三万五千六百六十円でございます。したがって、区分三の「歳入歳出差引額」から、この区分四の「翌年度へ繰り越すべき財源」を差し引きいたしました。平成三十年度一般会計の実質収支額は、区分五のとおり三億二百二十八万九千九百九十二円の黒字決算となります。

それでは、先ほどの二ページから三ページにお戻り願います。

続きまして、認第二号の国民健康保険特別会計につきまして、御説明申し上げます。

予算現額四十五億二千三百八十四万四千円に対しまして、収入済額四十一億二千四百一十一万六千八百八十四円、支出済額四十一億一千八百九十八万七千二百七十七円でございます。歳入歳出差引額は、五百二十二万三千六百五十七円の決算となります。

この内容につきましては、決算書の四百二十六ページに計上してございますので、後ほど御清覧いただきたいと存じます。

次に、認第三号の下水道事業特別会計につきましては、予算現額十一億四千五百二十万円に対しまして、収入済額十億八千四百八十八万九千二百二十一円、支出済額十億五千五百一十一万八千六百二十七円となり、これを差し引きいたしました平成三十年度の実質収支は、二千六百三十

七万四千九十四円となり、この残額は下水道事業が地方公営企業法の財務適用を行ったことに伴い、五條市下水道事業会計へ引き継ぎました。次に、認第四号の墓地事業特別会計につきましては、予算現額一千九十六万円に對しまして、収入済額九百三十万三千九十八円、支出済額九百三十万三千九十八円でございます。これを差し引きいたしました平成三十年度の実質収支は、ゼロ円の決算となります。

次に、認第五号の介護保険特別会計につきましては、予算現額四十億六千四万五千円に對しまして、収入済額三十八億九千三百九十六万二千九百九十九円、支出済額三十八億二千六百八十五万七千八百円でございます。歳入歳出差引額は、六千七百一十一万二千九百二十一円の決算となります。

次に、認第六号の大塔診療所特別会計につきましては、予算現額四千二百三十万円に對しまして、収入済額三千七百三十万六千二百五円、支出済額三千七百三十万六千二百五円でございます。これを差し引きいたしました平成三十年度の実質収支は、ゼロ円の決算となります。

次に、認第七号の農業集落排水事業特別会計につきましては、予算現額四百五十万円に對しまして、収入済額四百三十一万百十四円、支出済額四百三十一万百十四円でございます。これを差し引きいたしました平成三十年度の実質収支は、ゼロ円の決算となります。

次に、認第八号の後期高齢者医療特別会計につきましては、予算現額四億七千七百四十万円に對しまして、収入済額四億五千六百三十三万三百五十六円、支出済額四億五千八百八十八万三千五百五十円でございます。歳入歳出差引額は、七十四万六千八百六円の決算となります。

次に、認第九号の五條市水道事業会計につきましては、御説明を申し上げます。別冊の平成三十年度五條市水道事業会計決算書を御覧いただきたいと存じます。

一 ページから二ページをお開き願います。決算報告書により、御説明を申し上げます。

まず、(一) 収益的収入及び支出では、収入第一款水道事業収益の決算額は、十一億四百七十六万七千八百八円、支出第一款水道事業費用の決算額は、十一億九百八十六万三千四百九十三円でございます。

次に、(二) 資本的収入及び支出では、収入第一款資本的収入の決算額は、十億一千二百一十一万一千百三十円、支出第一款資本的支出の決算額は、十三億六千九百十四万五千六百一十一円でございます。

なお、資本的収入額が資本的支出額に對して不足する額、三億五千七百十三万四千四百八十一円につきましては、一番下の「表の欄外」にございますとおり、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額七千九十八万八千三百六十七円と当年度分損益勘定留保資金二億八千

五百十四万六千百十四円をもって、補てんした次第でございます。

次に、三ページをお開き願います。

平成三十年五條市水道事業損益計算書でございます。

下から二行目のとおり、当年度純損失は、五千八百三十八万八千六百二十円でございます。

これは、一営業収益、三営業外収益、五特別利益の合計から、二営業費用、四営業外費用、六特別損失の合計を差し引きしたものでございます。なお、同額が当年度未処理欠損金となっております。

この未処理欠損金につきましては、五ページをお開き願います。

下の方に、平成三十年五條市水道事業欠損金処理計算書(案)がございます。

一、当年度未処理欠損金五千八百三十八万八千六百二十円につきましては、二、利益剰余金処理額(一)建設改良積立金五千八百三十八万八千六百二十円で補てんさせていただきます。

以上で、認第一号から認第九号までの各会計の決算につきましての御説明を終わらせていただきます。御議決賜りますよう、よろしくお願ひ申し上げます。

○議長(平岡清司) 提案理由の説明が終わりました。

次に代表監査委員から決算並びに財政及び経営健全化の審査意見を求めることにいたします。竹田和彦代表監査委員。

〔代表監査委員 竹田和彦登壇〕

○代表監査委員(竹田和彦) ただいま議長から発言の許可をいただきましたので、平成三十年五條市一般会計・特別会計、公営企業会計の決算、及び基金運用状況、並びに財政経営健全化に係る審査の結果につきまして御報告申し上げます。

恐れ入りますが、別冊の『五條市決算及び財政(経営)健全化審査意見書』を御覧いただきたいと存じます。

初めに、一般会計及び特別会計の決算並びに基金運用状況の審査につきまして御報告申し上げます。

恐れ入りますが、二ページを御覧いただきたいと存じます。

「第三 審査の方法」につきましては、市長から提出されました一般会計・特別会計歳入歳出決算書及び附属書類並びに基金運用状況調書を関係諸帳簿と照合し、計数の正確性、予算の執行状況について検討し、併せて必要に応じ関係職員から説明を聴取して審査を実施いたしま

した。

「第四 審査の結果」につきましては、審査に付された各会計の決算書類は、いずれも関係法令に準拠して作成されており、計数は正確であると認められました。また、予算の執行状況についても、概ね適正妥当であると認められました。

なお、審査の概要及び意見につきましては、次ページ以降に記載しておりますので、後刻御清覧を賜りたいと存じます。

次に、六十四ページから「第五 審査の意見」を記載しております。

恐れ入りますが、七十ページの「むすび」を御覧いただきたいと存じます。

本年度の一般会計の決算状況は、実質収支額が三億二百二十八万九千円の黒字決算となり、前年度実質収支額を差し引いた単年度収支額も一億七千九百四十七万九千円の黒字となっております。

この要因につきましては、前年度と比較して歳入においては、市税が六千六百四十三万六千円の減収、普通交付税が一億五千八十八万六千円の減少等はあるものの、財政調整基金及び減債基金から十六億八百七十八万一千円を繰り入れたことなどにより、一般財源収入が十億六千二百九十九万六千円増加しております。

また、歳出においては、公債費元金償還額が二億一千三十一万三千円増加、減債基金及び公共施設整備基金等への積立が六億四百七十八万一千円増加したことなどにより、一般財源支出が七億七千六百六十九万九千円増加しております。これらの収支差額により単年度収支額が黒字となっております。

このように、本年度の歳入歳出決算においては、基金の取崩しと積立てがそれぞれ大きく関わっており、決算を行うに当たり資金調達に苦慮された状況が伺えます。

また今後において、計画的で健全な行財政の運営により、行政課題解消への取組とともに、市民生活の向上と福祉の増進が図られることを期待するものであります。

次に、公営企業会計の決算に係る審査について御報告申し上げます。

恐れ入りますが、八十一ページを御覧いただきたいと存じます。

「第四 審査の結果」につきましては、審査に付された決算書類は、地方公営企業関係法令に準拠して作成されており、関係諸帳簿の照合点検の結果、計数は正確であることが認められ、経営成績及び財政状態が適正に表示されているものと認められました。

なお、審査の概要につきましては、次ページ以降に記載しておりますので、後刻御清覧を賜りたいと存じます。

次に、九十九ページから「第五 審査の意見」を記載しております。

恐れ入りますが、百ページ下段を御覧いただきたいと存じます。

水道事業においては、少子化の進展等による人口の減少、景気の低迷、節水機器の普及等により、給水量の減少が続く、今後も水需要の大幅な増加が見込みにくい状況にあります。

一方、創設当初の施設においては、老朽化が顕著となっており、既設老朽管の更新費用や震災に備えた改修整備費用、簡易水道統合整備及び水道未普及地域解消事業等に係る費用、安定水利権に係る水源創出費の決済と償却の上乗せなど、今後も厳しい財政状況が予測されておりますが、引き続き安全で良質な水道水の安定供給に努められることを望むものであります。

次に、財政及び経営健全化の審査につきまして御報告申し上げます。

恐れ入りますが、百ページを御覧いただきたいと存じます。

「第三 審査の方法」につきましては、市長から提出されました算定の基礎となる事項を記載した書類と関係諸帳簿を照合し、書類が決算書及び統計数値に基づき適正に表示されているか、算定が適切に行われているか、また計数の内容について検討し、併せて市の財政担当者、各会計の担当職員から説明を求め、審査を実施いたしました。

「第四 審査の結果」につきましては、審査に付された健全化判断比率及び資金不足比率、並びにその基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成され表示されているものと認められました。

次に、下表の健全化判断比率のうち、①実質赤字比率及び②連結実質赤字比率につきましては、いずれも赤字額がないため該当数値はなく、「ハイフン」表示となっております。

次に、③実質公債費比率につきましては、早期健全化基準の二五・〇パーセントに対して一五・三パーセント、④将来負担比率につきましては、早期健全化基準の三五・〇パーセントに対して二二・三・一パーセントとなっております。

続きまして、恐れ入りますが、百三ページを御覧いただきたいと存じます。

水道事業経営健全化審査における資金不足比率でございますが、ここでも資金不足が生じていないため該当数値はなく、表内は「ハイフン」表示となっております。

以上のとおり、いずれの比率においても、国の基準値を下回っておりますので、財政健全化計画などの策定には該当しておりませんが、毎年、数値は悪化しており、財政の健全性確保のため、なお一層効率的な行財政運営に努められることを望むものであります。

以上で、決算及び財政経営健全化審査意見書の報告を終わらせていただきます。

ありがとうございます。

○議長（平岡清司） 決算並びに財政及び経営健全化の審査意見が終わりました。（「九番」の声あり）九番議会運営委員会山口耕司委員長。

○九番（山口耕司） ただいま上程されております認第一号から認第九号までの九議案は、いずれも平成三十年度における各会計決算の認定でありますので、これら議案につきましては、特に慎重審議を期するため、例年のとおり決算審査特別委員会を設置していただきたいと思っております。なお、委員の数は七人とし、その選任につきましては議長に一任したいと思います。

○議長（平岡清司） お諮りいたします。

ただいま山口耕司議会運営委員会委員長から御提案がありましたように、本案は慎重審査を期するため、決算審査特別委員会を設置して、審査を付託したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（平岡清司） 御異議なしと認めます。

よって本案は、決算審査特別委員会を設置して、これに付託することに決しました。

なお、決算審査特別委員会の委員の定数は七人とし、選任につきましてはあらかじめ御協議願っておりますので、私から指名いたします。

一番伊谷賢司議員、四番牧野雅一議員、五番吉田 正議員、七番岩本 孝議員、八番福塚 実議員、九番山口耕司議員、十二番大谷龍雄議員。

以上、七名の方をお願いいたします。

なお、正副委員長の選任並びに審査の日程等につきまして御協議を賜りたいと思っておりますので、各位には本会議終了後、直ちに議長室に御参集願います。

○議長（平岡清司） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

あす十一日から二十四日まで休会とし、次回二十五日午前十時に再開して、議案審議を行います。
本日は、これをもって散会いたします。

午後六時五十五分散会